

參 考 資 料

新型コロナウィルス感染症等の影響を踏まえた 生活困窮者支援の実態調査（アンケート）

【生活困窮者自立支援制度 担当課】

都道府県	自治体名
担当部署名	担当者名
電話番号	FAX
E-mail	

I. 基本情報

1. 生活困窮者自立支援制度の実施状況

(1) 自立相談支援事業の実施状況

①令和3年4月1日時点において、運営方法別の自立相談支援機関の箇所数を記入してください。
②運営方法が委託、直営+委託の場合、「②委託先」に〇をつけ、併せて「委託先の調達方法」について選択肢よりあてはまるものに〇をつけください。

③委託先の選択にあたりどのような観点から評価を行っていますか。「②委託先の調達方法」で、「2」「4」「6」を選択した場合、貴自治体における委託先の選定基準（評価の内容）としてあてはまる番号に〇をつけてください。

①自立相談支援機関の箇所数	直営	委託	直営+委託	合計
運営方法 箇所数	カ所	カ所	カ所	カ所

②委託先と委託先の調達方法	委託先の調達方法 (あてはまるものすべてに〇)	委託先の調達方法 (あてはまるものすべてに〇)
1. 社会福祉法人（社協以外）	1. 一般競争入札（価格のみ）	1. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）
2. 社会福祉協議会	2. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	2. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）
3. 医療法人	3. 指名競争入札（価格のみ）	3. 指名競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）
4. 社団法人・財團法人	4. 指名競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）	4. 指名競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）
5. 株式会社等	5. 財意契約（企画提案なし）	5. 財意契約（企画提案なし）
6. NPO法人	6. 特になし	6. 特になし
7. 生協等協同組合	7. その他	7. その他
()		

(2) 在宅事業の実施状況

- ①令和3年4月1日時点において、実施している任意事業等すべてに〇をつけ、それぞれの運営方法についてあてはまる番号に〇をつけてください。
- ②また、実施している事業の「運営方法」が委託、直営+委託の場合には、併せて委託先の調達方法についてあてはまる番号に〇をつけてください。

※管内に複数の園域があり、園域によって状況が異なる場合は、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。
※各事業を委託、直営+委託により実施している場合、委託先の選定にあたり、どのような観点から評価を行っていますか。「②委託先の調達方法」で、「2. 一般競争入札（企画提案と金額を考慮する総合評価）」「6. 隨意契約（企画提案の内容）としてあてはまる番号に〇をつけてください。

※管内に複数の園域があり、園域によって状況が異なる場合は、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。
※管内に複数の園域があり、園域によって状況が異なる場合は、あてはまる番号すべてに〇をつけてください。

①任意事業等の実施状況	〔「2」「4」「6」の場合〕 ③委託先の選定基準（評価の内容） (すべてに〇)		
	1. 事業内容に関する実績・能力	2. 理念・基本方針・事業計画の策定	3. 組織の運営管理
②委託先の調達方法 (すべてに〇)	4. 人材の確保・育成（職員の教育・研修に関する計画、実施）	5. 職員の就業状況・待遇への配慮	6. 特になし
③委託先の選定基準（評価の内容） (すべてに〇)	7. その他の → 2.4.6 いずれかの場合 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
④被保護者 就労準備 支援事業	1. 就労準備 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
⑤家計改善 支援事業	2. 一時生活 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
⑥子ども 学習・生活 支援事業	3. 家計改善 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
⑦被保護者 就労準備 支援事業	4. 被保護者 就労準備 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
⑧被保護者 家計改善 支援事業	5. 被保護者 家計改善 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()
⑨被保護者 家計改善 支援事業	6. 被保護者 家計改善 支援事業	1. 2. 3 → 1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()	1. 2. 3. 4. 5. 6 → ()

2. 職員体制

(1) 所管部局

令和3年4月1日時点において、生活困窮者自立支援制度を相当する職員数（実人数）についてお答えください。（※都道府県においては、本庁の体制についてお答えください）

常勤	非常勤	兼務
専従	非常勤	兼務
人	人	人
人	人	人

以下は、自立相談支援事業の支援員等の配置状況について、ご記入ください。

(2) 令和3年4月1日時点において、自立相談支援事業における支援員等の経験年数（相談援助による通算の経験年数）について種別・勤務形態別に下表内に人數をご記入ください。箇印が複数ある場合は、任意の1箇所の自立相談支援機関の支援員の人数を記載してください。

<専従・兼務の考え方>

- 専従：自立相談支援機関の支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）以外の職務に従事しないこと。
※自立相談支援機関の支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）の職種間で兼務していることは、従事時間の長い方に計上してください。
- 兼務：自立相談支援機関の支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）以外の職務にも従事していること。（自立相談支援機関の支援員（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）の職種間の兼務は含まない）

(3) 令和3年4月1日時点において、支援員等の中で、貴自治体の自立相談支援機関の職員として從事する以前、下記のような歴史を有する職員はいますか。職種ごと、あてはまる番号すべてに○をつけてください。箇印が複数ある場合は、任意の1箇所の自立相談支援機関の支援員について記載してください。

職種	勤務形態	経験年数				支授員の職種（過去に就いたことのある職業）※すべてに○
		①1年未満	②1年以上3年未満	③3年以上5年未満	④5年以上	
①主任相談支援員	常勤	専従	人	人	人	1 相談員・指導員 ワーカー
	常勤	兼務	人	人	人	2 介護専門員・アシスタント ヘルパー
	非常勤	兼務	人	人	人	3 介護職員・ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 看護師・保健師 セラピスト アコーサルタント 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
②相談支援員	常勤	専従	人	人	人	4 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	常勤	兼務	人	人	人	5 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	非常勤	専従	人	人	人	6 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
③就労支援員	常勤	専従	人	人	人	7 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	常勤	兼務	人	人	人	8 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	非常勤	専従	人	人	人	9 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
④管理職	常勤	専従	人	人	人	10 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	常勤	兼務	人	人	人	11 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
	非常勤	専従	人	人	人	11 看護師・保健師 セラピスト アシスタント ヘルパー 社会福祉士 理学療法士・作業療法士 リハビリテーション系職員 会議会議員 自治体職員 キヤリアンセラフ アコーサルタント
⑤事務職員	常勤	専従	人	人	人	1 その他の職員
	常勤	兼務	人	人	人	2 その他の職員
	非常勤	専従	人	人	人	3 その他の職員
⑥通訳者（外国人・多言語対応）	常勤	専従	人	人	人	4 その他の職員
	常勤	兼務	人	人	人	5 その他の職員
	非常勤	専従	人	人	人	6 その他の職員

Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者・支援対象者像

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後で、相談者の属性や特徴には、どのような変化がありましたか。日頃の相談対応を振り返り、コロナ感染拡大前と現在とで異なると感じる相談支援ニーズを思い起こしながら、「感染拡大前」「感染拡大後」それぞれについて、次の選択肢のうち、多いものを最大3つまでを選んでください。

【感染拡大前】

(性別・年代・世帯構成) ※3つまで○	①属性	1. 高齢・単身(男性) 2. 高齢・単身(女性) 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供からなる世帯(若年～中年) 5. 若年・単身(男性) 6. 若年・単身(女性) 7. 中年・単身(男性)	8. 中年・単身(女性) 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯(若年～中年) 11. 夫婦と子供からなる世帯(若年～中年) 12. 夫婦と両親からなる世帯(若年～中年) 13. 夫婦とひとり親からなる世帯 14. その他()
	②特徴	1. 病気(メントルヘルス含む) 2. 障害(軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 住まい不安定・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)	9. 家族関係・家族の課題(家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む) 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業(個人事業主を含む)・フリーランス 13. 不安定就労(非正規雇用等) 14. 低所得 15. 低年金 16. その他()
	③年齢階級	(1つだけ選択)	1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
	④特徴	(あてはまるもの全て選択)	1. 病気(メントルヘルス含む) 2. 障害(軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 住まい不安定・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)
	⑤住まいの形態	(1つだけ選択)	1. (本人・同居家族の)持ち家(戸建て) 2. (本人・同居家族の)持ち家(集合住宅) 3. 民間の賃貸住宅 4. 公営賃貸住宅 5. 社宅・寮等
	⑥就労状況	(あてはまるもの全て選択)	1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労(働く意思がない) 5. 未就労(働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない) 6. 中間的就労(支援付就労)中

(性別・年代・世帯構成) ※3つまで○	①属性	1. 高齢・単身(男性) 2. 高齢・単身(女性) 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供からなる世帯(若年～中年) 5. 若年・単身(男性) 6. 若年・単身(女性) 7. 中年・単身(男性)	8. 中年・単身(女性) 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯(若年～中年) 11. 夫婦と子供からなる世帯(若年～中年) 12. 夫婦と両親からなる世帯(若年～中年) 13. 夫婦とひとり親からなる世帯 14. その他()
	②特徴	1. 病気(メントルヘルス含む) 2. 障害(軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 住まい不安定・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)	9. 家族関係・家族の課題(家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む) 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業(個人事業主を含む)・フリーランス 13. 不安定就労(非正規雇用等) 14. 低所得 15. 低年金 16. その他()
	③年齢階級	(1つだけ選択)	1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
	④特徴	(あてはまるもの全て選択)	1. 病気(メントルヘルス含む) 2. 障害(軽度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 住まい不安定・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立(ニート・ひきこもり等含む)
	⑤住まいの形態	(1つだけ選択)	1. (本人・同居家族の)持ち家(戸建て) 2. (本人・同居家族の)持ち家(集合住宅) 3. 民間の賃貸住宅 4. 公営賃貸住宅 5. 社宅・寮等
	⑥就労状況	(あてはまるもの全て選択)	1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労(働く意思がない) 5. 未就労(働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない) 6. 中間的就労(支援付就労)中

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により新たに表出した支援対象者の代表的なイメージ

貴自治体の自立相談支援機関において支援した相談者のうち、前頁【感染拡大後】で選択した「①属性(性別・年代・世帯構成)」と「②特徴」に該当する支援対象者の代表的・典型的なケースを1～3事例程度選んでいただき、下記に記入ください。

都道府県等において【選択・自立相談支援機関が複数ある場合は、任意の1箇所の自立相談支援機関を選択し、その支援ケースについて記載してください。(委託で実施している場合、お手数ですが、必要に応じて委託先に聞き取りを行うなどして、記載をお願いします。)

*該当するケースがない場合は、記入不要です。

【代表的なケース 1】

【選択・自立相談支援機関が複数ある場合は、任意の1箇所の自立相談支援機関を選択し、その支援ケースについて記載してください。(委託で実施している場合、お手数ですが、必要に応じて委託先に聞き取りを行うなどして、記載をお願いします。)*	①属性	1. 高齢・単身(男性) 2. 高齢・単身(女性) 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供からなる世帯(若年～中年) 5. 若年・単身(男性) 6. 若年・単身(女性) 7. 中年・単身(男性)	8. 中年・単身(女性) 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯(若年～中年) 11. 夫婦と子供からなる世帯(若年～中年) 12. 夫婦と両親からなる世帯(若年～中年) 13. 夫婦とひとり親からなる世帯 14. その他()
	②性別(1つだけ選択)	1. 男性 2. 女性	3. その他
	③年齢階級	1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳	5. 50～59歳 6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70～74歳
	④特徴	(あてはまるもの全て選択)	9. 家族関係・家族の課題(家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む) 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業(個人事業主を含む)・フリーランス 13. 不安定就労(非正規雇用等) 14. 低所得 15. 低年金 16. その他()
	⑤住まいの形態	(1つだけ選択)	1. (本人・同居家族の)持ち家(戸建て) 2. (本人・同居家族の)持ち家(集合住宅) 3. 民間の賃貸住宅 4. 公営賃貸住宅 5. 社宅・寮等
	⑥就労状況	(あてはまるもの全て選択)	6. 保護施設・救護施設・更生施設、宿泊提供施設等・その他福利施設 7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等 8. その他()
	【就労形態(〇は1つ)】	1. 正規職員 2. 非正規(パート・アルバイト) 3. 非正規(派遣社員) 4. 非正規(契約社員・嘱託社員) 5. 自営その他 6. 不明	※「1」「2」の場合は、赤線で囲んで記入して下さい。

【代表的なケース 2】

⑦1 カ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合、金額を記載。概算の金額を記載。金額を把握できない場合は、「不明」と記載。	コロナ禍前 約（ ）万円/月	コロナ禍後 約（ ）万円/月 (相談開始～プラン作成頃)	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供のみの世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性） 8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯（若年～中年） 11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年） 12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年） 13. 夫婦とひとり親から成る世帯（ ） 14. その他（ ）
	支出面の問題 ⑧相談開始～プラン作成頃 困りごと・トラブル等の内容 (あてはまるもの全てに○)	就労関連の問題 ⑨住まいの問題 (あてはまるもの全てに○)	1. 高齢管理ができないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないこともあります） 2. 医療・介護に要する費用による支出過多 3. 育児・教育に要する費用による支出過多 4. 債務（多重・過重）による支出過多 5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多 6. 収入のない同居者による支出過多 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明 1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のため就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 本人の疾病・障害等による就職困難 5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難 6. 離退職を繰り返す 7. 職場の人間関係トラブル 8. 自営業/会社経営の業績不振 9. その他（ ） 10. 特になし 11. 不明 1. 住まいがない・住むところが定まつ 2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題 3. 家賃・税金、維持費等の居住費負担が重い 4. 転居を迫られている/その心配がない 5. 保証人がいなくて入居/転居ができる 6. 他の（ ） 7. 特になし 8. 不明 11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減 16. コロナの影響により勤め先が休業・休業（倒産）となり解雇や雇い止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職 18. コロナируス感染症に罹患により休職・退職 19. その他（ ） 20. 初職における定着失敗（早期離職） 21. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む） 22. その他（ ）
⑩支援において苦慮しているポイント (自由記入)	⑪支援のポイント・工夫、活用した支援メニュー等の内容（自由記入）	※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。 ※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。 ※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。	コロナ禍前 約（ ）万円/月 (相談開始～プラン作成頃) コロナ禍後 約（ ）万円/月 (相談開始～プラン作成頃)

⑦1 カ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合、金額を記載。概算の金額を記載。金額を把握できない場合は、「不明」と記載。	コロナ禍前 約（ ）万円/月	コロナ禍後 約（ ）万円/月 (相談開始～プラン作成頃)
⑧相談開始～プラン作成頃 困りごと・トラブル等の内容 (あてはまるもの全てに○)	就労関連の問題 ⑨住まいの問題 (あてはまるもの全てに○)	1. 疾病の発症 2. 障害の診断・認定 3. 家族の介護・看病（疾病・障害） 4. 離婚 5. 家族の不仲、家庭不和の発生（DV・虐待等を含む） 6. 学校でのいじめ・不登校・中退等 7. 進学や就職活動の失敗 8. ひきこもり・ニート 9. 初職における定着失敗（早期離職） 10. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む） 11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減 16. コロナの影響により勤め先が休業・休業（倒産）となり解雇や雇い止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職 18. コロナируス感染症に罹患により休職・退職 19. その他（ ） 20. 初職における定着失敗（早期離職） 21. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む） 22. その他（ ）
⑩支援において苦慮しているポイント (自由記入)	⑪支援のポイント・工夫、活用した支援メニュー等の内容（自由記入）	※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。 ※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。 ※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。

【代表的なケース 3】

支出面の問題 (⑧相談開始～プラン作成段の困難・困りごと・トラブル等の内容(あてはまるもの全てに○))	1. 家計管理ができないことによる支出過多 2. 医療・介護に要する費用による支出過多 3. 育児・教育による支出過多 4. 債務（多重・過重）による支出過多 5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多 6. 収入のない同居者による支出過多 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明	1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のたがい就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 本人の疾病・障害等による就職困難 5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難 6. 離退職を繰り返す	7. 職場の人間関係トラブル 8. 自営業/会社経営の業績不振 9. その他（ ） 10. 特になし 11. 不明	1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のたがい就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 本人の疾病・障害等による就職困難 5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難 6. 離退職を繰り返す	7. 職場の人間関係トラブル 8. 自営業/会社経営の業績不振 9. その他（ ） 10. 特になし 11. 不明
		1. 住まいがない・住むところが定まつ 2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある 3. 住まいがある（老朽化、ハリアフリーでない、狭い等） 4. 住まいの負担が重い	4. 転居を迫られている/その心配がない 5. 保証人がいないくて入居/転居ができる 6. その他の特徴 7. 特になし 8. 不明	4. 転居を迫られている/その心配がない 5. 保証人がいないくて入居/転居ができる 6. その他の特徴 7. 特になし 8. 不明	4. 転居を迫られている/その心配がない 5. 保証人がいないくて入居/転居ができる 6. その他の特徴 7. 特になし 8. 不明
⑨困難状態等に至ったきっかけや人生の転換期（ターニング・ポイント）となつた出来事(あてはまるもの全てに○)	1. 疾病の発症 2. 障害の診断・認定 3. 家族の介護・看病（疾病・障害） 4. 離婚 5. 家族の不仲、家庭不和の発生（DV・虐待等を含む） 6. 学校でのいじめ・不登校・中退等 7. 進学や就職活動の失敗 8. ひきこもり・ニート 9. 初職における定着失敗（早期離職） 10. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む）	9. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 10. 債務発生 11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等 16. コロナの影響により勤め先が休業・産業（倒産）となり解雇や雇止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等 16. コロナの影響により勤め先が休業・産業（倒産）となり解雇や雇止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等 16. コロナの影響により勤め先が休業・産業（倒産）となり解雇や雇止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職	11. 世帯の収入源の喪失（配偶者・親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等 16. コロナの影響により勤め先が休業・産業（倒産）となり解雇や雇止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職
		※相談の中で把握している、相談者がこれまでに経験した困難・困難等についてお答えください。	18. コロナialis感染症に罹患により休職・退職	18. コロナialis感染症に罹患により休職・退職	18. コロナialis感染症に罹患により休職・退職
⑩支援において苦慮しているポイント（自由記入）	（自由記入）	19. その他（ ）	19. その他（ ）	19. その他（ ）	19. その他（ ）
⑪支援のポイント・工夫、活用した支援メニュー等の内容（自由記入）	（自由記入）	（自由記入）	（自由記入）	（自由記入）	（自由記入）

支出来の問題 (⑧相談開始～プラン作成段の困難・困りごと・トラブル等の内容(あてはまるもの全てに○))	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供のみの世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性） 8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯（若年～中年） 11. 夫婦と子供からなる世帯（若年～中年） 12. 夫婦と両親からなる世帯（若年～中年） 13. 夫婦ひとり親からなる世帯（ ） 14. その他（ ）	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供のみの世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性） 8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯（若年～中年） 11. 夫婦と子供からなる世帯（若年～中年） 12. 夫婦と両親からなる世帯（若年～中年） 13. 夫婦ひとり親からなる世帯（ ） 14. その他（ ）
		1. 性別（1つだけ選択） 2. 性別（1つだけ選択） 3. 年齢階級（1つだけ選択） 4. 特徴（あてはまるもの全て選択） 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等を含む） 9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安定就労（非正規雇用等） 14. 低所得 15. 低年金 16. その他（ ）
④特徴 (あてはまるもの全てに○)	1. 病気（メンタルヘルス含む） 2. 傷害・障害の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 生まない不安・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこもりもり等含む） 9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安定就労（非正規雇用等） 14. 低所得 15. 低年金 16. その他（ ）	1. 病気（メンタルヘルス含む） 2. 傷害・障害の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む) 3. 生まない不安・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこもりもり等含む） 9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安定就労（非正規雇用等） 14. 低所得 15. 低年金 16. その他（ ）
		⑤住まいの形態 (1つだけ選択) 1. (本人・同居家族の)持ち家（戸建て） 2. (本人・同居家族の)持ち家（集合住宅） 3. 民間の賃貸住宅 4. 公営賃貸住宅 5. 社宅・寮等 6. 一般就労中 7. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中 8. その他の特徴 ※「1」・「2」の場合 【就労形態（Oは1つ）】 1. 正規職員 2. 非正規（パート・アルバイト） 3. 非正規（派遣社員） 4. 非正規（契約社員・嘱託社員） 5. 自営その他 6. 不明
⑥就労状況 (あてはまるもの全てに○)	1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労（働く意思がない） 5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動をしていない） 6. 中間的就労（支援付就労）中 ※「1」・「2」の場合 【就労形態（Oは1つ）】 1. 正規職員 2. 非正規（パート・アルバイト） 3. 非正規（派遣社員） 4. 非正規（契約社員・嘱託社員） 5. 自営その他 6. 不明	1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労（働く意思がない） 5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動をしていない） 6. 中間的就労（支援付就労）中 ※「1」・「2」の場合 【就労形態（Oは1つ）】 1. 正規職員 2. 非正規（パート・アルバイト） 3. 非正規（派遣社員） 4. 非正規（契約社員・嘱託社員） 5. 自営その他 6. 不明
		⑦1 カ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合、核算の金額を記載。金額を把握できていない場合は、「不明」と記載。 コロナ禍後 (相談開始～プラン作成頃) 約（ ）万円/月

2. コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズ及びその対応状況

支出面の問題 ⑧相談開始～プラン作成後の困難・困りごと・トラブル等の内容 (あてはまるもの全てに○)	1. 家計管理ができないことによる支出過多 2. 医療・介護に要する費用による支出過多 3. 育児・教育に要する費用による支出過多 4. 借務（多重・過重）による支出過多 5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多 6. 収入のない同居による支出過多 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明	(1) コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズについて				前項の「1. 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者・支援対象者像」で回答されたような支援ニーズの変化等を受けて、貴自治体が実施する生活困窮者支援において、どのような取組が必要・重要とお考えですか。（以下の1～14のそれぞれについて、あてはまるもの1つにつけてください。）	
		また、実施している（実施予定を含む）取組があれば、右欄に○をつけ、次頁にその具体的な取組事業内容等についてご記入ください。				事業内容等についてご記入ください。	
就学関連の問題 ⑨困難状態等に至ったきっかけや人生の転換期（ターニング・ポイント）となつた出来事 (あてはまるもの全てに○)	1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のため就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 本人の疾病・障害等による就職困難 5. 家族の介護・看病・子育て等による就職困難 6. 離退職を繰り返す 7. 職場の人間関係トラブル 8. 自営業/会社経営の業績不振 9. その他（ ） 10. 特になし 11. 不明	(1) コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズについて				事業内容等についてご記入ください。	
		また、実施している（実施予定を含む）取組があれば、右欄に○をつけ、次頁にその具体的な取組事業内容等についてご記入ください。				事業内容等についてご記入ください。	
住まい関連の問題 ⑩支援において苦慮しているポイント (自由記入)	1. 住まいがない・住むところが定まつ 2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、ハリアフリーでない、狭い等） 3. 家賃、税金、維持費等の居住費負担が重い 4. 世帯の収入源の喪失（配偶者、親の失職・死亡等） 5. 家族の介護・看病（疾病・障害） 6. 離婚子育て等の開始 7. 進学や就職活動の失敗 8. ひきこもり・ニート 9. 初職における定着失敗（早期離職） 10. 初職以外の本人の失職（自営業の事業の失敗等を含む） 11. 世帯の収入源の喪失（配偶者、親の失職・死亡等） 12. 債務発生 13. 住まいの喪失 14. 非行・捕縛・犯罪等 15. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減 16. コロナの影響により勤め先が休業・産業（倒産）となり解雇や雇止め 17. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職 18. コロナウイルス感染症に罹患により休職・退職 19. その他（ ） 20. 教育委員会・学校との連携 21. 家計（債務含む）に関する相談 22. 新たなつながりの場づくり（子ども食堂、通いの場、見守り支援等） 23. アウトチ型の支援 24. その他（ ）	(1) コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズについて				事業内容等についてご記入ください。	
		また、実施している（実施予定を含む）取組があれば、右欄に○をつけ、次頁にその具体的な取組事業内容等についてご記入ください。				事業内容等についてご記入ください。	

次頁に具体的な内容をご記入ください。

【具体的な取組概要】

前頁で「実施（実施予定を含む。）」に○をつけた1～14の番号を記入し、その具体的な取組概要をご記載ください。また、その取組状況等としてあてはまるもの1つに○をつけてください。
取組状況で「2. 他機関・団体等と連携して実施」を選択した場合は、連携している他機関としてあてはまるもの全てに○をつけてください。
実施している事業のうち「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用した場合は、右欄に○をつけてください。

項目	具体的な取組概要 (1つだけ)	取組状況 (1つだけ)	※左記で「2」を 選択している他機関 (あてはまるもの 全てに○)
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	うち「新型コロナ ウイルス 感染症対 応地方創 生臨時交 付金」活 用の場合 ○
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	
	1. 自治体/自立相談支援機 関のみで実施 2. 他機関・団体等と 連携して実施	1. 社会福祉協議会 2. 社会福祉法人（准除外） 3. NPO法人 4. その他 ()	

※事業内容等がわかる資料があれば、お手数ですが参考に添付してください。

（2）生活困窮者支援において新たに連携を強化した機関・分野について

新型コロナウイルス感染症等の影響による生活困窮者との関わりや支援を進める中で、新たに連携を強化したい、もしくは、運営を強化した機関・分野等はありますか。（あてはまるもの全てに○）

■行政関係

【福祉・相談】	1. 生活保護・福祉事務所 2. 高齢者福祉 3. 傷害者福祉 4. 地域福祉 5. 児童福祉 6. ひとり親 7. 自殺対策担当	8. 地域包括支援センター 9. 児童相談所・児童家庭支援センター 10. 傷害者就業・生活支援センター 11. 地域子育て支援センター 12. 成年後見制度に係る中核機関 13. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター
【生活・インフラ】	14. 国民健康保険 15. 年金 16. 市町村税 17. 市町村営住宅 18. 都道府県営住宅 19. 水道	20. 教育委員会 21. 消防 22. 保健所・保健センター 23. 消費生活センター 24. 警察 25. 年金事務所
【就労支援】	26. 雇用・産業 27. ハローワーク・マザーズハローワーク	28. 地域若者サポートステーション 29. 職業訓練機関
【その他】	30. その他（ ）	31. 社会福祉協議会 32. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く） 33. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会 34. 消費者保護団体 35. 医師会 36. 医療機関（精神科） 37. 医療機関（上記37「精神科」以外） 38. 更生保護施設等 39. 保育所・幼稚園 40. 小学校 41. 中学校 42. 高等学校 43. その他の学校・大学等 44. 教育支援関係者・団体 45. 民生委員・児童委員 46. フードバンク活動団体 63. その他（ ）
■行政以外の関係機関	47. NPO法人・ボランティア団体（46以外） 48. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等） 49. 生活協同組合 50. 農業者・農業団体 51. 民間企業（求人開拓） 52. 民間企業（就労体験等の協力事業所） 53. 町内会・自治会、福祉委員 54. その他の地域住民 55. 電気・ガス等の供給事業者 56. 介護サービス事業者 57. 新聞配達所 58. 郵便局 59. 居住支援協議会 60. 不動産業者・家主等 61. 日本政策金融公庫 62. 多文化共生センター等外国人支援団体 63. その他（ ）	

(3) 新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響と課題について

3. 生活困窮者自立支援の機能強化について

新型コロナウイルス感染症による相談支援への影響として、どのようなことを課題に感じていますか。(1～16のそれぞれの項目について、あてはまるもの1つに○)

【外出自粛や行動制限】※保育園の休園や学校等の休校・移動自粛要請等	1. とても課題だと思う 2. やや課題だと思う 3. あまり課題とは思わない 4. 全く課題だと思わない 5. わからない
1. コロナの感染予防への意識から、経済的困難以外のひきこもりや障害(隠す)など、本来、相談に来たほうがよい方が相談に来れない可能性がある	1 2 3 4 5
2. 外出自粛の長期化等に伴い、家庭内不和・DV等の問題が表面化する	1 2 3 4 5
3. 精神疾患を抱える方の状態が悪化する可能性がある	1 2 3 4 5
【経済的リスク】(公的融資等の貸付利用者、ローン利用者等)	
4. 緊急小口資金・総合支援資金の返済ができるない相談者が急増する	1 2 3 4 5
5. 経済的困難からひきこもり状態の方や8050問題等が表面化する	1 2 3 4 5
6. 持ち家でローンが支払えない、収入は基準を超えているが借金返済のために家賃の支払いが難しくなっている場合など、住居確保給付金の対象外の方からの相談に対応できしない	1 2 3 4 5
【居住リスク】(住居確保給付金利用後)	
7. 住居確保給付金が再延長まで満了した時点で強制退去となってしまった相談者が増え、転居先を見つけるための居住支援が求められる	1 2 3 4 5
【顕在化しない相談ニーズ】	
8. 個人事業主や自営業、フリーランスの方などで、生活に困っているが、相談支援を求めておらず、相談対応に困難が生じている	1 2 3 4 5
9. 外出自粛や地域の交流の減少により、生活困窮者の抱える課題が周りから見えにくく、早期の相談につながりにくくなっている	1 2 3 4 5
【未就職活動、就業等のリスク】	
10. 再就職が難しい相談者が继续ケースとして滞留する	1 2 3 4 5
11. 営業やフリーランスの方などで、現在の仕事の再建を支援することが求められる(または他の仕事への就労支援に困難が生じている)	1 2 3 4 5
12. ひとり親や非正規シングル女性等の雇用環境の悪化が継続する	1 2 3 4 5
13. 就職氷河期世代の高年齢化に伴い要支援層が拡大する	1 2 3 4 5
14. 雇用市場が冷え込み、就労支援の相談が増加する	1 2 3 4 5
【外国籍の方のリスク】	
15. 外国籍の方からの相談が増え、言葉の壁により相談対応に困難が生じている	1 2 3 4 5
16. 外国籍の方の就労のマッチングにおいて、基本的に選択肢が限られている状況で、ハローワークにも合う人が少ない	1 2 3 4 5

(1) 生活困窮者の自立支援に関する機能強化の取組状況

① 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた、生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等のために、現在、取り組んでいる・取り組んだことはありますか。以下の1～17について、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、「実施したい・実施すべきだができない」取組についても、あてはまるもの全てに○をつけてください。

番号	項目	現在、取り組んでいる・取り組んだこと がある 実施した い・実施す べきだが ない
1	自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化	
2	自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置	
3	自立相談支援機関におけるアウトリーチの取組	
4	住居確保給付金の申請処理のための事務職員の雇用	
5	家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化	
6	LINEを活用した相談支援	
7	電話・メール・SNS(上記6を除く)などを活用した相談支援	
8	多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施	
9	自治体の商工部門等と連携した就労支援	
10	就労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化	
11	地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化	
12	子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の実施等)	
13	子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、困難者と関係機関とのコーディネート機能を担う職員の加配	
14	不安定居住者に対するアウトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化	
15	不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	
16	一時生活支援事業の実施促進に向けた共同実施体制への支援強化	
17	その他()	

②前頁①で「現在、取り組んでいる・取り組んだことがある」に○をつけた生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等に関する取組のうち、最も効果があつた取組について、その番号及び具体的内容・効果を下欄へご記入ください。

番号	具体的な取組内容・効果

(2) 自立相談支援機関等の人員の充足感

①自立相談支援機関

コロナ禍に伴う対応強化を含め、人員配置の充実の必要性についてご回答ください。(それぞれあてはまる番号に○)

また、「不足」と回答した場合、どのような職員等が必要か、下記にお答えください。

※区域（自立相談支援機関）が複数ある場合は、任意の1箇所についての状況をご記入ください。

※「1. 不足と回答した場合

①自立相談支援事業(ホームレス分除く)			
	1 不足	2 適切	3 過剰
主任相談支援員	1	2	3
相談支援員	1	2	3
就労支援員	1	2	3

②ホームレス対策の巡回相談			
	1 不足	2 適切	3 過剰
相談支援員	1	2	3
就労支援員	1	2	3

③その他の職員(上記①・②以外、管理者を含む)			
	1 不足	2 適切	3 過剰
例:事務員等 ()	1	2	3

②所管部局

責課の人員体制について、コロナ禍に伴う対応強化を含め、人員配置の充実の必要性について、現在の職員の過不足感についてご回答ください。(それぞれあてはまる番号に○)

※自立相談支援事業を「直営」で実施している場合は、自立相談支援機関の職員を除く所管部局の担当職員等についてご記入ください。また、「直営+委託」等で一部委託による実施の場合は、自立相談支援機関の職員として從事する方を除く所管部局の職員についてご回答ください。

(※都道府県においては、本件の体制についてお答えください)

	1. 不足	2. 適切	3. 過剰	4. 該当する職員なし
管理職	1	2	3	4
正規職員(管理職を除く)	1	2	3	4
特別職非常勤	1	2	3	4
臨時の任用	1	2	3	4
会計年度任用職員	1	2	3	4

(3) コロナ禍に対する生活困窮者自立支援制度の対応状況

①新型コロナウイルス感染拡大に伴い、厚生労働省からは新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支援策等について、各種事務連絡により各自治体へ情報提供していましますが(※下記URL参照)、それらに関してどの程度ご覧になつていましたか。(1つだけ○)

- 1. すべて把握している
- 2. 概ね把握している
- 3. 十分に把握できていない
- 4. ほとんど把握できていない

②上記①の事務連絡は、支援の現場にとつて役立ちましたか。(1つだけ○)

- 1. 大変役に立っている
- 2. 役に立っている
- 3. あまり役に立っていない
- 4. ほとんど役に立っていない
- 5. どちらともいえない

上記のようにご回答した理由をご回答ください。(自由記入)

- ③生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思いますか。(1つだけ○)
- 1. 大いに機能している
- 2. まあまあ機能している
- 3. あまり機能していない
- 4. ほとんど機能していない
- 5. どちらともいえない

(1) 自立相談支援事業

(1) 自立相談支援事業

新規相談対応や支援期間において、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、面談や各種の支援等に ICT を活用しましたか。（あてはまるもの 1 つに○）

※図域（自立相談支援機関）が複数ある場合は、任意の 1 カ所の状況について記載してください。

	1. すべての面談や支援等に ICT を活用した
	2. 一部の面談や支援等に ICT を活用した
	3. いずれの面談や支援等にも ICT を活用しなかった

【※「3. いずれの面談や支援等にも ICT を活用しなかった」場合】	
ICT を活用しなかった理由について、お答えください。（あてはまるもの全てに○）	
1.	該当するケースがなかった
2.	対面で実施すべきと判断した
3.	オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない
4.	オンラインで実施するための設備、機器がなかった ⇒ 1. 相談者・家族 2. 貴自立相談支援機関
5.	オンラインで実施するための方法がわからなかった、 ⇒ 1. 相談者・家族 機器の取り扱いができないがわからなかった 2. 貴自立相談支援機関
6.	その他（ ）

【※「1. すべての面談や支援等に ICT を活用した」「2. 一部の面談や支援等に ICT を活用した」場合】

面談や支援等に ICT を活用した場合、その方法と工夫点についてお答えください。
また、対面と比べて、ICT を活用した相談のメリット・デメリットは何ですか。

（あてはまるもの全てに○）

1) 方法	1. オンライン会議（テレビ会議）（LINE を除く） 2. メール 3. LINE 4. SNS 5. その他（ ）
2) 工夫点	1. カメラ映像を用いてオンラインで対話できるようにした 2. 検索問い合わせで実施した 3. メールや FAX 等の文書と電話を組み合わせて実施した 4. その他（ ） 5. 特になし
3) メリット	1. 潜在的な相談ニーズが顕在化しやすい 2. 対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなつた 3. 気軽にコミュニケーションをとれるようになった 4. 対象者の特性上、オンラインによる相談のほうが継続しやすい 5. 移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる 6. その他（ ） 7. 特になし
4) デメリット	1. 対象者の生活実態が把握しづらい 2. 対象者の心身の状況が把握しづらい 3. インターネットの接続不良による相談の妨げが発生する 4. 器材が不足しているため、多くの相談ができない 5. その他（ ） 6. 特になし

④コロナ禍において、「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール）」は有効に機能していると思いませんか。（1つだけ○）	
1. 大いに機能している	4. 「ほとんど機能していない
2. まあまあ機能している	5. どちらともいえない
3. あまり機能していない	

⑤「生活困窮者自立支援統計システム（業務支援ツール）」の機能について、どのようにお考えですか。 コロナ禍における相談対応を通じて、改善すべき機能や、付加すべき機能についてご意見・ご提案 があれば下記にご記入ください。（自由記入）	
改善すべき 機能	付加すべき 機能

政府による緊急事態宣言（令和 2 年 4 月 7 日・16 日）発令後から現在までの貴自治体の生活困窮者支援における ICT の活用等の対応状況について、次の（1）～（5）の各事業ごとにご回答ください。

※ここで ICT とは、パソコンや携帯情報端末（スマートフォン、タブレット）等の情報通信機器、 インターネットを介した情報通信ためのツール（アプリケーション）等を指しています。	
（1）自立相談支援事業	（2）社会福祉法人
（3）児童扶養手当支給事業	（4）障害者支援事業
（5）高齢者支援事業	（6）児童虐待等の相談支援事業

※【現在、就労準備支援事業を実施している自治体】のみ回答

(2) 就労準備支援事業

①新型コロナウィルスの影響下における就労準備支援事業の取組状況
新型コロナウィルスの影響を受けて、就労体験や職場実習、ビジネスマナー、面接、公募書類作成等の講座、その他、フリースペースの開設などの支援プログラムに加えて、開催日数や実施内容等を変更した点がありますか。既に変更前の状態に戻った場合も含めてお答えください。（あてはまるもの全てに○）。また、変更内容を具体的にご記入ください。

※囲みが複数ある場合は、任意の1カ所の状況について記載してください。

- 1. 開催頻度を減らした
- 2. 参加人数を減らした
- 3. 実施内容を変更した
- 4. 一定期間、開催中止や実施を見送った
- 5. その他（
 ）
- 6. 特になし

【※1～5を選択した場合】変更内容等を具体的にご記入ください（自由記入）

具体的な 変更内容

②就労準備支援プログラムのICT化について
就労準備支援プログラムの中で、オンライン通話やEラーニングのコンテンツを活用していますか。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 従来から、オンライン通話を活用している
- 2. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、オンライン通話を活用するようになった
- 3. 従来から、Eラーニングのコンテンツを活用している
- 4. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、Eラーニングのコンテンツを活用するようになった
- 5. ハーバーチャル職場見学・体験を実施している
- 6. 感染症予防に配慮しながら、対面により実施している（オンライン通話やEラーニングは活用していない）
- 7. 全てあるいは一部のプログラムを再開できていない
- 8. その他（
 ）

【※1～11を選択した場合】
1. 従来から、オンライン通話を活用している」「2. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、オンライン通話を活用するようになった」と回答した場合
オンライン通話を活用した取組みの具体的な内容をご記入ください。（自由記入）

--

【※「3. 従来から、Eラーニングのコンテンツを活用している」「4. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、Eラーニングのコンテンツを活用するようになった」と回答した場合】
Eラーニングのコンテンツの内容等、取組みの概要をご記入ください。（自由記入）

--

(3) 家計改善支援事業

家計改善支援事業の実施機関では、新型コロナウィルス感染拡大防止のため、面談や各種の支援等にICTを活用しましたか。（あてはまるもの1つに○）

※囲みが複数ある場合は、任意の1カ所の状況について記載してください。

- 1. すべての面談や支援等にICTを活用した
- 2. 一部の面談や支援等にICTを活用した
- 3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった

【※「3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった」場合】

ICTを活用しなかった理由について、お答えください。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 該当するケースがなかった
- 2. 対面で実施すべきと判断した
- 3. オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない
- 4. オンラインで実施するための設備、機器がなかった
⇒ 1. 相談者・家族
2. 貴家計改善支援機関
- 5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、
機器の取り扱いができない
⇒ 1. 相談者・家族
2. 貴家計改善支援機関
- 6. その他（
 ）

【※「1. すべての面談や支援等にICTを活用した」「2. 一部の面談や支援等にICTを活用した」場合】

面談や支援等にICTを活用した場合、その方法と工夫点についてお答えください。
また、対面と比べて、ICTを活用した相談のメリット・デメリットは何ですか。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|----------|---|
| 1) 方法 | 1. オンライン会議（テレビ会議・LINEを除く）
2. メール
3. LINE
4. SNS
5. その他（
） |
| 2) 工夫点 | 1. カメラ映像を用いてオンラインで対話できるようにした
2. 複数回にわけて実施した
3. メールやFAX等の文書と電話を組み合わせて実施した
4. その他（
）
5. 特になし |
| 3) メリット | 1. 潜在的な相談ニーズが顕在化しやすい
2. 対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなった
3. 気分にコミュニケーションをとれるようになった
4. 対象者の特性上、オンラインによる相談のほうが継続しやすい
5. 移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができます
6. その他（
）
7. 特になし |
| 4) デメリット | 1. 対象者の生活実態が把握しづらい
2. 対象者の心身の状況が把握しづらい
3. インターネットの接続不良による中断等の理由で、相談が円滑に進まない
4. 器材が不足しているため、多くの相談ができない
5. 対象者が持っている書類等の確認が難しく、時間がかかる
6. その他（
）
7. 特になし |

※【現在、子どもの学習・生活支援事業を実施している自治体】のみ回答

(4) 子どもの学習・生活支援事業

①下表の1～13の支援内容のうち、貴自治体が取り組む事業の中で「実施している支援内容」はありませんか。（あてはまるもの全てに○）
 また、「実施している支援内容」に○をつけた取組それぞれにおいて、新型コロナウイルスの影響を受けて、開催日数や実施内容等を変更した点がありますか。表下にある1～7の選択肢よりあてはまるもの全てを選び、その番号に○をつけてください。（「6. その他」を選んだ方は具体的な内容も併せてご記入ください）。

※既に変更前の状態に戻した場合は含めてお答えください。

項目	実施している支援内容 （あてはまるもの全てに○）
1. 学習支援	1・2・3・4・5・6
2. 居場所の提供・相談等（※1）	1・2・3・4・5・6
3. 家庭訪問での相談支援・助言（※2）	1・2・3・4・5・6
4. 体験活動・ボランティア活動等（※3）	1・2・3・4・5・6
5. 企業見学・職業体験	1・2・3・4・5・6
6. 大学等学校見学	1・2・3・4・5・6
7. 高校生世代に対する支援（※4）	1・2・3・4・5・6
8. 小学生や就学前児童に対する学習支援や生活習慣の改善等の支援	1・2・3・4・5・6
9. 保護者向け相談会・講座・交流会の開催	1・2・3・4・5・6
10. 電話やメール等による個別相談	1・2・3・4・5・6
11. 家庭訪問による対面相談・助言	1・2・3・4・5・6
12. 進学に必要な公的支援等の情報提供	1・2・3・4・5・6
その他	1・2・3・4・5・6

(※1) 日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供や相談支援等

(※2) 学習教室を開かず、新聞で勉強のみ教えるものは餘く、家庭訪問により、勉強を教える

だ[ではなく]、個別の進路相談や学習教室への参加促進、日常生活習慣の形成、社会性の育成等の助言

(※3) 居場所づくりの場における講理実習、キャンプでの集団生活や自炊体験、農業体験、スポーツ

レクリエーション、年中行事体験や福祉施設への訪問、地域行事や福祉イベントへの参加等

(※4) 高校生や高校中退者、中学既卒者などの高校生世代に対して、学習面に加え、進路選択に関する

相談支援などの社会面・生活面の向上的ための支援

②新型コロナウイルスによる影響下における支援として取り組んだ内容を教えてください。
 （あてはまるもの全てに○）

1. 子ども食堂と連携した食事支援
2. フードバンクと連携した食事支援
3. フードバンクや食料配付の実施
4. 自治体独自事業又は寄付等を活用した教材や事務用品の配付
5. 居場所支援の拡充
6. 臨時相談会の実施
7. オンライン学習の実施
8. オンライン相談の実施
9. 通信学習の実施
10. SNS等を活用した相談支援の実施
11. その他（ ）
12. 特に実施していない

(5) 一時生活支援事業	
※【以下①～⑤は、現在、一時生活支援事業を実施している自治体】のみ回答	
※【現在、一時生活支援事業未実施自治体】はp25⑥へ	
①令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差についてお答えください。	

※囲域が複数ある場合は、任意の1カ所の状況について記載してください。

1. 増えている
2. 同じ
3. 減っている

②現状の貴自治体が有する一時生活支援事業のシェルター等の対応状況についてお答えください。

1. 概ね対応ができる（できた）
2. 不足が見込まれる（見込まれた）
3. 現在は対応できているが、今後は不足が見込まれる

③不足が見込まれることに対して、どのように対応しましたか（予定を含む）。（あてはまるもの全てに○）

1. 住居確保保証金を活用した
2. 生活保護につないだ
3. 管内の協力いただけるビジネスホテル、旅館等を開拓し、宿泊場所を確保した（している）
4. 他の一時生活支援事業実施自治体の宿泊場所を活用できるよう調整した（している）
5. 住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対するアパート等をあわせんする不動産業者の情報等を収集した（している）
6. 公営住宅部局と連携し、公営住宅を活用できるよう調整した
7. 具体的な対応には至らなかつた
8. その他（
）

④令和2年度の一時生活支援事業の利用者のうち、緊急的な支援が求められるため、プラン案を策定する前に利用者の口頭による意思の確認により利用に至ったケースはありますか。

1. ある
2. ない

※何件ありますか。右欄にご記入ください。

⑤令和2年度の一時生活支援事業の利用者のうち、他の一時生活支援事業実施自治体、あるいは、未実施自治体から紹介を受け、貴自治体の宿泊場所を提供了したケースはありますか。

1. ある
2. ない

件

※何件ありますか。右欄にご記入ください。

1. 増えている
2. 同じ
3. 減っている

件

※【以下⑥～⑧は、現在、一時生活支援事業未実施自治体のみ回答】

⑥令和元年度と令和2年度の自立相談支援機関への相談の中で、居所が不安定な方、住まいに困窮する方からの相談件数の差についてお答えください。

※回答が複数ある場合は、任意の1カ所の状況について記載してください。

1. 増えている
2. 同じ
3. 減っている

件

⑦住まいに困窮する方からの相談に対して、どのように対応しましたか（予定を含む）。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 住居確保給付金を活用した
- 2. 生活保護につないだ
- 3. 他の一時生活支援事業実施自治体の宿泊場所を活用できるよう調整した（している）
- 4. 貴自治体が実施している他サービスで対応した
- 5. 貴自治体内の民間機関が実施している他サービスで対応した
- 6. 貴自治体内の他機関を紹介した
- 7. 他自治体に対応を依頼した（3の一時生活支援事業以外）
- 8. 住宅部局等と連携し、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅や、保証人が得られない方に対してアパート等をあつせんする不動産業者の情報等を収集した（している）
- 9. 具体的な対応には至らなかつた
- 10. その他（ ）

⑧【上記⑦で4・5を選択した場合】具体的な事業名（団体名）・サービス内容等をご記入ください。

III. 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

1. 就労準備支援事業について

※【現在、就労準備支援事業を実施している自治体】のみ回答

（1）事業の実施状況

①就労準備支援事業の開始時期

（ 平成・令和 ） _____ 年度から

②実施方法について教えてください。（あてはまるもの1つに○）

- 1. 単独実施
- 2. 複数市町村共同で実施
- 3. その他（ ）

③貴自治体における、就労準備支援事業と自立相談支援事業の直営もしくは委託の状況について、ご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

※「委託」には、事業の一部のみ委託しているケース（直営+委託）を含みます。

※自立相談支援機関や就労準備支援事業の実施機関が複数箇所ある場合、あてはまるもの全てに○をつけてください。

（2）就労準備支援事業と自立相談支援事業との連携状況

前項「（1）事業の実施状況」の③で、「3」～「5」と回答した方にお伺いします。

就労準備支援事業と自立相談支援事業を行う事業者・機関間（一方が直営の場合）の連携の状況について、ご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 自立相談支援機関がアセスメント、支援方針の決定を行う段階から、就労準備支援事業者が積極的な関与を行っている
- 2. 対象者の状態等に応じた適切な事業選択を行ったため、支援の進歩・対象者の状態等の情報を定期的に共有している
- 3. ノウハウを共有するための、定期的な会議・勉強会等を実施している
- 4. 就労準備支援事業と自立相談支援事業の窓口を同じ建物内・フロアに設置している
- 5. その他（ ）
- 6. 連携等は特に行っていない

(3) 就労準備支援事業を実施する上で課題認識

①以下1～11について、就労準備支援事業の利用を促進するうえでの貴自治体における課題の認識をご回答ください。(それぞれの項目について、あてはまるもの1つに○)

項目		課題の認識				
		1. とても課題だとと思う	2. やや課題だとと思う	3.あまり課題とは思わない	4. 全く課題だと思わない	5. わからぬ
1	協力事業所の開拓・連携が不十分	1	2	3	4	5
2	支援メニューの種類が十分ではない	1	2	3	4	5
3	自立相談支援機関の相談支援員が、就労準備支援事業の支援メニューの特徴等を十分に理解できていない	1	2	3	4	5
4	自立相談支援機関のアセスメントで、就労に向けて準備が必要な者を適切に就労準備支援事業につなげることができない	1	2	3	4	5
5	そもそも就労準備支援事業の利用が適切である対象者が地域の中に少ない	1	2	3	4	5
6	就労に向けた準備が必要な者の把握・アウトリーチが十分にできていない	1	2	3	4	5
7	住民への周知が不十分である	1	2	3	4	5
8	職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	1	2	3	4	5
9	他の関係機関との連携が不十分である	1	2	3	4	5
10	事業による効果が見えない	1	2	3	4	5
11	その他()	1	2	3	4	5

②自立相談支援機関によるアセスメントの結果、就労準備支援事業を利用することができると考えられたが、何らかの事情により利用につながらないケースがありますか。(1つだけ○)

1. ある	2. ない
その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください。	
<p>1. 年齢要件を満たさないため 2. 資産収入要件を満たさないため 3. 原則の利用期間（1年）を超えた利用が想定されるため 4. 本人が希望しない（新しい環境に拒否感がある） 5. 本人が希望しない（必要性を理解しない） 6. 本人が希望しない（参加のための経済的負担ができない） 7. 本人が希望しない（4～6以外） 8. 家族が同意しない 9. その他（ ）</p>	
③上記②で「6. 本人が希望しない（参加のための経済的負担ができない）」と回答された場合、具体的にどのような経済的負担ができないと考えられますか。（あてはまるもの全てに○）	
<p>1. 交通費 2. プログラム参加費（食費） 3. その他（ ）</p>	
④就労準備支援事業の利用者数を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、特に効果がある取組等があれば、ご記入ください。（自由記入）	
<p>（4）就労準備支援事業の利用者数を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、特に効果がある取組等があれば、ご記入ください。（自由記入）</p>	
<p>（5）就労準備支援事業の利用者数を増やすために、国や都道府県に求める支援内容があれば、ご記入ください。（自由記入）</p>	

2. 家計改善支援事業について

(3) 家計改善支援事業を実施する上の課題認識

①以下1~9について、家計改善支援事業の利用を促進するうえでの貴自治体における課題の認識をご回答ください。(それぞれの項目について、あてはまるもの1つに○)

項目		課題の認識				
		1. とても課題だと思う	2. やや課題だと思う	3. あまり課題とは思わない	4. 全く課題だと思わない	5. わからない
自立相談支援機関の相談支援員が、家計改善支援事業の支援メニューの特徴等を十分に理解できていない	1	1	2	3	4	5
自立相談支援機関のアセスメントで、家計改善が必要な者を適切に家計改善支援事業につなげることができない	2	1	2	3	4	5
そもそも家計改善支援事業の利用が適切である対象者が地域の中に少ない	3	1	2	3	4	5
家計改善支援事業の利用が必要な者の把握・アウトリーチが十分にできていない	4	1	2	3	4	5
住民への周知が不十分である	5	1	2	3	4	5
職員のスキルアップのための学習機会が不十分である	6	1	2	3	4	5
他の関係機関との連携が不十分である	7	1	2	3	4	5
事業による効果が見えない	8	1	2	3	4	5
その他()	9	1	2	3	4	5

*【現在、家計改善支援事業を実施している自治体】のみ回答

(1) 事業の実施状況

①家計改善支援事業の開始時期
 (平成・令和) _____ 年度から

②実施方法について教えてください。(あてはまるもの1つに○)

1. 単独実施
2. 複数市町村共同で実施
3. その他()

③貴自治体における、家計改善支援事業と自立相談支援事業の直営もしくは委託の状況について、ご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

※「委託」には、事業の一部のみ委託しているケース（直営+委託）を含みます。

※自立相談支援機関や家計改善支援事業の実施機関が複数箇所ある場合、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 家計改善支援事業と自立相談支援事業は、両方とも同じ委託先に委託
2. 家計改善支援事業と自立相談支援事業を、両方とも同じ委託先に委託
3. 家計改善支援事業と自立相談支援事業を、それぞれ異なる委託先に委託
4. 家計改善支援事業は直営、自立相談支援事業は委託
5. 家計改善支援事業は委託、自立相談支援事業は直営

(2) 家計改善支援事業と自立相談支援事業との連携状況

前項「(1) 事業の実施状況」の③で、「3」～「5」と回答した方にお伺いします。

家計改善支援事業と自立相談支援事業を行う事業者・機関間（一方が直営の場合は自治体と委託先）の連携の状況について、ご回答ください。(あてはまるもの全てに○)

1. 自立相談支援機関がアセスメント、支援方針の決定を行う段階から、家計改善支援事業者が積極的な開かを行っている
2. 対象者の状態等に応じた適切な事業選択を行ったため、支援の進捗・対象者の状態等の情報を定期的に共有している
3. ノウハウを共有するための、定期的な会議・勉強会等を実施している
4. 家計改善支援事業と自立相談支援事業の窓口を同じ建物内・フロアに設置している
5. その他()
6. 連携等は特に行っていない

②自立相談支援機関によるアセスメントの結果、家計改善支援事業を利用することが適切と考えられたが、何らかの事情により利用につながっていないケースがありますか。（1つだけ○）

1. ある

2. ない

その理由として、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 実際に家計支援をしているものの、家計改善支援事業に利用申込ができていない
2. 自立相談支援機関と家計改善支援事業の実施機関が異なるため、利用者から相談員が交代になると想われる拒否感がある
3. 貸付を目的とした相談の場合、貸付という目的が達成されたことで、継続した支援を拒否する
4. 貸付を受けられた場合、貸付という目的を理解しない
5. 本人が希望しない（必要性を理解しない）
6. 本人が希望しない（5以外）
7. その他（ ）

(4) 家計改善支援事業の利用者数を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、特に効果がある取組等があれば、ご記入ください。（自由記入）

(5) 家計改善支援事業の利用者数を増やすために、国や都道府県に求める支援内容があれば、ご記入ください。（自由記入）

②実施している事業

貴自治体での「子どもの学習・生活支援事業」の実施内容について教えてください（あてはまるもの1つに○）。なお、「学習支援」とは日々の学習の習慣づけや授業等のフォローアップ等、学習の援助を行う事業のこと、「生活支援」とは生活習慣・育成環境の改善に関する助言や教育及び就労（進路選択等）に関する情報提供や助言を行う事業のことを目指します。

※複数箇所で実施している場合、1事業所でも実施していれば、「実施している」に○をつけてください。

1. 「学習支援」のみ実施している
2. 「学習支援」「生活支援」ともに実施している

※全ての自治体が回答

(2) 事業実施にあたっての課題

「子どもの学習・生活支援事業」の実施にあたって課題となっていることを教えてください。
(あてはまるもの全てに○)

1. 対象となる子ども自身が少ない
2. 対象となり得る子どもは一定数いるものの、利用につなげる事が難しい
3. 教育機関との連携体制を構築するのが難しい
4. 子どもが事業に参加することについて保護者の理解や協力を得ることが難しい
5. 委託先を確保するのが難しい
6. 子どもや保護者と直接接する事業の担当者（支援員）の確保が難しい
7. 活動場所の確保が難しい
8. 活動場所への子どもの移動手段の確保が難しい
9. 事業の周知が難しい
10. 実施するための財源の確保が難しい
11. その他（ ）
12. 特に課題はない

(3) 上記(2)で回答されたような課題に対応するために考えられる方策を教えてください。
(あてはまるもの全てに○)

1. 訪問型による事業の実施
2. オンライン形式やEラーニング形式等による事業の実施
3. 周辺自治体との共同実施
4. 送迎手段の確保
5. 委託先の開拓
6. 人材養成・研修
7. 学生ボランティア等の確保
8. 自治体ホームページやSNS等を活用した事業の周知
9. 財政部局等への説明・理解促進
10. その他（ ）
11. 特に方策はない

3. 子どもの学習・生活支援事業について

※【以下(1)は、現在、子どもの学習・生活支援事業を実施している自治体】のみ回答

※【現在、子どもの学習・生活支援事業未実施自治体】は(2)へ

(1) 事業の実施状況

①子どもの学習・生活支援事業の開始時期
（ 平成・令和 ） 年度から

4. 一時生活支援事業について

②前頁（2）①「1. 事業を利用する見込みのホームレスがない」もしくは「2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がいない」で「1. とてもよくあてはまる」「2. やあてはまる」と回答した場合、これまでに潜在的なニーズの把握をしていますか。

*【現在、一時生活支援事業未実施自治体】は（2）へ

（1）事業の実施状況

①一時生活支援事業の開始時期

1. 単独実施	2. 複数市町村共同で実施	3. その他（ （ 平成・令和 ） _____年度から ）
---------	---------------	-------------------------------------

②実施方法について教えてください。（あてはまるもの1つに○）

1. 自立相談支援機関へのヒアリング	2. 関係機関へのヒアリング	3. 同規模市町村におけるニーズの確認	4. ホームレスの実態に関する全国調査結果	5. 独自の実態調査結果	6. その他（ ）
--------------------	----------------	---------------------	-----------------------	--------------	--------------

※全ての自治体が回答

（2）事業実施にあたっての課題

①「一時生活支援事業」の実施にあたっての課題認識として、あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 事業を利用する見込みのホームレスがない	2. ややあてはまる	3. あまりあてはまらない	4. 全くあてはまらない	5. わからない
2. 事業を利用する見込みのホームレス以外の利用者がない	1	2	3	4
3. 委託先がない	1	2	3	4
4. 宿泊施設を見つけることが難しい	1	2	3	4
5. 予算の確保に苦労している	1	2	3	4
6. 一定数の利用者を見込めない	1	2	3	4
7. 他の社会資源で対応できている	1	2	3	4
8. 近隣の自治体が一時生活支援事業を実施しているため、必要性を感じない	1	2	3	4
9. 他地域から住まいに困窮した人が流入する（受入れ依頼が見込まれる等）	1	2	3	4
10. 支援効果が見えない	1	2	3	4
11. その他（ ）	1	2	3	4

③前頁（2）①「7. 他の社会資源に対応できている」で「1. とてもよくあてはまる」「2. やあてはまる」と回答した場合、具体的にどのような社会資源により対応していますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 生活保護	2. 住居確保給付金	3. 救護施設	4. 無料低額宿泊所	5. 市営住宅・公営住宅	6. 民間賃貸住宅	7. NPO法人（居住支援、シェルター）	8. 社会福祉法人	9. 不動産事業者	10. 派遣会社	11. 社員寮つき就労	12. その他（ ）
---------	------------	---------	------------	--------------	-----------	----------------------	-----------	-----------	----------	-------------	---------------

④前頁（2）①「4. 宿泊施設を見つけることが難しい」で「1. とてもよくあてはまる」「2. やあてはまる」と回答した場合、具体的にどのような施設を求めてますか。（自由記入）

（3）前頁（2）で回答されたような課題に対応するために考えられる方策を教えてください。 (あてはまるもの全てに○)
1. 周辺自治体との共同実施
2. 委託先の開拓
3. 幅広い利用者を受け入れるための他部局との定期的な情報交換
4. 送り出し自治体と受入れ自治体とで事業費を按分するような仕組み
5. 財政部局等への説明・理解促進
6. その他（ ）
7. 特に方策はない

※【一時生活支援事業未実施自治体】のみ回答
（4）今後の一時生活支援事業の実施意向についてお答えください。（あてはまるもの1つに○）
1. 貴自治体単独で一時生活支援事業を実施する
2. 広域実施により一時生活支援事業を実施する
3. 単独か広域実施か未定だが、一時生活支援事業を実施する
4. 実施しない
5. 未定

IV. 社会参加や体験等を含む働く機会・場の創出に向けた取組状況と課題

(3) 認定就労訓練事業について

【※都道府県・指定都市・中核市のみお答えください】

(1) 協力事業所、認定就労訓練事業所数

①社会参加や就労体験の場・協力事業所数、年間実利用者数、業種についてご記入ください。
※実績がない場合は、「0（ゼロ）」を記入してください。

- 1) 貴自治体内の社会参加や就労体験の協力事業所数（令和3年4月1日現在）
_____人
- 2) 年間実利用者数（令和2年度実績）
_____人
- 3) 業種（以下より、あてはまるもの全てに○）

1. 農林業関連（加工も含む）	6. 清掃・警備
2. 工場等での軽作業（製造・加工等）	7. 福祉サービス
3. 上記「2」を除く軽作業	8. 小売・飲食・サービス（福祉以外）
4. 建設作業	9. 事務・情報処理
5. 貨物・運送業	10. その他（ ）

②認定就労訓練事業所数、年間実利用者数についてご記入ください。
※実績がない場合は、「0（ゼロ）」を記入してください。

- 1) 貴自治体内の認定就労訓練事業所数（令和3年4月1日現在）
_____人
- 2) 年間実利用者数（令和2年度実績）
_____人

(2) 社会参加や就労支援（就労準備支援事業を含む）における協力事業所・団体等の開拓について

①自立相談支援事業による社会参加支援や就労支援、就労準備支援事業における就労体験の場の確保等を含む協力事業所・団体等の開拓に対する意向についてお答えください。（あてはまるもの1つに○）

1. 協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じ、具体的に取り組んでいる（取り組んだ）
2. 協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識しているが、具体的な取組に至っていない
3. 協力事業所・団体等の開拓の必要性は認識し、取り組んでいる（取り組んだ）が、これ以上開拓することが難しい
4. その他（ ）
5. 協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じていない

②【※上記①で「1. 協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じ、具体的に取り組んでいる（取り組んだ」と回答した場合】具体的に、どのような方法で実施していますか。また、特に効果があると思う手法があれば、お答えください。（自由記入）

具体的な取組内容	特に効果があると思う手法
----------	--------------

①認定に向けた事業所開拓の取組状況についてお答えください。（あてはまるもの1つに○）

1. 認定制度の周知・啓発等を行った
2. 周知・啓発に加えて、個別に民間事業所等に対して認定取得を促した
3. その他の取組を行った（具体的に：
4. 事業所開拓の必要性を感じているが、手段の取組を行っていない
5. 事業所開拓の必要性を感じない

②【※上記①で「1. 認定制度の周知・啓発等を行った」「2. 周知・啓発に加えて、個別に民間事業所等に対して認定取得を促した」「3. その他の取組を行った」と回答した場合】具体的に、どのような方法で実施していますか。また、特に効果があるれば、お答えください。（自由記入）

具体的な取組内容	特に効果があると思う手法
----------	--------------

③認定就労訓練事業所の認定数や受入れ実績を増やしていくには、どのようなことが必要と思われますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 就労訓練事業所の開拓を行う専門人材の育成・確保
2. 就労支援プログラムの策定や見直しを支援する専門人材の育成・確保
3. 受入れ事業所に対する対象者のアセスメント・業務の切り出しの支援
4. 対象者と就労訓練事業所のマッチングの支援
5. 事業所における就労訓練を行う施設の整備・充実
6. 受入れにあたってのノウハウを事業者が共有できるしくみ
7. 就労訓練に際しての交通費に関する補助
8. 受入れ事業所に対する金銭的インセンティブ
9. 認定就労訓練事業所に対する公共事業の優先発注
10. その他（ ）
11. 特になし

④認定就労訓練事業所の認定数や受入れ実績を増やしていくにあたり、国や都道府県に求める支援内容があれば、ご記入ください。（自由記入）

(4) 無料職業紹介事業の実施状況

貴自治体における、「無料職業紹介事業」の実施の有無について、お答えください。また、実施している場合は、その事業開始年度と、職業紹介実績の有無をお答えください。(1つだけ○)

1. 實施している 2. 實施していない

※ 「1. 實施している」場合、以下にお答えください。

事業開始年度	(平成・令和)	年度から
取組の有無 (あてはまるもの全てに○)	1. 求人の開拓・管理 2. あつせん(マッチング) 3. 就労準備支援事業等と組み合わせて支援プログラムを整備 4. 登録する事業所を管理し、協力事業所を組織 5. 企業合同説明会の開催 6. 合同面接会の開催 7. 対象者別(障害、高齢、就職氷河期等)の面接会等の対応 8. 体験プログラム作成に向けた専門家派遣(事業者支援) 9. その他()	

(5) 新型コロナウィルスによる就労体験や就職活動等への影響について

①住居確保給付金の受給者については求職活動の要件が一部緩和されているところですが、そのような中でも、貴自治体の自立相談支援機関では、住居確保給付金の受給者における就労支援のニーズ(自立相談支援機関による前涝支援、就労準備支援事業、認定就労訓練事業の必要性等)を把握していますか。(あてはまるもの1つに○)

- 1. ほとんどにおいて把握している
- 2. 一部において把握している
- 3. 把握していない

②把握されたニーズに対し、現状の就労支援メニューや、就職先となる企業等の開拓の状況により、対応できると思われますか。(1つだけ○)

- 1. 十分対応できる
- 2. まあ対応できる
- 3. あまり対応できない
- 4. 全く対応できない
- 5. わからない

③新型コロナウィルスは、利用者の就労体験や就職にどのような影響を及ぼしていますか。(あてはまるもの全てに○)

- 1. 感染症予防のため、就労体験の受入れ先が減少している
- 2. 地域企業の業績悪化のため、就労体験や就職の受入れ先が減少している
- 3. バーチャル職場見学・体験を行う地域企業がみられる
- 4. 在宅勤務での就職を受け入れる地域企業がみられる
- 5. 対象者の就労体験や就職への意欲が低下している
- 6. 一定数の「働きづらい人たち」の「出口」が不足しており、柔軟な働き方を受け入れてくれる企業等の開拓に対するニーズが増している
- 7. 在宅での就労体験、在宅勤務を希望する対象者が増加している
- 8. その他()
- 9. 特になし

(6) 履用行政や自治体内の他部局との連携状況・課題

①前項(5)で回答されたような新型コロナウィルスによる就労体験や就職活動等への影響を踏まえ、貴自治体では、生活困窮者に対する就労支援のため、連携を強化する必要があると考える部局・行政機関等はありますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 福祉部局(障害者福祉)	8. ハローワーク・マザーズハローワーク
2. 福祉部局(上記1以外)	9. 地域若者サポートステーション
3. 商工部局(農林水産業)	10. 職業訓練機関
4. 商工部局(上記3以外※まちづくり等)	11. シルバーカンセンター
5. 雇用・労働部局	12. 障害者就業・生活支援センター
6. 企画部局	13. その他()
7. 住宅関係部局	14. 特になし

②上記①で回答されたような部局・他の行政機関等との連携が必要と考える理由は、どのようなことがありますか。(自由記入)

例) 就労訓練を通じて労働力の確保、地域産業の維持・活性化を図る、商工部門に対し、人手不足で悩む地場産業とのマッチングを図る等

③上記①で回答されたような部局・他の行政機関等との連携があたっての課題、連携がうまく進まない原因等についてお答えください。(自由記入)

(7) 生活困窮者に対する就労支援を推進するにあたり、国や都道府県に求める支援内容があれば、ご記入ください。(自由記入)

V. その他の支援の質の向上に関する取組状況

1. 自治体・支援員向けコンサルティング事業

(1) 貴自治体では、令和元年度から国の事業として実施されている、「自治体・支援員向けコンサルティング事業」を利用していますか（利用したことありますか）。

- 1. 利用している（利用したことあります）
- 2. 利用していない（利用したことない）

※「1. 利用している（利用したことがある）」場合、以下にお答えください。

コンサルティングを実施した事業 (あてはまるもの全てに○)	1. 就労準備支援事業 2. 家計改善支援事業
----------------------------------	----------------------------

(2) 上記(1)で「1. 利用している（利用したことある）」と回答された方にお問い合わせします。

- コンサルタント後、各事業のさらなる推進に向けて、府内関係部局・府外関係機関等への具体的な働きかけや効果として、どのようなことがありますか。（あてはまるもの全てに○）
1. 未実施事業について予算確保を行い事業の立ち上げにつながった
 2. 未実施事業についての準備を行い、予算化（実施予定）のめどがたつた
 3. 支援員に対してノウハウを伝達するための研修を企画・実施した
 4. 府内関係部局との意見交換会や連絡会等により連携・情報共有を深めた
 5. 府外関係機関等との意見交換会や連絡会等により連携・情報共有を深めた
 6. 支援の出口づくりとして、企業や商工会等への訪問やセミナー等のアプローチを行った
 7. 各事業をわかりやすく紹介するパンフレットや支援マニュアル等を作成（改編）するなどし、府内関係部局からのつなぎを強化した
 8. 他機関等との連携が進み、支援員が利用可能な支援ツールが整えた
 9. その他（
10. 特になし）

2. 支援調整会議

(1) 支援調整会議の構成員数をご記入ください。貴自治体内に複数の相談支援機関があり支援調整会議が複数設置されている、会議毎に召集者が異なる等の場合には、1会議当たりの平均的な入数をご記入ください。

(2) 構成員（支援対象者本人や親族等の関係者を除く）の属性として、あてはまるもの全てを選んでください。なお、複数の支援調整会議がある場合には、いずれか一つにでも含まれている機関（者）・団体等をすべて選んでください。

【行政関係】	1. 生活保護・福祉事務所	8. 地域包括支援センター
	2. 高齢者福祉	9. 児童相談所・児童家庭支援センター
	3. 障害者福祉	10. 障害者就業・生活支援センター
	4. 地域福祉	11. 地域子育て支援センター
	5. 児童福祉	12. 成年後見制度に係る中核機関
	6. ひとり親	13. 婦人相談所・配偶者暴力相談センター
	7. 自殺対策担当	
	14. 国民健康保険	20. 教育委員会
	15. 年金	21. 消防
	16. 市町村税	22. 保健所・保健センター
	17. 市町村営住宅	23. 消費生活センター
	18. 都道府県営住宅	24. 警察
	19. 水道	25. 年金事務所
	26. 雇用・産業	28. 地域若者サポートステーション
	27. ハローワーク・マザーズハローワーク	29. 職業訓練機関
	30. その他（ ）	
【行政以外の関係機関】	31. 社会福祉協議会	47. NPO 法人・ボランティア団体（46 以外）
	32. 社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）	48. 経済団体（商工会議所や事業協同組合等）
	33. 法テラス・弁護士（会）・司法書士会	49. 生活協同組合
	34. 消費者保護団体	50. 農業者・農業団体
	35. 医師会	51. 民間企業（求人開拓）
	36. 医療機関（精神科）	52. 民間企業（就労体験等の協力事業所）
	37. 医療機関（上記37「精神科」以外）	53. 街内会・自治会、福祉委員
	38. 更生保護施設等	54. その他の地域住民
	39. 保育所・幼稚園	55. 電気・ガス等の供給事業者
	40. 小学校	56. 介護サービス事業者
	41. 中学校	57. 新聞配達所
	42. 高等学校	58. 郵便局
	43. その他の学校・大学等	59. 居住支援協議会
	44. 教育支援関係者・団体	60. 不動産業者・家主等
	45. 民生委員・児童委員	61. 日本政策金融公庫
	46. フードバンク活動団体	62. 多文化共生センター等外国人支援団体
	63. その他（ ）	

③前頁②でご回答いただいた構成員の参加頻度（常時参加・臨時参加）としてあてはまるものをお答えください。（1つだけ○）

1. 常時（毎回）すべての構成員が参加する
2. 対象者の状態像や必要な支援の内容等により、開催ごとに参加する構成員が異なる
3. その他（ ）

（2）開催方法

①支援調整会議の開催方法について、あてはまるものを1つ選んでください。

1. 定例 2. 隨時 3. 定例と隨時を併用
4. その他（ ）

②支援調整会議の開催頻度としてあてはまるものを1つ選んでください。（支援調整会議が複数設置されている場合は、開催頻度が最も多い会議体について回答してください。）

1. 月2回以上 2. 月1回程度 3. 2～3カ月に1回程度
4. 4～6カ月に1回程度 5. 6カ月に1回未満 6. わからない・開催していない

（3）「支援調整会議」1回あたりでの平均的な取り扱いケース数について、あてはまるものを1つ選んでください。（支援調整会議が複数設置されている場合は、開催頻度が最も多い会議体について回答してください。）

1. 1件ごと 2. 2～4件程度 3. 5～9件程度 4. 10件以上

④支援調整会議の主な議題として、あてはまるものを選んでください。

1. 個別ケースの支援プラン 7. 地域課題の検討
2. 支援実施状況の報告 8. 地域資源の開発
3. 支援プランの評価（終結、再プラン等） 9. 産業部門や企業との関係づくり
4. 関係機関間の情報共有 10. 支援の理念や基本的な考え方の共有
5. 支援困難事例への対応方針の検討 11. 国・都道府県からの発出物等の共有
6. コロナ禍における対応 12. その他（ ）

（5）支援調整会議における検討・情報共有や運営上の課題としてどのようなことがありますか。（あてはまるもの全てに○）

1. 構成員が多くいため、自ら関わるケース（人・分野）が少なく、意見や質問が出にくくない
2. 参加者の知識や経験が生かし切れない
3. 個別ケースの報告や確認に時間を使い、地域づくり等の展開につながらない
4. その他（ ）
5. 特になし

3. 国庫補助基準加算の取組み

（1）地域におけるアウトリーチ支援等推進事業

- ①貴自治体では、「地域におけるアウトリーチ支援等推進事業」を実施していますか（1つだけ○）。また、実施している場合は、取組内容をお答えください。

1. 実施している
2. 実施していない

※「1. 実施している」場合、以下にお答えください。（あてはまるもの全てに○）

取組内容	1. 関係者との協議 2. 対象者の実態調査 3. 訪問支援 4. 土日祝日や時間外の相談 5. 居場所・カフェ（学校） 6. 居場所・カフェ（商店街等） 民館施設	7. 居場所・カフェ（公民館） 8. 居場所・カフェ（その他） 9. 就労体験先の開拓 10. 就労体験先とのマッチング
具体的な内容 (自由記入)		

※「1. 実施している」場合
②事業の実施により、どのような効果がありましたか（今年度から実施の場合は、どのような効果を見込んでいますか）。あてはまるもの全てを選んでください。

1. ひきこもり地域支援センターやサポート等との連携が進み、より専門性の高い相談支援体制の構築につながった
2. 訪問支援により、ひきこもり状態にある人やその家族へのアプローチが進んだ
3. つながりができた後の、自立までの一貫した支援を信頼関係の構築の下、丁寧に行うことができ、就労準備支援事業やその他の就労支援プログラムの利用が進んだ
4. 土日祝日や時間外の相談により、相談へのアクセス性が向上した
5. 家族会や当事者会の参画を含め、ひきこもり状態にある人の居場所づくりが進んだ
6. 就労に限らない多様な社会参加の場づくりが進んだ
7. SNSや電話等によるオンラインでの居場所の実施、カウンセリングなど対象者がアクセスしやすくなった
8. その他（ ）

※「1. 実施している」場合

- ③事業実施上の課題としてどのようなことがありますか。具体的にご記入ください。

1. 構成員が多くいため、自ら関わるケース（人・分野）が少なく、意見や質問が出にくくない
2. 参加者の知識や経験が生かし切れない
3. 個別ケースの報告や確認に時間を使い、地域づくり等の展開につながらない
4. その他（ ）
5. 特になし

(2) 就労準備支援事業のインセンティブ加算

①貴自治体における「就労準備支援事業のインセンティブ加算」の対象該当の有無についてお答えください。（1つだけ○）。また、「あり」の場合は、実施内容をお答えください。

1. あり
2. なし

※「1. あり」の場合、以下にお答えください。（あてはまるもの全てに○）

取組内容	1. 就労に向けた外出を促進する費用 2. 就労体験先の受入促進に要する費用 3. 就職に向けた準備に要する費用 4. 就職後の定着支援を行う費用 5. 訪問支援の強化を行う費用 6. その他（ ）
具体的な内容 (自己記入)	

※「1. あり」の場合
②事業の実施により、どのような効果がありましたか（今年度から実施の場合は、どのような効果を見込んでいますか。あてはまるもの全てを選んでください。）

1. 対象者の自立に向けた意欲喚起や社会に出るきっかけづくりにつながった
2. 多様な就労体験先、協力事業所の確保が進んだ
3. 経済的課題を抱えているために就職に向けた活動が思うように進まない事態が解消された
4. 定着支援により短期間での離職を防ぎ、対象者本人や受け入れ企業との信頼維持ができた
5. 定着支援により就労支援に対する企業の理解が深まり、対象者の受け入れ拡大につながった
6. その他（ ）

※「1. あり」の場合
③事業実施上の課題としてどのようなことがありますか。具体的にご記入ください。

VI. 生活保護制度との連携に関する実態

1. 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援制度の必要性・認識

(1) 生活困窮者自立支援と生活保護申請との相談窓口体制について

貴自治体における、生活困窮者自立支援と生活保護申請との窓口（相談受付）体制の状況について、ご回答ください。（あてはまるもの1つに○）

※地域（自立相談支援機関）が複数ある場合は、任意の1ヶ所の状況について記載してください。

- 1. 相談受付窓口は、別々に設置されている
- 2. 相談受付窓口は共通で、それそれに振り分ける
- 3. その他（ ）

(2) 福祉事務所との連携状況

①生活困窮者自立支援機関と福祉事務所との日頃の連携の状況について、ご回答ください。（あてはまるもの全てに○）

※地域（自立相談支援機関）が複数ある場合は、任意の1ヶ所の状況について記載してください。

- 1. よく連携している
- 2. どちらともいえない
- 3. あまり連携していない

②面制度による支援が必要とされるようなケースや支援方法等の共有、双方のコミュニケーションを図るために実施している取組内容について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

1. 日常的に意見・情報交換を行っている
2. 勉強会等により、面制度の理念や支援方法について理解を深めている
3. 定期的にケース検討会議を実施している
4. 別個ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる
5. 前方準備支援事業や家計改善支援事業の一体的実施を図る中で共有化に取り組んでいる
6. 就労訓練、中間的就労を実施する事業者、求人開拓による就労先等を共有している
7. その他（ ）
8. 担当者が兼務・面制度を同じ部署で運営等のため必要なし
9. 特に行っていない

(3) 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性

生活保護受給者に対する自立相談支援機関等としての連携や支援の必要性について、どのようにお考えですか。「1. 必要性を感じる」場合、具体的にどのようなケースですか。また、自立相談支援機関等において、どのような支援を必要とするか、ご記入ください。(自由記入)

1. 必要性を感じる 2. 必要性を感じない

支援を必要とする ケースの概要 (あてはまるもの全て〇)	1. 求職活動を行う準備がまだできない 2. 緊急的な支援（住まい、食料等）が必要 3. 日常的な家計面での支援が必要 4. 就労先などの個別求人開拓のノハハカが必要 5. 日常生活自立に向けての支援が必要 6. 社会生活自立に向けての支援が必要 7. 繼続的な見守りが必要 8. 消費者トラブルに巻き込まれたのを防ぐための支援が必要 9. その他（ ）
自立相談支援機関等が 実施すべき支援内容 (あてはまるもの全て〇)	

②生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行される場合、課題となっていることはありますか。
(あてはまるもの全てに〇)

1. 移行するメリットについて生活保護担当者の認識が不十分 2. そもそも生活困窮者自立支援制度の支援内容等について把握されていない 3. 移行後の本人との関係性の構築が難しい 4. 廃止になって担当者が変わっても、生活保護ケースワーカーが継続的に関わらざるを得ない面がある 5. 生活保護の担当ケースワーカーとの連携が取れていないため情報が引き継がれない 6. その他（ ）	2. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけについて
生活困窮者自立支援制度による支援と、福祉事務所における被保護者に対する就労支援を含む保護の実施において、例えば、支援における考え方や本人との関係性等において、共通する点、または異なる点はどのようなことですか。(自由記入)	
例) 相談対応において「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している	
共通点 約 件	

(4) 生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

①令和2年度中に、生活保護を廃止したケースから生活困窮者自立支援制度へ移行されたケースがありますか。ある場合、具体的な件数をご記入ください。また、把握している範囲で、生活困窮者自立支援制度について、あてはまるもの全てをお選びください。

1. ある 2. ない

※何件ありますか。右欄にご記入ください。

生活困窮者自立支援制度につながれた理由 (あてはまるもの全てに〇)	1. 就労による収入の増加・取得により保護廃止となったものの、職場定着等に不安がある 2. 社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談することができない 3. 一時的な增收により保護廃止となつたが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない 4. 金銭管理に不安がある 5. その他（ ）
異なる点 約 件	

3. 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携強化に向けて

● ヒアリング調査及び利用者アンケート調査へのご協力について

生活保護制度との連携強化のために、どのような取組や支援が必要とお考えですか。あてはまるもの全てをお選びください。

- 1. 就労準備支援事業の一体的実施
- 2. 家計改善支援事業の一体的実施
- 3. 研修の共同実施
- 4. 収制度の担当者及び関係職員の顔の見える関係の構築
- 5. 個別支援ケースの共有
- 6. 収制度の担当者の相互の制度理解の深化
- 7. ハローワークを介した連携
- 8. その他（ ）
- 9. 特に必要はない

本アンケート調査の後に、コロナ禍により生活困窮に至ったケースについて詳細にヒアリングを行ふことを想定しております。ヒアリングにご協力頂ける自治体におかれましては、下記に連絡先をご記入頂ければ幸いです。						
なお、併せて利用者へのアンケート調査も想定しております。そちらについてご協力いただいた自治体のご担当者様におかれましては、連絡先をご記入頂ければ幸いです。						
※ヒアリング調査、及び、利用者へのアンケート調査については「別紙1 新型コロナウイルスの影響下における実践事例に関するヒアリング調査概要」及び「別紙2 利用者アンケート調査概要」をご確認ください。						
<table border="1"><tr><td>ご所属・ご氏名</td><td>電話 :</td><td>FAX:</td></tr><tr><td>連絡先</td><td>メール :</td><td></td></tr></table>	ご所属・ご氏名	電話 :	FAX:	連絡先	メール :	
ご所属・ご氏名	電話 :	FAX:				
連絡先	メール :					
<p>ヒアリング調査について</p> <p>後日、ヒアリング調査へのご協力は（ 可能 ・ 不可能 ）</p> <p>（どちらかに○ををつけください）</p> <p>利用者アンケート調査について</p> <p>後日、利用者アンケート調査へのご協力は（ 可能 ・ 不可能 ）</p> <p>（どちらかに○ををつけください）</p> <p>※「可能」に○をつけていた場合、 おおよその件程度、利用者アンケートを配布できそうか、併せてご記入ください。</p> <p>件</p>						

II. 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた 生活困窮者支援の実態調査（アンケート）

【福祉事務所（生活保護） 担当課】

都道府県	自治体名
担当部署名	担当者名
電話番号	FAX

1. 基本情報

被保護人員	被保護世帯数	保護率
人	世帯	%

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者・支援対象者像

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前後の相談者の状況
新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前と後とで、生活保護の相談に来る方の属性や特徴には、どのような変化がありましたか。日頃の相談対応を振り返り、コロナ感染拡大前と現在における相談者像を思い起こしながら、「感染拡大前」「感染拡大後」それぞれについて、次の①～④にご回答ください。

【感染拡大前の相談者】	
①属性 (性別・年齢・世帯構成)	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみの世帯 4. 高齢者と子供のみの世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性） 8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯（若年～中年） 11. 夫婦と子供から成る世帯（若年～中年） 12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年） 13. 夫婦とひとり親から成る世帯 14. その他（ ）
※多いもの から順に <u>最大3つまで○</u>	
②特徴	1. 病気（メンタルヘルス含む） 2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・脊髄腫瘍等、疑いを含む） 3. 住まい不安定・ホームレス 4. （多重・過重）債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む） 9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和、DV・虐待等を含む） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安就労（非正規雇用等） 14. 低年金 15. その他（ ）
※多いもの から順に <u>最大3つまで○</u>	
③生活保護 を受ける前 に利用して いた支援 (あてはまる もの全てに○)	1. 自立相談支援機関での相談 2. 児童・女性支援施設等での支援 3. 社会福祉協議会での貸付 4. 住居確保給付金
④相談に來た時 た時の手持 ち金（預貯 金等）の状 況（世帯）	相談に來た時手持ち金（預貯金等）が、 <u>ほとんどない世帯（0円～1万円未満）</u> は どのくらいありますか。（1つだけ○） 1. 非常に多い（8割以上） 2. 多い（6～8割） 3. 約半分（4～6割） 4. 少ない（2～4割） 5. 非常に少ない（2割以下） 6. わからない
※複数選択がある場合は、1つでも行なつていれば○をつけてください。（あてはまるもの全てに○）	相談に來た時手持ち金（預貯金等）が、 <u>30万円以上の世帯</u> はどのくらいありますか。（1つだけ○） 1. 非常に多い（8割以上） 2. 多い（6～8割） 3. 約半分（4～6割） 4. 少ない（2～4割） 5. 非常に少ない（2割以下） 6. わからない

2. 就労支援事業等の実施状況

1. 生活保護受給者等就労自立促進事業
2. 被保護者就労準備支援事業
3. 被保護者家計改善支援事業
4. 自治体独自の事業

【4. 自治体独自の事業】その具体名称及び事業概要をご記入ください。
事業名：()
事業等の概要：

【感染拡大後の相談者】

(①属性 (性別・年代・ 世帯構成))	1. 高齢・単身(男性) 2. 高齢・単身(女性) 3. 高齢者のみ世帯 4. 高齢者と子のみの世帯 5. 若年・単身(男性) 6. 若年・単身(女性) 7. 中年・単身(男性)	8. 中年・単身(女性) 9. ひとり親世帯 10. 夫婦のみの世帯(若年～中年) 11. 夫婦と子供から成る世帯(若年～中年) 12. 夫婦と両親から成る世帯(若年～中年) 13. 夫婦とひとり親から成る世帯 14. その他()
(②特徴 <u>※多いもの から順に 最大3つ まで○</u>)	1. 病気(メンタルヘルス含む) 2. 傷害(軽度の知的障害・精神障 害・発達障害等、疑いを含む) 3. 生まい不安定・ホームレス 4. (多重・過重)債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立(ニート・ひきこ もり等含む)	9. 家族関係・家族の課題(家庭の不仲・ 不和、DV・虐待等を含む) 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業(個人事業主を含む)・フリーランス 13. 不安定就労(非正規雇用等) 14. 低年金 15. その他()
(③生活保護 を受ける前 に利用して いた支援 (あてはまる もの全てに○))	1. 自立相談支援機関での相談 2. 児童・女性支援施設等での支援 3. 社会福祉協議会での貸付 4. 居住確保給付金	5. 職業訓練受講給付金 6. その他() 7. 特になし ※場入相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設等
(④相談に来 た時の手持 ち金(預貯 金等)の状 況(世帯))	相談に来た時の手持ち金(預貯金等)がほとんどない世帯(0円～1万円未満) 1. 非常に多い(8割以上) 2. 多い(6～8割) 3. 約半分(4～6割)	相談に来た時の手持ち金(預貯金等)がほとんどない世帯(0円～1万円未満) 4. 少ない(2～4割) 5. 非常に少ない(2割以下) 6. わからない ※相談に来た時の手持ち金(預貯金等)が、30万円以上の世帯はどのくらいありますか。(1つだけ○) 1. 非常に多い(8割以上) 2. 多い(6～8割) 3. 約半分(4～6割) 4. 少ない(2～4割) 5. 非常に少ない(2割以下) 6. わからない

【代表的なケース】

	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみ世帯 4. 高齢者と子のみの世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性）	8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦とのみの世帯（若年～中年） 11. 夫婦と子供から成る世帯 12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年） 13. 夫婦とひとり親から成る世帯 14. その他（ ）
②性別（1つだけ○）	1. 男性 2. 女性	3. その他
③年齢階級 (1つだけ○)	1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳	5. 50～59歳 6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70～74歳 9. 75～79歳 10. 80～84歳 11. 85歳以上
④相談者の特徴 (あてはまるもの全てに○) ※家族が拘る（世帯としての特徴についても該当するものがあればチェックしてください。)	1. 病気（メンタルヘルス含む） 2. 障害（軽度の知的障害・精神障害） 3. 住まい不安定・ホームレス 4. （多重・過重）債務 5. 家事管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等）	9. 家族関係（家族の課題（家庭の不仲・争いを含む）） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安定就労（非正規雇用等） 14. 低年金 15. その他（ ）
⑤住まいの形態 ※生活保護申請時 (1つだけ○)	1. (本人・同居家族の)持ち家（戸建て） 2. (本人・同居家族の)持ち家（集合住宅） 3. 民賃住宅 4. 公営賃住宅 5. 社宅・寮等	6. 保護施設（敬護施設・更生施設、宿泊提供施設等） 7. 居居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等 8. その他（ ）
⑥生活保護受給前に利用していた支援 (あてはまるもの全てに○)	1. 自立相談支援機関での相談 2. 児童・女性支援施設等での支援 3. 社会福祉協議会での貸付 4. 居屋確保給付金	5. 職業訓練受講給付金 6. その他（ ） 7. 特になし ※帰入相談所、婦人保健施設・母子生活支援施設等
⑦⑥の支援が終了してから生活保護につながるまでの期間	1. 2～3日以内 2. 1週間以内 3. 2週間以内	4. 1カ月以内 5. 2カ月以内 6. 3カ月以内 7. 6カ月以内 8. 6カ月以上
⑧相談に来た時の手持ち金（預貯金等）		円
⑨申請時（受給直前）の1ヶ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合は、概算の金額を記載 金額を把握できていない場合は、「不明」と記載		万円/月 約（ ）
⑩生活保護申請理由 (あてはまるもの全てに○)	1. 疾病による収入の減少 2. 急迫保護で医療扶助単給 3. 要介護状態 4. 儻いていた者の死亡 5. 働いていた者の離別等 6. 働きによる収入の減少・喪失 7. 定年・喪業	8. 老齢による収入の減少 9. 事業不振・倒産 10. その他の働きによる収入の減少 11. 社会保障給付金の減少・喪失 12. 財金等の減少・喪失 13. 仕送りの減少・喪失 14. その他（ ）
⑪生活保護受給歴 (それぞれ、1つに○)	本人の子ども時代	本人の成人以降
	1. 生活保護を受給していたことがあります 2. 生活保護を受給していないことはない 3. わからない	1. 今回の申請が初めて 2. 過去にも受給したことがあります →過去の受給期間（ 年 カ月） 3. わからない

3. コロナ禍に伴う相談体制の強化等の取組状況

(1) 相談体制の強化等取組状況

①新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえた、保護決定等体制強化や業務負担軽減、その他支援体制の強化等のために、「現在、取り組んでいる・取り組んだこと」はありますか。以下の1～9について、あてはまるもの全てに○をつけてください。また、「実施すべきだができないない取組」についても、あてはまるもの全てに○をつけてください。

番号	項目	現在、取り組んでいきたいべきだができない取組
1	要保護者に対する面接相談の相談員の雇用	
2	保護決定事務処理を行う職員の配置	
3	就労支援等の補助業務を行う職員の配置	
4	LINEを活用した相談支援	
5	電話・メール・SNS（上記4を除く）などを活用した相談支援	
6	業務負担の軽減に向けたITの導入（訪問記録の作成、収入申告書等の入力など事務処理作業の効率化・削減等）、業務のオンライン化等の試行的な実施	
7	ひとり親や子どものいる世帯への支援の強化（学習支援や居場所づくり等）※生活困窮者福祉支援法による「子どもの学習・生活支援事業」の活用を含む	
8	不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化	
9	その他（ ）	

②上記①で「現在、取り組んでいる・取り組んだこと」に○ををつけた取組のうち、特に効果があがっている取組を1つ選び、その番号及び具体的な内容・効果を下欄へご記入ください。

番号	具体的な取組内容・効果

(2) 新型コロナウィルス感染拡大防止に係る対応（支援のICT化等）

政府による緊急事態宣言（令和2年4月7日・16日）発令後、現在までの生活・保護の相談援助活動におけるICTの活用等の対応状況について、以下①～③の過程ごとにご回答ください。

※ここでのICTとは、パソコンや携帯情報端末（スマートフォン、タブレット）等の情報通信機器、インターネットを介した情報通信のためのツール（アプリケーション）等を指しています。

①相談援助の受付から保護の決定・実施まで

新型コロナウィルス感染拡大防止のため、面談や各種の支援等にICTを活用しましたか。（あてはまるもの1つに○）

- 1. すべての面談や支援等にICTを活用した
- 2. 一部の面談や支援等にICTを活用した
- 3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった

【※「3. いずれの面談や支援等にもICTを活用しなかった」場合】

ICTを活用しなかった理由について、お答えください。
(あてはまるもの全てに○)

- 1. 該当するケースがなかった
- 2. 対面で実施すべきと判断した
- 3. オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない
- 4. オンラインで実施するための設備、機器がなかなかない
- 5. オンラインで実施するための方法がわからなかった、機器の取り扱いができないがかった
- 6. その他（ ）

【※「1. すべての面談や支援等にICTを活用した」「2. 一部の面談や支援等にICTを活用した」場合】

面談や支援等にICTを活用した場合、その方法と工夫点についてお答えください。
また、対面と比べて、オンラインによる相談のメリット・デメリットは何ですか。
(あてはまるもの全てに○)

1) 方法	1. オンライン会議（テレビ会議）(LINEを除く) 2. メール 3. LINE 4. SNS 5. その他（ ）
2) 工夫点	1. カメラ映像を用いてオンラインで対話できるようにした 2. 複数回にわけて実施した 3. メールやFAX等の文書と電話を組み合わせて実施した 4. その他（ ）

	<p>1. 潜在的な相談ニーズが顕在化しやすい 2. 対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなつた 3. 気満にコミュニケーションをとれるようになった 4. 対象者の特性上、オンラインによる相談のほうが継続しやすい 5. 移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる 6. その他（ 7. 特になし</p>	<p>1. カメラ映像を用いてオンラインで対話できるようにした 2. 複数回にわけて実施した 3. メールやFAX等の文書と電話を組み合わせて実施した 4. その他（ 5. 特になし</p>
3) メリット		
4) デメリット	<p>1. 対象者の生活実態が把握しづらい 2. 対象者の心身の状況が把握しづらい 3. インターネットの接続不良による中断等の理由で、相談が円滑に進まない 4. 器材が不足しているため、多くの相談ができない 5. その他（ 6. 特になし</p>	<p>1. 潜在的な相談ニーズが顕在化しやすい 2. 対面に抵抗感のある人の相談がしやすくなつた 3. 気満にコミュニケーションをとれるようになった 4. 対象者の特性上、オンラインによる相談のほうが継続しやすい 5. 移動時間等を考慮せず、効率的に相談を実施することができる 6. その他（ 7. 特になし</p>

②訪問調査活動
新型コロナウイルス感染拡大防止のため、定期的な訪問調査活動等にICTを活用しましたか。（あてはまるもの1つに○）

- 1.すべての訪問調査活動等にICTを活用した
2.一部の訪問調査活動等にICTを活用した
3.いずれの訪問調査活動等にもICTを活用しなかった

【※「3. いずれの訪問調査活動等にもICTを活用しなかった」場合】

ICTを活用しなかった理由について、お答えください。

（あてはまるもの全てに○）

- 1.該当するケースがなかった
2.対面で実施すべきと判断した
3.オンライン相談に関する情報セキュリティ対策が十分でない
4.オンラインで実施するための設備、機器がなかった ⇒ 1.相談者・家族
..... 2.貴福祉事務所
5.オンラインで実施するための方法がわからなかつた、 ⇒ 1.相談者・家族
機器の取り扱いができなかつた
..... 2.貴福祉事務所
6.その他（
.....)

【※「1.すべての訪問調査活動等にICTを活用した」「2.一部の訪問調査活動等にICTを活用した」場合】

訪問調査活動等にICTを活用した場合、その方法と工夫点についてお答えください。

また、対面と比べて、オンラインによる相談のメリット・デメリットは何ですか。
(あてはまるもの全てに○)

- | | |
|-------|--|
| 1) 方法 | <p>1.オンライン会議（テレビ会議）(LINEを除く)
2.メール
3. LINE
4. SNS
5.その他（
.....)</p> |
|-------|--|

③就労支援

生活保護受給者に対する就労支援等の実施の中で、オンライン通話（LINE、Skype、Zoom等）やEラーニングのコンテンツを活用していますか。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 従来から、オンライン通話を活用している
- 2. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、オンライン通話を活用している
- 3. 従来から、Eラーニングのコンテンツを活用している
- 4. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、Eラーニングのコンテンツを活用するようになった
- 5. パーチャル職場見学・体験を実施している
- 6. 感染症予防に配慮しながら、対面により実施している（オンライン通話やEラーニングは活用していない）
- 7. 全てあるいは一部のプログラムを再開できていない
- 8. その他（ ）

【※「1. 従来から、オンライン通話を活用している」「2. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、オンライン通話を活用するようになった」と回答した場合】

オンライン通話を活用した取組の具体的な内容をご記入ください。（自由記入）。

【※「3. 従来から、Eラーニングのコンテンツを活用している」「4. 新型コロナウィルスの影響で、新たに、Eラーニングのコンテンツを活用するようになった」と回答した場合】

Eラーニングのコンテンツの内容等、取組の概要をご記入ください（自由記入）。

【※「6. 感染症予防に配慮しながら、対面により実施している（オンライン通話やEラーニングは活用していない）」と回答した場合】

どのような配慮や工夫をして実施しているか、具体的にご記入ください。（自由記入）。

III. 生活保護受給者に対する就労支援の実施状況

1. 被保護者就労支援事業について

(1) 事業内容

貴自治体における被保護者就労支援事業には、どのような支援メニューがありますか（1～11それぞれについてあてはまるもの全てに○）。また、実施内容に○が付いた場合、実施しているメニューの担当者を選択してください。

実施しているメニューの担当者（あてはまるもの全てに○）						
		1 ケース ワーカー の就職支援ナ ビゲーター	2 ハローワーク の就職支援ナ ビゲーター	3 就労支 援員	4 就労準備 支援員	5 その他
実施内容に○↓	→	1	2	3	4	5
1. 家庭訪問による面接相談	→	1	2	3	4	5
2. 所内での面接相談	→	1	2	3	4	5
3. 身だしなみや規則正しい生活等	→	1	2	3	4	5
4. コミュニケーションの取り方	→	1	2	3	4	5
5. 自己理解の促進	→	1	2	3	4	5
6. ビジネスマナーや面接、応募書類作成の講座	→	1	2	3	4	5
7. 前労体験や職場実習	→	1	2	3	4	5
8. ボランティア体験	→	1	2	3	4	5
9. 就労準備支援事業所内の軽作業	→	1	2	3	4	5
10. 専門職によるカウンセリング	→	1	2	3	4	5
11. その他（ ）	→	1	2	3	4	5

(2) 敷保護者就労支援事業を実施する上の課題認識

以下1～8について、被保護者就労支援事業を効果的に行ううえでの貴自治体における課題の認識をご回答ください。（それぞれの項目について、あてはまるもの1つに○）

項目		課題の認識			
		1 とても課題だとと思う	2 やや課題だと思う	3 あまり課題とは思わない	4 全く課題ではない
1	就労支援員の就労支援に関する専門性の向上 (支援の方法・技術)	1	2	3	4 5
2	就労支援の実施体制（就労支援員の不足、連携体制の不備）	1	2 3	4 5	
3	就労体験・就労受け入れ企業の開拓	1	2 3	4 5	
4	社会参加プログラムなど社会資源の活用	1	2 3	4 5	
5	ケースワーカーの支援技術の向上	1	2 3	4 5	
6	個別の求人開拓	1	2 3	4 5	
7	就職後の職場定着支援	1	2 3	4 5	
8	その他（ ）	1	2 3	4 5	

2. 就労して生活保護が廃止になった方の状態像について

令和2年度から現在までに、就労して生活保護が廃止になった方の状態像について、年齢層や世帯の傾向などを踏まえた代表的なケースを1つ選んでいただき、以下の①～⑦についてご記入ください。

*複数の福祉事務所がある場合は、任意の1か所の福祉事務所を選択し、該当する事例を選び、記載してください。

*該当するケースがない場合は、記入不要です。

【代表的なケース】

①属性（性別・年代・世帯構成） (1つだけ○)	1. 高齢・単身（男性） 2. 高齢・単身（女性） 3. 高齢者のみ世帯 4. 高齢者と子供からなる世帯 5. 若年・単身（男性） 6. 若年・単身（女性） 7. 中年・単身（男性） 8. 中年・単身（女性） 9. ひとり親世帯 10. 夫婦と子供からなる世帯（若年～中年） 11. 夫婦と両親からなる世帯（若年～中年） 12. 夫婦とひとり親からなる世帯 13. 夫婦とひとり親からなる世帯 14. その他（ ）
②性別（1つだけ○）	1. 男性 2. 女性 3. その他
③年齢階級 (1つだけ○)	1. 19歳以下 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳 5. 50～59歳 6. 60～64歳 7. 65～69歳 8. 70～74歳 9. 75～79歳 10. 80～84歳 11. 85歳以上
④世帯主の特徴 (あてはまるもの全てに○) ※家族が抱える（世帯としての）特徴についても該当するものがあればチェックしてください。	1. 病気（メンタルヘルス含む） 2. 障害（軽度の知的障害・精神障害・ 発達障害等、詳しいを含む） 3. 住まい不安定・ホームレス 4. （多重・過重）債務 5. 家計管理の課題 6. 就職活動困難 7. 就職定着困難 8. 社会的孤立（ニート・ひきこも り等含む） 9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・ 争い・虐待等、詳しいを含む） 10. ひとり親 11. 外国籍 12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス 13. 不安定就労（非正規雇用等） 14. 低年金 15. その他（ ）
⑤住まいの形態 ※生活保護申請時 (1つだけ○) (あてはまるもの全てに○)	1. (本人・同居家族の)持ち家（戸建て） 2. (本人・同居家族の)持ち家（集合住宅） 3. 民間の賃貸住宅 4. 公営賃貸住宅 5. 社宅・寮等 6. 保護施設（救護施設、更生施設、宿泊提供施設等）・その他福祉施設 7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料 低額宿泊所、シェルター等 8. その他（ ） ※職・相談受講料付金
⑥生活保護受給前に受け ていた支援 (あてはまるもの全てに○)	1. 自立相談支援機関での相談 2. 児童・女性支援施設等への支援 3. 社会福祉協議会での貯蓄 4. 生居確保給付金 5. 職業訓練受講料付金 6. その他（ ） 7. 特になし ※職・相談所、婦人保健施設、母子生活支援施設等
⑦⑥の支援が終了してか ら生活保護につながる までの期間 (1つだけ○)	1. 2～3日以内 2. 1週間以内 3. 2週間以内 4. 1ヵ月以内 5. 2ヵ月以内 6. 3ヵ月以内 7. 6ヵ月以内 8. 6ヵ月以上

⑧相談に来た時の手持ち金（預貯金等）	円
⑨申請時（受給直前）の1ヶ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合は、概算の金額を記載 金額を把握できない場合は、「不明」と記載	約（ ）万円/月
⑩生活保護申請理由 (あてはまるもの全てに○)	<p>1. 病気による 2. 急病保険で医療扶助申請 3. 要介護状態 4. 働いていた者の死亡 5. 働いていた者の離別等 6. 働きによる収入の減少・喪失 7. 定年・失業</p> <p>本人の子ども時代</p> <p>1. 生活保護を受給していたことがあります 2. 生活保護を受給していなかったことはない 3. わからない</p> <p>1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、 コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労（働く意思がない） 5. 未就労（働く意思はあるが、 準備・求職活動はしていない） 6. 中間的就労（支援対応労）中</p> <p>【就労困難（○は1つ）】</p> <p>⑪世帯主の就労状況 ※生活保護申請時 (1つだけ○)</p> <p>※「1」「2」の場合</p> <p>【就労を継続している（していた）期間】 () 年</p> <p>【未就労の期間】 () 年</p> <p>【未申請の期間】 () 年</p> <p>⑫就労問題に連なる問題 (あてはまるもの全てに○)</p>
⑬生活保護「申請」時の困窮・困りごと・トラブル等の内容 (あてはまるもの全てに○)	<p>1. 住まいがない・住むところが定まつ ていません 2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある（老朽化、バリアフリーでない、狭い等） 3. 家賃、税金、維持費等の居住負担が重い 4. 転居を迫られている（その心配がある） 8. 不明</p> <p>1. 世帯主以外の収入源の喪失 2. 世帯主ご本人の障害の診断・認定 3. 家族の介護・看病（疾病・障害） 4. 子育て等の開始 5. 家族の不仲、家庭不和の発生 6. 業務を通じて把握している世帯主の生活歴中の不登校・中退等 7. 世帯主ご本人の進学や就職活動の失敗 8. 世帯主ご本人のひきこもり・ニート 9. 世帯主ご本人の初職における定着失敗（早期離職） 10. 世帯主ご本人の初職以外の失職（自営業の事業の失敗等を含む） 11. 世帯主の疾病的発症 12. 収入のない同居者の増加 13. 債務発生 14. 住まいの喪失 15. 世帯主ご本人の非行・補導・犯罪等 16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減少 17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業（倒産）となり解雇や雇い止めに預けられない等、子どものために仕事を持ちながら収入減少や離職</p> <p>18. コロナの影響により学校が休校・保育所に休校される等、子どものために仕事を持ちながら収入減少や離職</p> <p>19. コロナウイルス感染症に罹患により休職・退職</p> <p>20. その他（ ）</p> <p>⑮支援において苦慮したポイント（自由記入）</p> <p>⑯援助方針（自由記入）</p> <p>⑰就労支援事業等の実施（参加）有無 (あてはまるもの全てに○)</p> <p>⑱就労支援事業等の実施（再就職を含む）までの期間 () 年</p> <p>⑲上記⑯の就職から保護廃止までの期間 () 年</p> <p>⑳生活保護受給期間 (※下記⑰と⑲の期間の合計となるように記載してください)</p> <p>㉑生活保護を受けてから、保護廃止に至った就職（再就職を含む）までの期間 () 年</p> <p>㉒就労による保護廃止に至るまでにつながる支援 (自由記入)</p>

⑧相談に来た時の手持ち金（預貯金等）	円
⑨申請時（受給直前）の1ヶ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合は、概算の金額を記載 金額を把握できない場合は、「不明」と記載	約（ ）万円/月
⑩生活保護申請理由 (あてはまるもの全てに○)	<p>1. 病気による 2. 事業不振・倒産 3. 社会保障給付金の減少・喪失 4. 財金等の減少・喪失 5. 仕送りの減少・喪失 6. その他（ ）</p> <p>本人の子ども時代</p> <p>1. 今回申請が初めて 2. 過去にも受給したことがある →過去に（ ）回受給 一過去の総受給期間（ 年 カ月） 3. わからない</p> <p>1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、 コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労（働く意思がない） 5. 未就労（働く意思はあるが、 準備・求職活動はしていない） 6. 中間的就労（支援対応労）中</p> <p>【就労困難（○は1つ）】</p> <p>⑪世帯主の就労状況 ※生活保護申請時 (1つだけ○)</p> <p>※「1」「2」の場合</p> <p>【就労を継続している（していた）期間】 () 年</p> <p>【未就労の期間】 () 年</p> <p>【未申請の期間】 () 年</p> <p>⑫就労問題に連なる問題 (あてはまるもの全てに○)</p>
⑬生活保護「申請」時の困窮・困りごと・トラブル等の内容 (あてはまるもの全てに○)	<p>1. 収入・貯蓄がない/少ない 2. 支出が多い 3. 就労関連で問題がある 4. 住まい問題が大きいこと（も含む）</p> <p>1. 家計管理ができないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないことも含む） 2. 医療・介護に要する費用による支出過多 3. 子育て・教育に要する費用による支出過多 4. 債務（多重・過重）による支出過多 5. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多 6. 収入のない同居者による支出過多 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明</p> <p>1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のため就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 本人の疾患・障害等による就職困難 5. 家族の譲り受け等による就職困難 6. 離退職を繰り返す</p> <p>7. 職場の人間関係トラブル（いじめ、バフハラ等） 8. 自営業/会社経営の業績不振 9. その他（ ） 10. 特になし 11. 不明</p>

3. 就労可能な心身の状況にもかかわらず、就労による保護廃止に至らない方の状態像について

現在も生活保護を受給しており、就労可能な心身の状況にもかかわらず就労による保護廃止に至らない方の状態像について、年齢層や世帯の傾向などを踏まえた代表的なケースを1つ選んでいただき、以下の①～⑩についてご記入ください。

※複数の福祉事務所がある場合は、任意の1カ所の福祉事務所を選定し、当該福祉事務所において、
上記に該当するような1事例を選び、記載してください。
※該当するケースがない場合は、記入不要です。

【代表的なケース】

①属性【性別・年代・世帯構成】 (1つだけ○)	1. 高齢・単身（男性）	8. 中年・単身（女性）
	2. 高齢・単身（女性）	9. ひとり親世帯
	3. 高齢者のみ世帯	10. 夫婦のみの世帯（若年～中年）
	4. 高齢者と子のみの世帯	11. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）
	5. 若年・単身（男性）	12. 夫婦と両親から成る世帯（若年～中年）
	6. 若年・単身（女性）	13. 夫婦とひとり親から成る世帯
	7. 中年・単身（男性）	14. その他（ ）
②性別（1つだけ○）	1. 男性	2. 女性
	3. その他	
③年齢階級 (1つだけ○)	1. 19歳以下	7. 65～69歳
	2. 20～29歳	8. 70～74歳
	3. 30～39歳	9. 75～79歳
	4. 40～49歳	10. 80～94歳
	5. 50～59歳	11. 85歳以上
④世帯主の特徴 (あてはまるもの全てに○) ※家族が抱える（世帯としての）特徴についても該当するものがあればチェックしてください。	1. 病気（メンタルヘルス含む）	9. 家族関係・家族の課題（家庭の不仲・不和・DV・虐待等を含む）
	2. 障害（程度の知的障害・精神障害・発達障害等、疑いを含む）	10. ひとり親
	3. 住まい不安定・ホームレス	11. 外国籍
	4. （多重・過重）債務	12. 自営業（個人事業主を含む）・フリーランス
	5. 家計管理の課題	13. 不安定就労（非正規雇用等）
	6. 就職活動困難	14. 低年金
	7. 就職定着困難	15. その他（ ）
	8. 社会的孤立（ニート・ひきこもり等含む）	
⑤住まいの形態 ※生活保護申請時 (1つだけ○)	1. (本人・同居家族の) 持ち家（戸建て）	6. 保護施設（牧護施設・更生施設・宿泊提供施設等）・その他福祉施設
	2. (本人・同居家族の) 持ち家（集合住宅）	7. 住居がない又は簡易宿泊所、無料低額宿泊所、シェルター等
	3. 民間の賃貸住宅	8. その他（ ）
⑥生活保護受給前に受け ていた支援 (あてはまるもの全てに○)	1. 自立相談支援機関での相談	5. 職業訓練受講給付金
	2. 児童・女性支援施設等※での支援	6. その他（ ）
	3. 社会福祉協議会での貸付	7. 特になし
	4. 住民確保金	※婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設等
⑦⑥の支援が終了してか ら生活保護につながる までの期間 (あてはまるもの全てに○)	1. 2～3日以内	5. 2ヵ月以内
	2. 1週間以内	6. 3ヵ月以内
	3. 2週間以内	7. 6ヵ月以内
	4. 1ヵ月以内	8. 6ヵ月以上

⑧相談に来た時の手持ち金（預貯金等）	円
⑨申請時（受給直前）の1ヵ月あたりの世帯の収入 ※月によって変動がある場合は、概算の金額を記載 金額を把握できていない場合は、「不明」と記載	約（ ）万円/月
⑩生活保護申請理由 (あてはまるもの全てに○)	1. 疾病による 2. 急迫保護で医療扶助申請 3. 要介護状態 4. 働いていた者の死亡 5. 働いていた者の離別等 6. 働きによる収入の減少・喪失 7. 定年・失業 8. 老齢による収入の減少 9. 事業不振・倒産 10. その他の働きによる収入の減少 11. 社会保障給付金の減少・喪失 12. 財金等の減少・喪失 13. 仕事の減少・喪失 14. その他（ ）
⑪生活保護受給歴 (それぞれ、1つに○)	1. 生活保護を受給していたことがある 2. 生活保護を受給していたことはない 3. わからない
⑫世帯主の就労状況 ※生活保護申請時 (1つに○)	1. 一般就労中 2. 一般就労していたが、 コロナ禍により休業中 3. 一般就労のため、準備・求職中 4. 未就労（働く意思がない） 5. 未就労（働く意思はあるが、準備・求職活動はしていない） 6. 中間的就労（支還付就労）中 ※「1」「2」の場合
⑬生活保護「申請」時の困窮・団りごと・トラブル 等の内容 (あてはまるもの全てに○)	1. 収入・貯蓄がない/少ない 2. 支出が多い 3. 就労関連で問題がある 4. 住まい関連で問題がある 5. 家計管理ができないことによる支出過多（世帯内の支出を把握できていないこともあります） 6. 収入のない同居者による支出過多 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明
⑭世帯主に関する問題 (あてはまるもの全てに○)	1. 就労経験の乏しさによる就職困難 2. 高齢のため就職困難 3. 低学歴や能力不足による就職困難 4. 依存症（アルコール、ギャンブル、ゲーム等）による支出過多 5. 収入のない同居者による支出過多 6. その他の問題 7. その他（ ） 8. 特になし 9. 不明
⑮生活保護受給前に受け ていた支援 (あてはまるもの全てに○)	1. 就労困難のため就職困難 2. 本人の疾病・障害等による就職困難 3. 家族の介護・看病子育て等による就職困難 4. 離婚を繰り返す

住まい問題の連の	1. 住まいがない・住むところが定まつ 2. 住まいの構造・設備・広さ等に問題がある(老朽化、バリアフリーでない、狭い等) 3. 家賃、税金、維持費等の居住費用が重い 4. 転居を迫られている/その心配がある。	5. 保証人がいなくて入居/転居ができない 6. その他
(4)ターニングポイント(困難状態等に至ったきっかけや人生の転換期となつた出来事)	1. (世帯主ご本人の) 疾病の発症 2. (世帯主ご本人の) 障害の診断・認定 3. 家族の介護・看病(疾病・障害)・子育て等の開始 4. (世帯主ご本人の) 離婚 5. 家族の不仲、家庭不和の発生 6. (世帯主ご本人の) 学校でのいじめ・不登校・中退等 7. (世帯主ご本人の) 進学や就職活動の失敗 8. (世帯主ご本人の) ひきこもり・ニート 9. (世帯主ご本人の) 初職における定着失敗(早期離職) 10. (世帯主ご本人の) 初職以外の失職(自営業の事業の失敗等を含む)	11. 世帯主以外の収入源の喪失 12. 収入のない同居者の増加 13. 債務発生 14. 生まない喪失 15. (世帯主ご本人の) 非行・捕縛・犯罪等 16. コロナの影響による休業や就業時間の減少等に伴う収入減 17. コロナの影響により勤め先が休業・廃業(倒産)となり解雇や雇止め 18. コロナの影響により学校が休校・保育所に預けられない等、子どものために仕事を休みがちとなり収入減や離職 19. コロナウイルス感染症に罹り患により休職・退職 20. その他()
(5)援助方針(自由記入)		
(6)就労支援事業等の実施(参加)有無(あてはまるもの全てに○)	1. 被保護者就労支援事業 2. 生活保護受給者等就労自立促進事業 3. 被保護者就労準備支援事業	4. 被保護者家計改善支援事業 5. 自治体独自の事業 6. いずれも実施(参加)なし
(7)生活保護受給期間	年	ヶ月
(8)就労による保護廃止に至らない理由(自由記入)		

4. 就労体験や就労訓練等の場の確保について

就労に向けて課題を抱える方への支援において、就労体験や就労訓練等を実施する事業者、個別の求人開拓による就労先などの確保に向けた取組を実施していますか。(1つだけ○)

- 【※「1. 實施している場合」どのような企業・協力事業所等の確保に取り組んでいますか。(あてはまるもの全てに○)
1. 實施している
 2. 實施していない

- 【※「1. 實施している場合」どのような企業・協力事業所等の確保に取り組んでいますか。(あてはまるもの全てに○)
1. 記定就労訓練事業所
 2. 上記1以外の就労体験等の受け入れ事業所(社会福祉法人、NPO、企業等)
 3. 福祉的就労の場・事業所(授産施設、福祉工場、小規模作業所(共同作業場)等)
 4. 個別求人開拓による就労
 5. その他()

IV. 生活困窮者自立支援制度との連携に関する実態

1. 生活保護申請と生活困窮者自立支援の相談窓口体制

- 貴自治体における、生活保護申請と生活困窮者自立支援の窓口(相談受付)体制の状況について、ご回答ください。(あてはまるもの1つに○)
- *複数の窓口(福祉事務所)があり、窓口体制の状況が異なる場合は、任意の1カ所の状況について記載してください。
1. 相談受付窓口は、別々に設置されている
 2. 相談受付窓口は共通で、それぞれに振り分ける
 3. その他()

2. 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識

(1) 生活困窮者自立支援機関との連携状況
 ①福祉事務所と生活困窮者自立支援機関との日頃の連携の状況について、ご回答ください。(あてはまるもの 1 つに○) ※管内に複数の福祉事務所、もしくは自立相談支援機関がある場合、任意の 1 カ所の状況について、あてはまるものをお選びください。

- 1. よく連携している
- 2.どちらともいえない
- 3.あまり連携していない

(2)両制度による支援が必要とされるようなケースや支援方法等の共有、双方のコミュニケーションを図るために実施している取組内容について、あてはまるもの全てに○をつけてください。

- 1. 日常的に意見・情報交換を行っている
- 2. 勉強会等により、両制度の理念や支援方法について理解を深めている
- 3. 定期的にケース検討会議を実施している
- 4. 別個ケースや事例検討会等を通じて支援方法の共有に取り組んでいる
- 5. 就労準備支援事業や家計改善支援事業の一体的実施を図る中で共有化に取り組んでいる
- 6. 就労訓練、中間的就労を実施する事業者、求人開拓による就労先等を共有している
- 7. その他()
- 8. 担当者が兼務・両制度を同じ部署で運営等のため必要なし
- 9. 特に行っていない

(2) 生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性

①生活保護受給者に対し、生活困窮者自立支援制度による支援が必要とされるケース
 福祉事務所のケースワーカーが被保護者を支援する際に、自立相談支援機関等との連携や支援の必要性について、どのようにお考えですか。「1. 必要性を感じる」場合、具体的にどのようなケースですか。また、自立相談支援機関等において、どのような支援を必要とするか、ご記入ください。
 (自由記入)

- 1. 必要性を感じる
- 2. 必要性を感じない

- 1. 求職活動を行う準備がまだできていない
- 2. 緊急的な支援（住まい、食料等）が必要
- 3. 日常的な家計面での支援が必要
- 4. 就労などの個人開拓のノウハウが必要
- 5. 日常生活自立に向けての支援が必要
- 6. 社会生活自立に向けた支援が必要
- 7. 繼続的な見守りが必要
- 8. 消費者トラブルに巻き込まれるのを防ぐための支援が必要
- 9. その他()

自立相談支援
機関等に求め
る支援内容

②生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース

令和 2 年度中に、生活保護を廃止したケースのうち、生活困窮者自立支援制度へ移行（支援プランを作成）したケースがありますか。ある場合、具体的な件数をご記入ください。また、生活困窮者自立支援制度につないだ理由について、あてはまるものを全てお選びください。

- 1. ある
- 2. ない ⇒ P23④・⑤へ

※何件ありますか。右欄にご記入ください。

生活困窮者自立支援制度につないだ理由 (あてはまるもの全てに○) (約 件)	1. 就労による収入の増加・取得により保護廃止となつたものの、職場定着等に不安がある 2. 社会的なつながりが不十分なため、本人が困ったときに地域に頼れる人・相談することができない 3. 一時的な増収により保護廃止となつたが、就労経験もほとんどなく、安定的な収入確保を見込むことができない 4. 金銭管理に不安がある 5. その他()
--	--

③生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行する場合、生活困窮者自立支援制度の担当者（つなぎ先）に対して、本人にどのように支援を実施してほしいかなどの支援の内容や役割分担について、事前に伝えるなどして整合を図っていますか。（あてはまるもの 1 つに○）

- 1. 対象者を問わずほとんどの場合で整合を図っている
- 2. 対象者に応じて調整し、概ねのケースで整合を図っている
- 3. 対象者に応じて調整するが、一部のケースでしか整合を図ることができるいない
- 4. 整合を図りたい・図るべきだができない
- 5. その他の理由で整合を図れていない

↑ 主な理由 (※「3」「4」「5」に回答した場合、その主な理由をご回答ください。)	
--	--

④【※「②生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース」で「2. ない」を選択した場合】

生活保護制度を廃止したケースのうち、生活困窮者自立支援制度に移行するケースがない理由として、どのようなことが考えられますか。（あてはまるもの全てに○）

- 1. 移行するメリットがわからず
- 2. そもそも生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない
- 3. 生活困窮者自立支援制度の相談支援員（担当者）と本人との関係性の構築が難しい
- 4. 廃止になつて担当者が変わつても、生活保護ケースワーカーが継続的に関わらざるを得ない面がある
- 5. 生活困窮者自立支援制度の相談支援員（担当者）との連携が取れていないため情報引き継がれない
- 6. 本人が希望しない
- 7. その他（
8. 該当するケースがない
）

※上記で「2. そもそも生活困窮者自立支援制度に移行することが選択肢に上がらない」と回答した場合、その理由についてご記入ください。

4. 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携強化に向けて

生活困窮者自立支援制度との連携強化のために、どのような取組や支援が必要とお考えですか。あてはまるものを全てお選びください。

- 1. 就労準備支援事業の一体的実施
- 2. 家計改善支援事業の一体的実施
- 3. 研修の共同実施
- 4. 両制度の担当者及び関係職員の質の見える関係の構築
- 5. 個別支援ケースの共有
- 6. 両制度の担当者の相互の制度理解の深化
- 7. ハローワークを介した連携
- 8. その他（
9. 特に必要はない
）

⑤【※「②生活保護制度から生活困窮者自立支援制度に移行するケース」で「2. ない」を選択した場合】

令和2年度中に生活保護を廃止したケースのうち、支援決定（プランの作成）を受けずに自立相談支援機関による相談支援や、社会福祉協議会等の関係する支援機関等につなぎ、継続的な支援や見守り等を行つているケースはありますか。

- 1. ある
- 2. ない

※何件ありますか。右欄にご記入ください。

約 件

● ヒアリング調査へのご協力について

本アンケート調査の後に、新型コロナウイルス感染症の影響により生活保護の利用開始に至ったケースについて詳細にヒアリングを行うことを想定しております。ヒアリング調査にご協力頂ける自治体におかれましては、下記に連絡先をご記入頂ければ幸いです。
※ヒアリング調査については別紙「新型コロナウイルスの影響下における実践事例に関するヒアリング調査概要」をご確認ください。

ご所属・ご氏名	電話：	FAX：
連絡先	メール：	
ヒアリング調査について	後日、ヒアリング調査へのご協力は（可能・不可能） (どちらかに○をおつけください)	

3. 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度の相談支援の位置づけについて

福祉事務所における被保護者に対する就労支援を含む保護の実施と、生活困窮者自立支援制度による支援において、例えば、支援における考え方や本人との関係性等において、共通する点、または異なる点はどのようにことですか。（自由記入）

共通点	例) 相談対応において「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している
異なる点	例) 同じように自立支援を目指しつつも、生活保護制度では金銭給付ができるが、生活困窮者自立支援制度ではそれができないこと

ご協力ありがとうございました。
10月25日（月）までにご返送ください。

※ルビありの調査票とルビなしの調査票の2種類を用意した

相談窓口（自立相談支援機関）利用者アンケート

あてはまる数字に○をつけてください。
「その他」を選んだ場合は、()の中に具体的な内容を記入してください。

1. 相談窓口を利用したときのことについておたずねします。

問い合わせ
令和
年
月
日

2. どのようにして、この相談窓口を知りましたか。(○はいくつでも)

1. 相談窓口のポスター/チラシ/パンフレット
2. 市区町村の広報紙
3. 市区町村の窓口などにあるラジオ
4. 新聞やテレビなどの報道
5. 車生扶助者のホームページ/SNSなど
6. その他のホームページ/SNSなど
7. 家族や知人が相談窓口に連絡して
8. 依頼(市区町村役場)などからの紹介
9. 徒歩(市区町村)などからのお問い合わせ
10. 役所(市区町村役場)以外の支援団体からの紹介
11. 相談窓口(相談員)から訪問を受けて
12. その他()

3. この相談窓口で相談した当時の困りごとはどのようなものでしたか。(○はいくつでも)

1. 病気や健康
2. 住まい不安定・家賃の支払い
3. 収入・生活費
4. 働務やローンの支払い
5. 税金や電気、ガスなどの公共料金等の支払い
6. 仕事探し、就職
7. 仕事上の不安やトラブル
8. 家族関係・人間関係
9. 子育て・介護
10. ひきこもり・不登校
11. DV・虐待
12. 食べるものがない
13. 外国籍であるための不安や悩み(言葉がわからぬこと)
14. その他()

4. 上記「問3」で回答したような困りごとは、新型コロナイルス感染症による影響を受けましたか。(1つだけ○)

1. 新型コロナイルス感染症の影響により、新たに困りごととして出てきた
2. もともと困りごとであつたが、新型コロナイルス感染症による影響で悪化した
3. 新型コロナイルス感染症による影響はない
- 相談窓口の相談員とは、最初に相談してから、どのくらいの間、連絡をとりついでいましたか(いますか)。(1つだけ○)

1. 1ヵ月未満
2. 1～3ヵ月未満
3. 3～6ヵ月未満
4. 6ヵ月～1年未満
5. 1年以上
6. わからない

問6. どのようなサポートを受けましたか。(○はいくつでも)

1. 相談窓口での面談	2. 自宅訪問による面談
3. メールやSNSなどによる相談	4. 懨みを聞いてくれた
5. 励ましてくれた	6. 食べもの提供
7. 住まいがし	8. 他の福祉サービスや専門機関の紹介
8. 特別貸付/生活福祉資金の紹介	9. 貸付(生活保護給付/生活福祉資金)の紹介
9. 相談や申請のサポート	10. 住居確保交付金の相談や申請のサポート
11. 就職紹介	12. 就職先の紹介
13. 家計のやりくりについてのアドバイス	14. 借金などの債務整理
15. 依所の手続きなどをへの同行(保険料の請求など)	16. 生活困窮者自立支援金の相談や申請の申請
17. その他()	18. その他()

問7. 相談後において、あなたの状況にどのような変化がありましたか。(○はいくつでも)

1. 体調がよくなつた(気持ちが安定した)	2. 公的な貸付(特例貸付等)を受けられた
3. 住まいの確保・安定	3. 家計のやりくりの改善
5. 仕事をはじめた(再開した)	6. 仕事による収入が増加
7. 就職活動を開始	8. 就職活動に向けた準備中
9. 職業訓練の開始／就学	10. 債務の整理(借金が解決したなど)
11. 生活保護を受給	12. 住居を取得
13. 前よりも、自分に自信を持つようになつた	14. がんばればできると思うことが増えた
15. 他の窓口や専門機関に相談することができた	16. 交流の場への参加や、友人・仲間・家族との関わりができる
17. その他()	18. 何も変わらない

問8. 相談窓口の満足度についてうかがいます。(①～⑤それぞれ1つだけ○)

満足度	満足	どちらともいえない	どちらともいえない	不満
① 愛付の方針、役所や支援団体からの紹介など	5	4	3	2
② 初めて相談するとき、相談窓口や対応してくれた人は、相談しゃ	5	4	3	2
③ あなたの希望や気持ち、困りごと、状況などをよく理解した上で丁寧に対応してくれましたか?	5	4	3	2
④ 相談を通じて、あなたの生活上の不安は解決しましたか?	5	4	3	2
⑤ 全体として、満足できるものでしたか?	5	4	3	2

2. 新型コロナウイルス感染症による影響についておたずねします。

問9. この相談窓口で相談した当時のお仕事の状況についてお答えください。

(1つだけ○)

1. 失業した/休業になった	2. 失業しそうだった
3. 失業していないが収入が減った	4. 仕事の負担が増えた
5. 以前とほとんど変わらない	6. その他()
7. 仕事を始めたため求職・準備中	8. もともと働いていない

(「利用する前」と「現在」それぞれ1つだけ○)

1. 大変苦しい	2. やや苦しい
3. どちらともいえない	4. やや余裕がある
現在	1. 大変苦しい
3. どちらともいえない	4. やや余裕がある

(「あなたは生活保護の利用について、どのようにお答えですか。(1つだけ○)

1. 利用している	2. 利用していない
2. 現在、利用していないが過去にある	3. 一度も利用していない
現在	1. 大変苦しい
3. どちらともいえない	2. やや苦しい

(「あなたは生活保護の利用について、どのようにお答えですか。(1つだけ○)

1. 今後利用したい	2. 利用する必要がない
2. 利用したいが抵抗感がある・利用したくない	3. 利用したいが抵抗感がある・利用したくない
現在	1. 今後利用したい
3. 利用したいが抵抗感がある・利用したくない	2. 利用する必要がない

(「3. 利用したいが抵抗感がある・利用したくない」と回答した理由について伺います。

(○はいくつでも)

- 自分は利用できないと思っているから
- 過去に役所で嫌な対応をされたから
- や持ち家、生命保険などに知られるのが嫌だから
- 家族に知られるのが嫌だから
- 公的支援に頼らず、自分の力でがんばりたいから
- 上記以外・その他()

3. あなたのことについておたずねします。

問10. あなたのことについてお答えください。

①性別	1. 男性	2. 女性	3. その他
②年齢	1. 10代	2. 20代	3. 30代
	5. 50代	6. 60~64歳	7. 65歳以上
③世帯	1. 単身世帯(あなたののみ)	2. あなたと配偶者(パートナー)	3. あなたとその親(おや)
	5. あなたと子どもの親(おや)	6. その他	4. あなたと子どもの子ども
④現在、働いていますか?	1. 動いている	3. あなたとその親(おや)	5. あなたと子どもの子ども
	2. 時々働いている	4. 事業主(子供校生を含む)	6. その他()

⑤雇用形態について教えてください。(1つだけ○)
1. 正規職員(正社員)
2. 派遣・契約社員
3. パート・アルバイト
4. 自営業・自由業
5. 無職
6. その他()

4. さいごに

問11. あなたが今後の生活を支えるためにどのような支援があればよいかや、相談窓口をより良くするためにご意見・アイデア、その他お気づきの点などがありましたらぜひお聞かせください。

アンケートはこれで終了です。
ご協力ありがとうございました。

参考資料4 アンケート調査結果の主な自由意見

1 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した相談者・支援対象者像

※主な属性①～⑦ごとに自由記述より新たに表出した支援対象者の代表的なイメージ ⑩支援において苦慮しているポイント(調査票p6～11)

① 中年・単身（男性）

疾患、障がい（疑い含む）等

- ・ガンを患い、今は完治しているが再発の恐れあり。就労先の幅が狭まってしまう。
- ・人間関係のトラブルが多く怒りっぽいため就労が継続できない。発達障害の疑いがあるが受容できていない。
- ・コロナの影響により収入へ減少したこと。自分で主婦退職。退職後、看病の差延により就職活動困難である。又就労しては病気により就職定着困難である。
- ・相談者は視力障害があり、温泉宿でマッサージ業を営んでいたが、コロナの緊急事態宣言発出により旅館が休業状態になり、仕事ができなくなつた。求職活動での応職が困難である。
- ・体調不良を理由に、離職後1年以上経過し、多重債務、住居離失危機、生活困難な状態にあるが、本人の危機感欠如、見通しを立てることができないなど、理解力不足ない。一方就労が難しいと思われるが、本人の自覚も無く検査等を受け入れられない。また、変化に対する不安から、判断力、意欲に欠け、現状を改善しようとしない。
- ・精神疾患をともなっている。
- ・看護師等、病識がない。
- ・現在、A型事業所にい、生活費を稼いでいるが生活はギリギリの状態である。障害年金が受けられず生活受給も困難。一般専門をを目指し就職活動をしても採用にならず先行きが見通せない。
- ・本人の体調が回復しないため、仕事の定着が困難となっている。
- ・生活実態が見えない。精神疾患（うつや睡眠障害）傾向あると吐露するもの、通院にも応募しない。

自営業やフリーランス、職種へのこだわり等のため収入増の支援、再就職・転職等が困難

- ・自営業（金融）を営業後、派遣での就労しか経験がない、年齢等により再就職が困難。
- ・生活実態が見えない。精神疾患の診断がつかず、支援の方向性が定まらない。
- ・新型コロナウイルス感染症の収束したら自営業を再開したいという意向を尊重する兆しがなく、再就職に向けて行動に移せなかつた。
- ・コロナで停業した景気の回復を待ち、自営業の業績の改善を得つつ、基本的な本人の意向であり（就労支援等を希望していない）、提供できる求職要件と実際の求人が異つかない。
- ・就いてきた仕事から離れることが出来ず、仕事を愛らなければいけない。
- ・自営業であり、収入や経費の計算、確認が難しい。実際の支出の把握が難しいと感じる。減収が続いているが、自営業であり、転職も困難。
- ・業界等により国支援金等を申請しているが生活は厳しく、預貯金を取り崩している状況。売上が減少し、経営の維持を不安に思う本人の精神面のサポートが難しい。
- ・営業していないため、勤務時間、日数が限られた上で就労支援には苦戦した。
- ・転職、ダブルワークを提案し、生活の立て直しを支援するが、本人は別の仕事をしたことがなくて「できない」「ムリ」と前に進まない。
- ・個人事業主であり、自立支援金その後付貸付等がなく、生活保護の提案ぐらいしかできない。

能力・経験不足・年齢等による就職困難

- ・就労に関する知識が乏しく、選択肢が少ないことがある。
- ・年齢的こ癖やバイトはあっても、フルタイムで労働できる環境がみつからない。
- ・低学歴により離職を繰り返し、建築業（ひとり親方）をしているが、理解力が乏しく困り感が低いため、支援の必要性を感じていない。
- ・受取はあるが常に通帳の残高がマイナスになつている状況。過去の転職回数が多くて、就職活動の際に不利となり、行き詰まるときがあつた。
- ・就労支援及び定着を目標にしているが、支援を継続する中で、低学歴や能力、人間関係の問題など、新たな課題が見つかっていく。就活を継続するための蓄えが底をつけば、結果的に生活保護を検討せざるを得ない。

・年齢的に就労困難である。
引きこもり、就労経験のない・少ない等
・25年間ににおける未就労の空白。
・引きこもり期間が長く就労経験が乏しく、一般就労に不安がある。不安障害がある。
・ひきこもり歴が20年程有り、コミュニケーション能力が欠如しているため意志疎通が難しい。
・なぜ何年も就職活動をしていないのか不明（地域との交流は有）。総合支援金の返済が困難と思われる。困難の原因はコロナではない。
外国语
・言葉が通じず、状況の把握に時間がかかるしてしまう。電話でのやり取りでは難しく面接の必要がある。また、言葉の問題か、それ以外の要因もあるのか分からないが、事実と異なることを申告されることがある。
・日本語を話すことができず、コミュニケーションがとりづらいため、就職活動困難。
・日本語での意思疎通が困難。在留資格が就労不可。
・就労が限られているため、就労支援が難しい。日本語の理解が難しいケースもあり、制度説明含め支援が困難になることが多い。
家計管理の課題
・代行の運転手などが、給与が日払いのため、公共交通料金などにまわすお金を確保できない。そのためヤミにも手を出し、法外な利息の支払いに苦しむこととなつた。
・支出において携帯電話3台90,000円、飲食喫煙の嗜好品で月45,000円の支出も見直す必要があるが理解は十分ではない。また、3ヶ月の家賃の半逋いがあり退去勧告が出ているにもかかわらず、解決しようとする意欲が十全ではない。居室確保付の賃主の了解が得られず利用できなくなつた。お金がないにも関わらず電話がない。訪問しても留守なことが多いが、なかなか連絡をとることができない。
・ギャンブル等にお金を使つてしまつ。
・相談者が支出面を明かさないことで家計の支援が難しい。特にフリーランス。
住まい不安定
・住み込み専業により各地を移動しており、離職と同時に住まいを失うことを繰り返している。
・ホームレス状態で相談に来刊。直近でネットカフェに寝泊まりしていたことから、受け入れてくれる施設等が見つからなかつた。
・会社寮に住んでいたため、失業と同時に居所を失つてしまふことから、次なる居所確保に向けて即外生のある対応が求められる。方策の一として本所では寮付きの求人情報を提供できるが、業種が偏るため、相談者が望む求人を紹介できず、次なる居所の確保が難しい場合がある。
・低額家賃のアパートへの転居や親族からの支援を受けることを提案しても消極的。
その他
・結局社員の賃付に安易に流れてしまうため、こちらが必死に支援しようとしてもきく耳を持つてももららず、途方にあれる。
・仕事をする意欲が低く、前向きな就職活動につながらなかつた。
・形式上は求職活動しているが、求職意欲が低いと感じる。
・連絡がつかないことが多い。
・アルコールが入ると話が込み合はない。
・自責や社会に対しての不満があり、希望念願があつた。
② 夫婦と子どもからなる世帯（若年～中年）
自営業・フリーランス、職種へのこだわり等のため収入増の支援や再就職・転職等が困難
・自営（飲食店）の継続を強く希望しているが、共に営業していた妻が出産のため店に出られず、当面は就労困難。
・自営業が回復すると見込んでいたため、就職活動を熱心に行わなかつたり、就職活動に時間を割けなかつた
・コロナによる自営業の収入減。新規事業を計画しているが暗ん切りがつかない。
・自己判断で服薬中止。社説や民間の借入金が限界を超えている状況。
・コロナ禍直前に経営を始めたが、コロナで休業し閉めるにもお金が無く閉店も出来ない。

<p>・自営業にこだわり、増収が見込めない状況であった。そのため、本人の増収に対する意識付けを行うことに苦慮した。</p> <p>・酒店営業のため、コロナにより出店自体ができなくなってしまった。</p> <p>・夫婦と子どもの世帯。夫婦で自営のため、すぐキャリアエンジンは困難である。子どもに障がいがあり、母である本人が他の人に恋愛の整理がつかず、専業の介入が難しい。</p> <p>・自営で、顧客からの依頼を踏み込みながら、他の仕事に就きにくく、本人の条件に合わない。</p> <p>・仕事の関係上、スクエアールを空けておおかなくてはならず、副業等を行うことが難しい。</p> <p>・自営の赤字を生金等公約給付で補填しながら事業継続</p> <p>・自営業で施業する予定も副業をする予定もないのが、コロナの影響が長引き収入減少が継続。</p> <p>・タクシー乗務員として勤務が長い中で、自営を施業することもできず、転職とも踏み出せない方の支援。</p> <p>・コロナ禍においての飲食店経営で営業の意思はなく、未成年の子が3人いる中、世帯就労収入はほぼない状況で子の一人は高校受験も控えており、現金給付の支援の途も使い果たし厳しい状況。</p>	<p>上記以外の理由により収入増のための就労支援が困難、世帯収入が不安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同居家族と家計について話し合えない。仕事が続かない状況で就労が困難なことで、自己を失っているため転職が難極的にできない。 ・学歷や中卒、派遣対象。 ・支援対象者の早期の離職（定着しない）。 ・年齢及び経験から転職が困難であり、增收が難しい。 ・副業で収入増を目指すが、なかなか仕事が決まらない。 ・転職を目指し、就労活動をするのはなかなか決まらない。 ・世帯主、生計中心者、または配偶者の収入が元より少ない。 ・相談者は安定した収入を得るために、転職を希望しているが、事業所における就労支援事業につながらない。 ・プローチしていかが、相談者は賃付惟度以外の支援には消極的で家庭改修事業につながらない。 ・一度して収入があるものの、世帯収入が多いことは加え、妻が出産直後であることから、就労不可に至りに向けた支援ができない。また、本人の連絡は児童養護施設入所につき、状況把握とともに本人・妻の養育能力を確認する必要があった。
<p>コロナの影響による就労・雇用・住宅ローンの返済、進学費用、家族の生活費確保等が困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正規職員になるが、コロナの影響が継続され、給料やボーナスが求人よりも出でていない。 ・小さい子どもが4人いたので、パートハンクの利用時にお菓子などなるべくあげていた。本人の就労が安定しなかったので生保申請となり、実家がある他県へ転出となつた。 ・コロナ影響により失業し、年家や携帯料金等が未払いだったが転職はしなかつた。 ・収入が減少していつが、昨年末より支出が増えている。本人転職を考えているが苦しい。 ・コロナ収入見えず、世帯収入の回復を見込みがたないことの不安を訴える方が多い。持家ローン残が少している。また、子どもの進学の失敗により支出が増えている。 ・50代の再就職、子どもの進学費用。 	<p>子どもの健康や学習面、不登校・ひきこもり等の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVにて離婚。就労につくため就労支援を行うも就労経験が乏しいことと、子どもに障がいがあり、長時間の就労が困難である。 ・住宅賃貸の支払い方法。不登校の子どものひきこもり。 ・親の収入額と子のひきこもりという、双方からの支援が必要。 ・夫婦と子どもの世帯。夫婦で自営のため、すぐキャリアエンジンは困難である。子どもに障がいがあり、母である本人が他の人に恋愛の整理がつかず、専業の介入が難しい。 ・本人と息子間のコミュニケーションがうまく取れていないため、息子への就労の見通しが立たない。
<p>③ひとり親世帯</p> <p>疾病、障がい（疑い含む）等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数の疾患を発症しており、就労困難。 ・本人の受診拒否が原因で治療しているが、被虐者に生活力がない。 ・息子が就居することになり生活と就労の状況が大きく変化している。また足のケガに伴い、認知能力低下も見られる。 ・減収が続き精神的・身体的不調が疑われるも病院に行けない。 ・コロナ禍の影響で離職し、就労を目的とした支援を開始したが、低学歴や人間関係の不安を持つことが分かり、再就労に向けた支援が長らく不調を抱えている。 ・本人は精神疾患がある。同居の夫は就労して間もなく、転職に踏み切れず、また仕事もない。 ・精神疾患があるため、就労支援を強く勧められない。 	<p>4</p>

自営業・フリーランス、職種へのこだわり等のため収入増の支援や再就職・転職等が困難
<ul style="list-style-type: none"> 現在の仕事をやめたくない。転職はしたくない。子どもたちの将来が不安。 就労収入が途絶え、困窮状態には至らないが、就労先へのこだわりが強い。 令和2年4月から、コロナ特例貸付を活用したため、通常の生活富余資金や市社協の貸付を活用して、生活費確保の支援をおこなっている。会社の規約で副業出来ないこと、転職への不安感等があり、增收困難。 医療事務を希望しているとして、求職活動に偏りががあった。 非営業で不安定な活動のため転職活動が難しい。 自営業（スマック経営）がコロナの影響で営業が出来ず、収入増にならない。 継続ていきたい仕事は勤務時間が延びず収入が十分にできない。利用できる制度が限られる。 フリーランスでこれまでやってきていているため、今後キャリアエンジニアリングによることが限られていない。 病院にもかかれないほど窮屈に陥っている。コロナの影響がいつまで続き、収入に影響を及ぼすが見当がつかない。 副業あるいは転職の希望がなく、連絡を取りながら見守るしかできない状況。 直近で他市から転入している。コロナの支援策は他市で利用しており、これから利用できるものが限られており。娘の学費を工面する必要があるが、自営業のこだわりも強く収入が安定しない。 緊急事態宣言で左.MouseAdapter金や飲食店勤務、住居確保給付金受給中であるが、就労活動もコロナ禍により困難。
外国籍

④ 高齢・単身（男性）
<p>疾患、障がい（疑い含む）等による就職の割合が増加している印象（障害、疾病等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労能力の欠落している方の割合が増加している印象（障害、疾病等） ・就労能力の欠落している方の割合が増加している印象（障害、疾病等） ・精神障害があるが受容できていない。 ・精神障害からくると思われる思考障害、記憶障害等が見受けられ、本人にも自覚はあるが、受診につながっていない。 ・生活実態が見えない。精神疾患（うつや睡眠障害）傾向あると吐露するものの、通院にも積極的でない。就職活動は行っているが、形だけであり、就労決定できるようなどころに成算しない。 ・運転免許、日払い借与にて就労してきたがコロナの影響で離職。心筋梗塞の既往があり、体調不安定でフルタイム労働は難しく、転職告白を見つからがない状況で長期間化。 ・収入が安定しないため、転職を考えているが、透析を行っているため、時間の制限がある。また、年齢的にも受け入れ先が少ない。 ・難病のため、フルタイムでの就労が難しい。障害者手帳を取得できていないため、サービスを受けられず支出もある程度かかる。
<p>家計管理の課題</p>
<ul style="list-style-type: none"> 代行の運転手だが、給与が日払いのため、公共料金などにまわすお金を確保できない。そのためヤミ金にも手出し、法外な利息の支払いで苦しむこととなつた。 休業等により国の支援金等を申請しているが生活は厳しく、預貯金を取り崩している状況。亮上が減少し、経営の維持を不安に思っているがサポートが難しい。 支出内訳において携帯電話3台90,000円、飲食喫煙の嗜好品で月45,000円の支出も見直す必要があるが理解は十分ではない。また、3ヵ月の家賃の未払いが引き落としで生活を維持しているにもかかわらず、解消しようと努力が十分ではない。住居確保給付金は貸主の了解が得られず利用できなかった。 電話がない、訪問しても留守などで連絡をとることができない。お金がないにも関わらずキャッシュ等にお金を使うてしまう。 債務が多い。飲食関連の再就職を希望しているが、コロナ禍で採用に至らない。 滞納や借金が多いため、借入金の使い途の優先順位を本人と相談した。廃業を考えて後ろ向きな発言が時折け持ちをしている。子供の学校や保育所の休校により仕事休むことで就労時間等での就労困難が続いている。 ひとり親家庭では、子どもの養育のため、もともと就労時間に限りがあつた中で生活を維持している。 ・就労活動を止めて、促し等を繼續。 ・教育費の負担が大きく、増収を目的に就職（再就職）したが、希望の収入には届かず、生保も望まず、食費も望まない状況について促し等を繼續。 ・ひとり親での子育てのため、学校や保育所の休校により仕事を休みがちになり収入減少が続き、本年退職。 ・就労活動を行っているが、子育て中のため就労時間等での就労困難が続いている。 ・コロナの影響で転職するも収入が減少し生活費が不足。子の精神不安定による不安全や子育てに支障がないか、就労のことのみではなく、横々考え方といけない要素がある。 ・子どもの保育所送迎等の関係と本人の理解力の問題で、しっかりと職場に定着せず、短時間のペイトの掛け持ちはしている。子どもの時間に合わせた長時間勤務する職場を見つからない。 ・障害児がおり、長時間留守に出来ない状況。求職活動も短時間や夜間のものに限定されたため少有条件的。 ・探すのも大変している場合、求人に応募しても不採用になることが多い。さらにはコロナの影響で転職先を探すのも大変になっている。
<p>能力・経験不足・年齢等による就職困難</p>
<ul style="list-style-type: none"> 就労能力の欠落している方の割合が増加している印象（障害、疾病等） ・自営業（金融）を営業後、派遣での就労しか経験がなく、年齢等により再就職が困難。 ・多數求人応募するが、就労に至らない。 ・就労に関して、能力・経験が乏しく、選択肢が少ないのである。 ・生前の会社にパートやバイトはあつても、フルタイムで労働できる職場がみつからない。 ・コロナの影響により収入が減少し離職したが、体調や高齢が理由で次の就労に結びつかない。また、相談者が希望する職種にこだわりがあり、条件に合つた職が見つからない。 ・就労支援及び定着を目標にしているが、支援を継続する中で、低学年で能動的で人間関係の問題など、新たな課題が見つかっていく。就活を継続するための蓄えが底をつければ、結果的に生活保護を検討せざるを得ない。 ・現在、A型事業所に通い、生活費を稼いでいるが生活はギリギリの状態である。障害者が受けられず生活受給も困難。一般就労を目指し就職活動をしても採用などならず先行きが見通せない。 ・年齢がハードルになり再就職が難しい。書類選考や問い合わせが必要な場面があり苦手感が強い。 ・コロナ禍における就職活動が困難な状況が困難であった。 ・収入が安定しないため、転職を考えているが、透析を行っているため、時間の制限がある。また、年齢的にも受け入れ先が少ない。

<p>新型コロナウイルス感染症の影響による収入減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腰痛で建設作業員ができず、天候にも左右される。他の職業経験はないこと
<p>住まい不安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み込み労働により各地を移動しており、離職と同時に住まいを失うことを繰り返している。 ・ホーリームレス状態で相談に来所。直近でネットカフェに復活りしていったことから、受入れてくれる救護施設等が見つかなかった。 ・主たる生計維持者であった母親が亡くなつたことで、仕事を探さなくてはならない状況ではあるが、コロナの影響で就職先が見つからず、収入が無くなつたことで家を出されてしまう。 ・会社寮に住んでいたため、失業と同時に居所を失つてしまふことから、次なる居所確保に向けて即効性のある対応が求められる。方策の一つとして本所では探し付きの求人情報を提供できるが、業種が偏るのに対し、相談者が望む求人を紹介できず、次なる居所の確保が難しい場合がある。 ・住み込み派遣会社解雇のため、住居探しに苦慮。体調不良もあり、しばらく職場に就く事が困難であった。 ・医療機関によるメンタルケア。知人の家の話を軒々としているため、面談日決まり電話等での対応。 ・保険なく(緊急連絡先)もなく住居を借りることができない、 ・県外から派遣等で働きされているため、あまり人の繋がりがなく身内からの支援が乏しい。収入よりも支出が上回っている事が多く、余力がないため現金貸付すればすぐ困窮になり債務を繰り返す。派遣の場合は、解雇されればすぐ家を失う問題と同じように転出して別の派遣先のアパートに引越しし、支援が定着しない。また継続面談がなかなか難しい人が多いこと。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコールが入ると話が込み合わない、 ・自書や社会に対しての不満があり、希望念慮があつた。 ・個人事業主であり、自立支援金の後の給付貸付け等がなく、生活保護の提案ぐらいしかできない。 ・死企図、自殺未遂による緊急性への配慮 ・元妻が内縁の妻になつており、その妻はうつ病、内縁の夫からの暴力。その妻は実の妹に暴言支配。実の妹をDVで支援。 ・行旅生活を続けたことによる定着困難、履歴情報が全くなく。聞き取りのみの情報入手であること。 ・介護をしながらの生活であり、転職ができるない状況
<p>⑤ 若年・単身（男性）</p> <p>就職活動・定着困難・離職を繰り返す等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションがとりづらい。 ・住居保険料金や雇用保険受給期間における新規就労等の決定が困難。 ・コロナウイルスの影響により解雇となる。以前より就労の定着が困難で、転職を繰り返していた。 ・休業要請が2週間単位なので、アルバイトなどもできない。派遣登録はしたが、就労に結びつかない。 ・面接を受けられような仕事に目を向けてみてはどうかと声かけしても、これまでの仕事（自営業）しか考えてもらえない。 ・会社から休業手当があり、転職を希望しないため、案内できる制度が少ない。 ・派遣前に伴い、寮を2、3日後に退去しなければならないこと。派遣でこれ聞いたことがなく、自分で仕事を探せないこと（どんな仕事があるのか知らない、どんな仕事をやりたいかわからない） ・離職原因等の振り返りが十分にできましまくることがある。
<p>外国籍</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留资格「技術・人文知識・国際業務」で、デパート等での販売や通訳等の仕事しかできず、新型コロナウイルス感染症の影響により、同業種の雇用が難しい。 ・コミュニケーション・文化の違い。 ・留学生でありコミュニケーション・文化の違い。 ・出ているが、奨学金制度の利用が出来ず他の支援策がない。大学卒業後は市外へ転出が決まっているのでその後のフォローについて。 ・飲食店勤務のため、收入が激減。各種給付金等を察内するが、全く言葉が通じないため、1つ1つにかなりの時間をかかる。 ・主はハキスタン人で英語も日本語も話すことが出来なかつた。スマートの翻訳機能を使つての面談となつた。

⑦ 若年・中年・単身（女性）

2 【困窮】コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズ及びその対応状況

- ・短期間の就労を繰り返すうちに、未婚で妊娠して転居された。
- ・夜の接客業以外の就業経験が乏しくない。この割付で生活費を貯まってきた。
- ・夜間営業の店に対して客を紹介する仕事に従事しているため、緊急事態宣言下における店舗休業で収入激減。また、本人がジーンダーということもあり、次の就労先の確保が困難。
- ・スナック勤務からコロナの影響を受けやすい職種ばかりを選ぶため学歴不問の星の仕事を勧めるが就行業を優先してしまう。
- ・非正規の就労のため、副業の就労を探すのが難いと本人が思っている。
- ・給与明細等の保管する意識がなく、収支の状況がつかみがたかった。減収の証明ができず、減免申請ができないなった。
- ・仕事が定着しない。親が存命のうちはよいが。
- ・外国语の力の弱支援では、従来の外国语の人達特有のネットワーク（伝手）が活かせず、再就職に苦戦した。
- ・事業をするには場所が必要なため、家賃が高い車家を借りていて、負担が大きい。
- ・外国语の方で、周囲に助けを求めたい人がおらず、日本語でもほとんどしゃべることができない。
- ・就労やお金に対する価値観の違い、（本人がおらがすぐる等）
- ・ホステスの仕事に対する価値観の違い、（様々な支援金や給付を活用し、なんとなく生活が成り立つてしまっているため、それらの支給が打ち切れてなった後半で具体的になつてない、
- ・外国语のため仕事が見つかりにくい。
- ・生活保護など、助けてもらうことを見悪いことだと思っている。
- ・「コロナの影響がなくねば何も問題ない」と自當の繩張を強く希望する相談者が多い（夜の営業）
- ・「フィリピン出身といい文化の違いによるもののが給付による社会資源を案内するも拒否傾向（一時的な難を脱する目的で申請する権利がある旨を説明する）。面談の予定を入れてもキャンセルされ、経過把握が難しい（コンタクトを取りにくい）。
- ・求職活動については、ハローワークを利用するが、あまり積極的ではなく、支援員の助言にも消極的。
- ・日本語の読み書きができないため、契約書も理解してサインすることが難しく、またレジの操作や在庫入力etcも文字が読めず、雇用先に断られてしまい、就職までに時間を要した。
- ・コロナの影響で退職し再就職したが先に事故にあり怪我の後遺症が残った。保険対応が上手くいかず医療費負担が大きい。怪我の後遺症が残っている状態で職業訓練を受け、その後就労をしているが、この状況を配慮してもらえる職場探しが難しい。
- ・中高年の女性の就労支援については、職歴やスキル等が影響くるため、不十分な場合は長引く傾向にある点。
- ・年金収入がないため、働き続けなければなりませんが、高齢、病気、障がいにより就労先がみづからない。
- ・年金の問題もあり職も限られており見つからない。
- ・自営業、フリーランスの方は転職する意思がみられないでの就労支援を紹介しても支援にのつてこない。

Ⅱ 2 (1) コロナ禍に伴い顕在化した支援ニーズの変化等を受け、自治体の生活困窮者支援においてどのような取組を実施しているか。（調査票 p13）

1. 緊急時の住まいの提供（一時的な居所確保）（158件）

<一時宿泊事業・一時宿泊事業（有料）

- ・緊急一時宿泊業務、求職中の貧困・困窮者のうちホームレス又はホームレスになるおそれのある者に安心して生活を送れるよう一時宿泊施設を提供
- ・一時生活支援事業を実施し、協定を結んでいる宿泊施設を住民のない困窮者が利用することで、就労支援や生活保護等つきの支援に繋げている。

・緊急・一時支援事業（生活困窮者に対して、生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等（県の補助事業）

・一時支援事業・時差宿泊事業（生活困窮者等への一時的な居所として、従来より実施していたホームレス支援センターに加え、令和2年度より個室型の宿泊場所を提供している。本事業の受託者と自立相談支援機関が連携し、居宅

・就労支援や日常生活の見守りなどの定着支援を行なうことで、安定した生活につながっている。

・一時生活支援事業～簡易宿泊所含めが非常時施設と、NPOに委託したアパート一室施設の常設施設を活用し、相談者の状況（単身又は複数人、男性又は女性）に合わせた対応を実施

・就労支援、家計相談などを並行し、利用期間内の居住確保を支援

・住居を失った方のため3ヶ月の期間固定で一時生活を提供。期間内に仕事と住居を決めていく。

・市営住宅の一時入居（1年内）を実施。家賃は最低額で提供。

・県職員住宅を一時生活支援の場として提供

・自立支援センターを自治体内に設置し、一時生活支援事業を実施している。

・住まいを失った生活困窮者で所得が一定水準以下の人に対し、一定期間内（基本3か月）に限り、宿泊場所を提供する。

・一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間借り方式にて市営場所の提供を行っている

・一時生活支援事業で、NPO法人による住み込みの就労支援

・市営住宅を南2ブロックに分け、広域で民間施設やホテル等を活用

・市営（賃貸）住宅利用8件

<市営（賃貸）住宅利用の紹介

・空き室となっている市営住宅を一時的に提供する

・市営住宅の一時入居（コロナ対策）

・市営住宅担当課において、緊急時に市営住宅を無償で提供

・市営住宅の一時入居（1年内）を実施。家賃は最低額で提供。

・一時生活支援事業により市営住宅借り上げ提供

・公営住宅、団体施設等の紹介

・新型コロナウイルス感染症の影響により住居の退去を余儀なくされる方を対象に市営住宅を一時的に提供。

・民間ホテルとアパート利用20件

・民間ホテルと併貸借契約を締結し、住居のない生活困窮者を一時的に宿泊させる。費用は市が負担。

・運営に協力していただける宿泊施設を確保。宿泊利用中に、就労支援実施、新たな就労先や寮へ居を支援する。

・住まいを失った方が、近郊のホテル等で短期間の宿泊が可能。

・一時生活支援事業、アパートの一室を賃貸し、住居のない者が一時的に入居している。

・市所有の一時宿泊施設はないが、ホテル等を借り上げることによって、短期間の一時生活支援事業を実施している。

・市内ホテルと提携を結び、緊急時の受け入れを要請している。

・民間の宿泊施設と貸借契約を締結し、ホームレス等の部屋を提供してもらっている（有償）

・緊急一時宿泊事業（旅館・ホテルと契約：必要時借り受け）

・区が宿泊所と緊急宿泊の契約を締結して対応

・一時生活支援事業（借上げ型）をR3年度より実施。社協とNPO法人が協定を締結し緊急時の宿泊場所を確保している。

・旅館等の借上げにより緊急一時的な宿泊場所及び衣食を提供する。

<シェルター>8件

<ul style="list-style-type: none"> ・DVを受けた方に対し、一時的に宿泊場所を提供した。 ・精神障害のある方の地域移行のためのアパート利用。DVや生活保護相当の方の一時的居住支援。 ・一時生活支援事業を活用し、シェルターを持った他の機関と連携している。 ・一時生活支援事業のほか、社協でシェルターを用意している。要件はほぼ同じだがより柔軟な運用が可能。 ・シェルターを運営法人で実施中 ・一時生活支援事業としてシェルターを確保している。（元々は制度外のシェルターとして運用していた） ・民間団体によるシェルター ・ホームレスシェルター 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者から、もしくは関連機関から依頼を受け、自前でそろえた米とフードバンクからの食料を合わせて支授。 ・フードバンク・フードドライブ活動（企業から食料品の提供を受け、貧困世帯に提供） ・困難の相談に来られた方に対し、状況確認を行い、食べるものがない状況であれば、フードバンクの利用を促す ・フードバンクや市内の企業・個人から寄贈された食品を相談者に提供している。 ・市が食料ロスをなくすために、フードバンクをつくった。市民の方々に、食料の寄付をお願いし、運営は委託している。
<p><共同事業>6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町村を南北2つのブロックに分け、「一時生活支援事業」を共同で実施（郡部町村は県が管轄）。 ・県との共同委託による一時生活支援 ・県内全市町村が共同で実施する一時生活支援事業 ・県と緊急一时宿泊所提供事業 ・一時的に住居を失った生活困窮者が、県・市町村ホームレスと立支援推進協議会における一時生活支援事業 ・一時生活支援事業2期間利用。利用終了までに居宅設定、施設入所等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町村による一時生活支援事業 ・商工会議所と協働し、商工会議員によるフードドライブキャンペーンを開催 ・商工会議所と協働し、商工会議員によるフードドライブの実施、市（自立相談支援機関）への食糧提供 ・フードドライブを実施しているため、緊急時の食糧支援をしている。 ・フードドライブを実施し、必要としている方に提供。また長期にわたる場合は支援団体に協力を求める。 ・フードドライブ事業。生困事業を受託している法人が、コンビニを拠点とし地城住人の過剰食料を回収する。 ・自立相談支援機関がフードドライブ活動を行っており、相談者へ無料で配布している。 ・フードドライブやフードドライブ、社会福祉協議会への寄付食糧を生活困窮者就労支援相談窓口で支援している。 ・フードドライブ事業（社会福祉協議会が実施）周知等について市も協力 ・生活に困窮し、食料等に困っている世帯に对してフード＆ドライブ事業とおむすび事業を実施し、食料や日用品の提供を行う。 ・フードドライブ事業への参加：8月、1月に箱を設置し、回収に協力
<p><その他>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料低額宿泊所（日住）を委託先法人が開設予定 ・家主さんパンク ・社協が维りていい建物に住まいのない方を一時的に住ませている。 ・一時生活支援事業（宿泊場所）を提供してくれるNPOと連携している。時間的余裕がある場合、地域の不動産業者と交渉している ・県職員住宅を一時生活支援の場として提供 ・ホームレス等緊急一時保護事業にて数日間 ・一時生活支援事業。不動産屋への同行（住まい探し）。 ・地域貢献委員会 ・緊急的な住居（宿泊場所）を提供してくれるNPOと連携している。時間的余裕がある場合地元の不動産業者と交渉できる。 ・住民が見つかることまでの間、公費負担で宿泊施設を利用（なんらかの理由で居宅を喪失した人を対象） 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長による一時保護事業にて数日間 ・一時生活支援事業及び地域貢献委員会から無償で提供を受け、その食品を配布する ・コンビニから無償提供のあつた食料品を提供する。 ・1カ月間の長期食料（次月のつなぎ）が必要な場合はフードバンクの申し込みを行う・短期の場合は寄付の食料を貰す ・緊急時の食料提供。事業所、フードバンク実施団体、市民からのお客物を配布 ・フードバンクを社協に委託して実施。生活支援世帯分配を社協が実施 ・フードバンク事業。地域の支援団体にて希望者に對し、寄付された食料品をフルしておき、食べるところに困っている人に支援させていただだく。 ・フードバンクや社協による食料支援 ・相談窓口において、必要に応じて必要な食料を提供。フードバンクを紹介。 ・民間企業等との協力によりフードバンクによる緊急食料支援を実施 ・フードバンク実施団体と連携し、県内の大学生向けに食糧支援（県庁等で配布） ・フードバンク事業の利用（社協がフードドライブ・フードバンク事業を実施） ・自立支援機関にて、フードバンク事業を行ひ、今日食べるものがない方に無償で提供している。 ・フードバンクから提供を受けた食料について、2日程度分の食料を対象者へ無償提供 ・フードバンクや社会福祉協議会などと連携し、緊急時に食料が必要な世帯への支援を行う ・食料を買うお金がない方やホームズ、車中生活の方へ提供。フードバンク機関と連携して実施 ・フードバンクより支援物資を預かり、対象者に渡している。原則1回。 ・フードバンク食に困っている世帯へ対して、社協「フードバンク」の提供を紹介している。 ・食料支援が必要と判断した相談者に対して、社協「フードバンク」の提供を紹介している。 ・フードバンク2ヶ所に協力を依頼。届いた食糧は自立相談支援機関から対象者へ提供。 ・フードバンクやコンビニと連携した食の支援 ・フードバンク。各福利事務所にて、原則1回食料提供を行っている。
<p>2. 緊急時の食料供給 (412件)</p> <p><フードバンク>172件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンク等を活用して當時相談者に必要と判断した場合に提供している。 ・フードバンク事業。食事に不自由し社会的支援を必要とする者に対し、規格外等の様々な理由により廃棄の対象となる食品を食品開運企業及び地域貢献委員会から無償で提供を受け、その食品を配布する。 ・コンビニから無償提供のあつた食料品を提供する。 ・1カ月間の長期食料（次月のつなぎ）が必要な場合はフードバンクの申し込みを行う・短期の場合は寄付の食料を貰す 	<ul style="list-style-type: none"> ・生協による一時保護事業に関する協定を締び、生活困窮者に食糧等を供与。 ・フードバンク事業の利用（社協がフードドライブ・フードバンク事業を実施） ・フードバンク、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活中に困窮した子育て世帯へ寄附された食料を無料で配布 ・フードバンク・フードドライブの実施、フードバンクトリーの実施 ・フードドントリー事業（4件） ・企業や個人から寄附された食料や日用品の保管場所として地域の身近な拠点にベンチリーを設置し、困りごとの相談や地域の交流の場づくりに活用する。 ・フードバンク、フードバンクトリーの活用
<p><生協>5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生協と食糧等分配支援事業に關する協定を締び、生活困窮者に食糧等を供与。 ・委託先のグリーンコーナーで食糧を融通し、緊急的な支援が必要な方へ提供 ・自立支援機関、グリーンコーナー生協・社会福利協議会 ・生協で実施しているフードドライブ事業により集まつた食料を地域の自立相談支援機関で預かり、必要な方に配布 ・社協が実施する食糧提供事業に法人・個人へ支援のNPO法へが連携。一般企業やJA、生協などから物資の提供を受けている ・市社協の善意銀行に蓄積いただいた金品、物品、食料品等を生活困窮者から相談があつた時に提供又は貸付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市社会福利協議会で緊急物資（食料支援）を実施し、対象者に状況を聞きとつて支給する。 ・市に住民票を置いている方への食料支援へつなぐ。実施主体は社会福利協議会。 ・社会福利協議会独自の取り組みを行っている。 ・社会福利協議会、しあわせネットワーク事業へのつながり ・県社会内の機関が事務局となつていろいろな事業を活用することによる食糧物資の提供。 ・社会福利協議会の財源や市民等からの寄付を活用し、食料をストック。困難状態によりパントリーフードバンク事業の活用。 ・社協で「ひとり一品運動」を行い、企業や個人に食料の寄付を受けフードバンクを常設している。またコロナ禍ではフードドライブを実施し呼んで提供している。 ・町社協と連携しフードバンク等から提供のあつた食量を配布 ・【自立相談支援機関】セカンドハーベストを活用した食糧支援を実施・防災備蓄品の余剰在庫を活用した簡易かつ緊急的な食糧支援を実施【社会福利協議会】フードロースの対象者から対象者へ提供。 ・門真市社会福利協議会にて、善意銀行の事業として、生活困窮者に對し、米やパン、缶詰などの食糧支援を行っている。

<ul style="list-style-type: none"> ・県社会福祉協議会の社会貢献推進会（生活困窮者レスキュー事業）と連携して食料支援を実施。 ・市関係課から期限のせまつた防災用食品、生活用品などを必要とする方に給付している。 ・地域社会で実施するフードバンクへのつなぎ ・社会福祉協議会本部に緊急食糧をストックし必要時に配布する ・社会福祉協議会と連携し、3日程度を支援する 	<p><NPO法人>17件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定NPO法人の緊急食糧を提供する。また、市社会福祉協議会にて備蓄食糧の購入を行い、相談者に配布している。 ・NPOから提供された食料を窓口で配布している ・県社協を通じNPOより食料提供があり ・NPO法人によるひとり親を対象とした食糧支援・ファミリーマートフードドライブ ・一時的な食糧の提供を行っている、近隣のNPO法人、社会福祉法人、県社協からの提供されている食料、社協で購入したものとの提供をしている。 ・NPO法人とフードバンクと協定を結び、緊急的に食糧が必要な困窮者に対し、2週間程度の食品を無償で提供している ・市の生活困窮者に対し、NPO団体を通じたフードバンク事業により食料支援を実施。 ・NPO法人と連携した食料支援の実施 ・NPO法人と連携し、米、レトルト食品等の食料供給 ・NPO法人や一般社団法人で食糧支援事業を行っている。その他、社会福祉協議会の善意銀行事業を財源に困窮者等の食料供給に対応している ・NPO法人が行うフードバンクにつながっている ・社会福祉協議会と契約済みのNPO法人へ依頼し、世帯への食糧支援が可能 ・外部のNPO団体の食糧支援機関を活用している。 ・NPO法人と協定を組み、食糧支援をしている。 ・生活困窮者がから食料支援の申し出があつた場合に、NPO法人から譲達した食糧を届ける。 ・NPO法人や一般社団法人で食糧支援事業を行っているNPO法人との連携。寄附による食糧の備蓄・支援
<p><防災用食品・備蓄食料>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄品などを活用し、提供したり、社協の緊急食糧を提供している ・災害時の備蓄庫の消費期限が近い食糧品の提供 ・防災備蓄品の貯蔵庫へ運搬する ・危機管理担当課より、消費期限近くの備蓄食料を譲り受け、相談者に提供している。 ・社会貢献事業で県社協に依頼している。緊急の場合は市の災害物品の消費期限が近づいているもので回してもらつたものを給付している。 ・災害備蓄品を活用した緊急時の食料供給 ・フードバンク利用、備蓄分の食糧支援、レスキュー事業利用 ・防災備蓄品の貯蔵庫へ運搬する ・社会福祉協議会のフードドライブや他のフードバンクと連携している。災害備蓄品の活用もしている。 ・フードバンク、災害用備蓄食料の提供 ・市関係課から期限のせまつた防災用食品、生活用品などを必要とする方に給付している。 ・地域で備蓄している災害食の入れ替えに活用している。 ・緊急食料支援が必要なケースへつながる。また少量ではあるが、市にも備蓄食材に在庫がある場合は、提供したケースもある。 	<p><防災用食品・備蓄食料>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の備蓄品などを活用し、提供したり、社協の緊急食糧を提供している ・災害時の備蓄庫の消費期限が近い食糧品の提供 ・防災備蓄品の貯蔵庫へ運搬する ・危機管理担当課より、消費期限近くの備蓄食料を譲り受け、相談者に提供している。 ・社会貢献事業で県社協に依頼している。緊急の場合は市の災害物品の消費期限が近づいているもので回してもらつたものを給付している。 ・災害備蓄品を活用した緊急時の食料供給 ・フードバンク利用、備蓄分の食糧支援、レスキュー事業利用 ・防災備蓄品の貯蔵庫へ運搬する ・社会福祉協議会のフードドライブや他のフードバンクと連携している。災害備蓄品の活用もしている。 ・フードバンク、災害用備蓄食料の提供 ・市関係課から期限のせまつた防災用食品、生活用品などを必要とする方に給付している。 ・地域で備蓄している災害食の入れ替えに活用している。 ・緊急食料支援が必要なケースへつながる。また少量ではあるが、市にも備蓄食材に在庫がある場合は、提供したケースもある。
<p><一時生活支援事業利用者>10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急・一時支援事業」生活困窮者に対して、生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等（県の補助事業） ・一時生活支援事業として、緊急時に食費を支給している。 ・一時生活支援事業、フードバンク ・一時生活支援事業、住居のない生活困窮者で所得が一定水準以下の者に対し、一定期間内（基本3か月）に限り、衣食の供与等を実施する。 ・一時生活支援事業の利用。食料品に関しては、社協とNPO食料以外に開いて、社協とNPO ・一時生活支援事業を委託で実施 	<p><一時生活支援事業利用者>10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急・一時支援事業」生活困窮者に対して、生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等（県の補助事業） ・一時生活支援事業として、緊急時に食費を支給している。 ・一時生活支援事業、フードバンク ・一時生活支援事業、住居のない生活困窮者で所得が一定水準以下の者に対し、一定期間内（基本3か月）に限り、衣食の供与等を実施する。 ・一時生活支援事業の利用。食料品に関しては、社協とNPO食料以外に開いて、社協とNPO ・一時生活支援事業を委託で実施
<p><その他>10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードパートナー事業・食料支援事業（現物給付） ・コロナ特例貸付申請者に対する緊急食糧支援。1週間程度の食糧 ・住居確保保給金、自立支援金の支給日までに食料支援を行った 	<p><その他>10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードパートナー事業・食料支援事業（現物給付） ・コロナ特例貸付申請者に対する緊急食糧支援。1週間程度の食糧 ・住居確保保給金、自立支援金の支給日までに食料支援を行った

<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食糧支援 ・緊急食糧支援。食べ物が無くて困っている方に、年間1回限りで6ヶ月の食料をお渡しできる。町内の6社会福祉法人が連携して年3回子ども食堂を実施する予定だがコロナの影響でまだ実施できていない。 ・緊急時の食料供給・所内職員から食料提供を募集しストック、フードバンクに依頼して生活困窮者に提供、緊急時は社協（委託先）と連携して食料提供。 ・緊急一時支援事業として、主に寄付していただいた食料品や日用品を生活中にお困りの方に相談を経て支援をしている。 ・地元農業関係団体から1月1回の野菜寄附 ・安全セーフティネット事業。地域の方の生活上の困りごとに応じて、相談援助や現物給付による経済的援助を行う。※事業の趣旨に賛同する社会福祉法人が行う。 ・個人や企業から保存食品の寄附を募り、生活困窮者支援対象者の希望により、配布している。 ・コロナ感染者、その濃厚接触者である家族のうち、自宅療養を余儀なくされる方にに対する食糧支援 ・食料品などの給付：市内住民などに呼び掛けで物品の提供を受け、生活困窮者で食糧費や生活用品が必要な方に対して給付 ・共同募金助成金や市からの支援金などを活用し緊急時の食料を貯蓄し配布している。 ・相談者に対して、食料支援を実施している。東洋は地域の施設や大型スーパーマーケットから無償で提供している。 ・家計面談を受けてから後ろで金を確認し、必要に応じて食糧支援を行う ・年末年始やゴールデンウイーク等の長期休暇時ににおいて、他機関と連携し、食糧支援を実施 	<p>3. 衣料品などの食料品以外の物資の提供（142件）</p> <p><社協（善意銀行含む）>18件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市社協の善意銀行に寄付していただいた金品、物品、食料品等を生活困窮者から相談があつた時に提供又は貸付している。 ・市社会福祉協議会にて相談者に必要な物品を購入し現物を購入する。 ・社協よりズバーンで必要な食料以外の物資提供 ・善意銀行による払出（2件） ・衣料品など食料品以外の物資の提供ー社協（委託先）と連携してストックがあれば提供。 ・県社協と社会福祉法人が実施する社会貢献事業の活用 ・子ども家庭支援課と社会福祉協議会にて困難世帯に对于し、おむつの支援 ・県社協内の機関が事務局となつている事業を活用することによる食量以外の日用品等の提供。 ・社会福祉協議会が事務局となつている事業を活用することによる食量以外の日用品等の提供。 ・社協へ寄附された衣料品などの提供。 ・食料や生活用品の現物支給（社会福祉協議会、フードバンクと連携） ・社協が実施する食糧提供事業に法人連絡会や外国人支援のNPO法人が連携。一般企業やJA、生協などから物資の提供を受けている。 ・フードバンク、物品パンクのようものを独自で実施 ・おもしややネットワーク ものパンク ・モノパンク ・生活備品パンク事業→生活に必要な備品の貸し出し ・衣類パンク ・制服・学用品パンク事業 <p><寄附用>18件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寄附品等を活用した衣料品等の提供 ・市民等からの衣類提供（2件） ・子どもの成長に伴い、必要な衣服をボランティアから寄付してもらいました。また、地元企業より寄付された家庭や布団の提供をした。 ・緊急時支援事業として、主に寄付していただいた食料品や日用品を生活中にお困りの方に相談を経て支援をしている。 ・市民への日常生活用品寄附募集 ・市民からの寄付による物の提供 ・市民からの寄付品（子ども服、おむつ等）を預かっている。 ・社会福祉協議会に市民からの寄付で預かった毛布や自転車（警察同行で防犯登録を外す）を渡したことのある。 ・企業や個人から寄附された食料や日用品の保管場所として地域の身近な施設（パン屋）を設置し、困りごとの相談や地域の交流の場づくりに活用する。
--	--

<p>・農福連携・社福連携による屋外活動の充実を図っている（草刈・まき割り、農園管理などのプログラムあり）。</p> <p>・Zo o 利用の座談会を開催した。</p> <p>・他地区自立支援機関や若者サポートステーションと連携した職場開拓。</p>
<p><感染症対策>5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練事業におけるオンライン相談の実施 ・緊急事態宣言下では、対面支援の代わりに電話相談もしくはオンラインによる相談などに対応 ・公共職業安定所への同前行方不明者を積極的に実施できないことから、当機関内に場所を確保し、インターネットを活用した求人検索を実施 ・感染防止に配慮し、就労準備のメニュー実施 場所を新たに確保 ・就労準備支援事業 就労自立促進事業を活用した就労支援
<p><その他>19件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援事業 ・就労支援 ・就労準備支援事業（就労に必要な訓練や就労体験を実施し、就労の機会を提供する） ・言葉の問題をフォローしながら就労支援 ・就労準備支援事業（就労に必要な訓練や就労体験を実施し、就労の機会を提供する） ・社協就活サロン こころから ・就労準備支援事業（7件） ・生活困窮者等を対象に就労準備支援事業を実施（就労支援員を配置） ・就労準備支援事業、生活保護受給者等就労自立促進事業 ・就労準備支援事業用施設の運営 ・1. (2) のどおり直営+委託で設置済 ・就労支援事業を県単位で実施。 ・就労準備支援事業へのつなぎ・センター内で独自の就労準備支援を実施。・簡易な作業等の場を提供。・面談、アセスメントにより段階的支援。
<p>6. 無料職業紹介事業等を活用しての有期の暫定的な仕事のあっせん（日払いを含む）(39件)</p>
<p><無料職業紹介事業の実施>14件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無料職業紹介所（まるごとワーク加賀）運営 ・從来から実施する職場体験先の体験先の開拓と積極利用を促している。また相談者が利用できるパソコン環境を整備し、求職活動やPCトレーニングを行なうようにした。 ・サボーステの利用及び就労支援に理解のある企業の開拓。 ・自立就労センターに委託し、中間就労先の開拓や職業体験の実施 ・就労準備支援事業（増員等）>6件 ・R3 年度から自立相談支援機関に人員を増員して就労準備支援事業を開始した ・就労支援員を1名増員し就労支援の体制を整備 ・企業開拓員の新規 ・各自立相談支援機関の体制強化（各区役所）
<p><就労準備支援事業の開始>8件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業（予定）。一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労目立のための訓練 ・今度から就労準備支援事業を開始、ハローワーク等を通しての就労だけでなく直接雇用ができるような体制づくり ・就労準備支援事業を委託にて実施（R2.11より） ・令和2年度より事業を実施。決まった時間に起床・就寝できない、他者との関わりに不安を有する等、複合的な課題を抱えるため直ちに就労が困難な生活困窮者等に対して、生活習慣の改善や社会参画のための支援等を行うことにより、就労に向けた基礎能力の形成を図る。
<p><連携>5件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修による相談員の技量強化 ・就労準備支援事業（プログラム拡大） ・引きこもりや社会経験が乏しい方々の就労準備として雇用目的無しのアルバイト等（日払い含む）。プランも作成。 ・就労準備支援事業の受託法による独自の居場所・相談事業 ・外国人向け日本語習得プログラムの開設
<p><連携>6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付相談時ににおける求人情報（水・金）の提供及び障害につながらない方へのつなぎ ・毎朝、連携先の事業所とミーティングを行い、情報共有することで、障害要因などを分析し、解消を図る ・ハローワークの職業訓練の紹介、障害者基幹相談支援センターとの連携

<p><その他>48件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援金の支給対象にならない生活困窮世帯へ、国の支給要件を緩和し独自の援助金を支給 ・他の要件を満たした世帯を対象に、生活費を支援するため、現金3万円と地域経済圏支援金を支給 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親以外の子育て世帯を応援するため、国の制度の対象にならなかった世帯を対象に、一定の要件を満たせば子ども1人あたり5万円を支給。 ・上限を10万円としたより緊急性があるケースへの貸付。貸付要項に民生委員との面談を設け、今後の支援につなげる。 ・商品券、給付金 ・小口貸付。高校生等への進学・就職にかかる資金の貸付。生活困窮者に対する自動車購入支援貸付 ・ひとり親世帯支援事業 ・労福協の個別支援による貸付、ゆめみらい基金（劣金・全労済）活用し、子育て支援世代への給付 ・市独自で、医療費、葬祭費、転居費、住居費、生活必需品等の臨時的出費により、一時的に生活が脅かされる世帯に対して、貸付を行っている。 ・県社会の貸付以外で、生活保護申請者への貸付や、ライフラインの未払い金に対しての目的で貸付を行っている。 ・緊急小口貸金、総合支援資金等の貸付を受けない人、貸付を受けてもなおお資金が不足する人にに対し、20万円を限度として貸付を行う事業を実施 ・上限2万円の目的貸付、法外支援事業を実施している ・生活困窮者住居契約更新料給付金 ・県の緊急一時支援金を活用するライフライン等の復活を行う、退去費用等
<p>5. コロナ禍以前の就労準備支援事業の拡充（体制整備、支援プログラムアップデート等）(58件)</p>
<p><受け入れ先の拡充>9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労や訓練等の受け入の拡充 ・就労準備支援事業による就労体験の場の拡充 ・就労準備支援事業の新たな委託先拡充並に前けて準備中 ・從来から実施する職場体験の体験先の開拓と積極利用を促している。また相談者が利用できるパソコン環境を整備し、求職活動やPCトレーニングを行なうようにした。 ・サボーステの利用及び就労支援に理解のある企業の開拓。 ・自立就労センターに委託し、中間就労先の開拓や職業体験の実施 ・就労準備支援事業（増員等）>6件 ・R3 年度から自立相談支援機関に人員を増員して就労準備支援事業を開始した ・就労支援員を配置し就労支援している ・企業開拓員の新規 ・各自立相談支援機関の体制強化（各区役所）
<p><就労準備支援事業の開始>8件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業（予定）。一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労目立のための訓練 ・今度から就労準備支援事業を開始、ハローワーク等を通しての就労だけでなく直接雇用ができるような体制づくり ・就労準備支援事業を委託にて実施（R2.11より） ・令和2年度より事業を実施。決まった時間に起床・就寝できない、他者との関わりに不安を有する等、複合的な課題を抱えるため直ちに就労が困難な生活困窮者等に対して、生活習慣の改善や社会参画のための支援等を行うことにより、就労に向けた基礎能力の形成を図る。 ・直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、一般就労に從事する準備としての基礎能力の形成を行なうことにより、就労に向けた基礎能力の形成を図る。 ・研修による相談員の技量強化 ・就労準備支援事業（プログラム拡大） ・引きこもりや社会経験が乏しい方々の就労準備として雇用目的無しのアルバイト等（日払い含む）。プランも作成。 ・就労準備支援事業の受託法による独自の居場所・相談事業 ・外国人向け日本語習得プログラムの開設
<p><連携>6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付相談時ににおける求人情報（水・金）の提供及び障害につながらない方へのつなぎ ・毎朝、連携先の事業所とミーティングを行い、情報共有することで、障害要因などを分析し、解消を図る ・ハローワークの職業訓練の紹介、障害者基幹相談支援センターとの連携

- ・事業所開拓
 - ・本人が出ていかないながらある企業への照会
 - ・警備・清掃等
 - ・市就労支援センターとの連携による就労支援

7. ハローワークによる就労支援（279件）

<生活保護受給者就労自立促進事業の活用>83件

 - ・生活保護受給者等就労自立促進事業
 - ・就労準備支援事業 就労自立促進事業を活用した就労準備支援事業
 - ・生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、ハローワークとの連携による就労支援の手伝い・
 - ・ハローワークの自立支援を行う
 - ・生活保護受給者等就労促進事業 就労自立促進事業の申込みの手伝い・
 - ・ハローワークとの連携による就労支援－生活保護受給者を繋いでいる。

<令字第1回 公共機関に問い合わせ窓口設置>20件

 - ・自立支援機関の窓口の横に、ハローワークの出張支援している。
 - ・労働局と雇用対策協定を締結し、市役所前にハローワーク常駐
 - ・仕事相談コーナー。市役所本庁舎内にハローワーク常設を実施する
 - ・ハローワークの出发機関が課の窓口の隣にあり、掛け合いで交際する
 - ・市内にハローワークがないため、相談窓口を市内の人口を2回/月で開設してもらっている。
 - ・市役所本庁舎内にハローワークの相談部署が入居してしている
 - ・離職や休業等により新たに就労を目指す方に対応している。
 - ・府内ハローワークの活用、キャリアコンサルティン
 - ・公共職業安定所との一體的実施事業として、市役所内システムで就労支援を実施する。
 - ・市役所内にハローワーク常設、困難世帯をワンストップで対応
 - ・同じ建物にハローワークのジョブコーナーを設置、
 - ・併設の窓口があり、きめ細やかに連絡
 - ・併設の窓口があり、きめ細やかに連絡
 - ・自立支援機関等就労自立促進事業実施・市役所内に

<巡回相談>25件

 - ・月に2回ハローワークの就労支援員に来所していた
 - ・生活保護世帯による就労支援。2カ月に1回
 - ・巡回相談による就労支援。月に1回実施
 - ・定期的な情報交換と巡回相談。
 - ・週に1回 市役所にて実施
 - ・ハローワークとの連携による就労支援。2カ月に1回
 - ・巡回相談による就労支援。月に1回実施
 - ・巡回相談による就労支援。月に1回実施
 - ・巡回相談による就労支援。月に1回実施
 - ・巡回相談による就労支援。月に1回実施

＜HWへの同行・同席＞25件

<ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業として実施 ・収支の開き取りを行いアドバイス ・フィリピン妻のための履歴書作成講座 ・他の制度を利用している場合も、該当、希望する方には迅速に対応。 ・ハローワークで就労支援を行い、自立相談支援機関で生活支援を行うといった形で就労・生活の両面に寄り添つた支援を行つた。 ・就労支援会議の同行支援 ・県、市町村、社協、民間関係機関等で構成する「生活困窮者自立支援推進会議」に、県立ハローワーク新潟において、就労支援の連携強化を図った。 ・ハローワークの車両援助部門で相談者に担当コーディネーターをつけ、就労に向けて継続的支援を実施する。 ・支援者の勤務希望に合った職に就けるよう、ハローワークからも積極的に求人情報を届けるなど、双方向的な就職支援を実施する。 ・ワーカーサポート（当方利用者可能）の設置 	<p>8. 緊急雇用創出事業等行政機関等による一時的な雇用創出事業の実施（8件）</p> <p>く県、市町村で雇用>3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・求職者を市の職員として雇用 ・県において、非常勤、会計年度用職員を雇用 ・仕事がない人に対し、コロナワクチン接種の受付業務等の雇用を創出 <p>くその他の他>2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急雇用創出事業の実施 ・コロナの影響で失職した人のために仕事を創出した ・造園業、道路維持作業員等 ・対象者の求職活動や雇用保険手続きに同行する支援、障がい者枠の求人開拓の要請、職安から自治体に対象となりそなの方の情報提供などを実施
<p>9. 居住支援（住まい探し、住まいなどの情報提供などを実施）</p> <p>保（アパート借り上げ等）(60件)</p> <p><不動産会社との連携>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産会社との調整、情報共有 ・地域の不動産業者と連携し、要配慮者の住宅を確保している ・困難者向けの住宅を提供する不動産業者と連携している ・他部署は市内不動産業者との連携により、契約手続き支援 ・生保の申請にあたり、居住支援を行ったり、身元保証人、引受人のいらない不動産へのつなぎを実施 ・地域の大企業、不動産業者とつながり、相談している ・コンシェルジュと連携 ・居住支援相談者との面談の場を設定し、スマートな居住確保を支援する。 ・不動産業者の紹介、同行 ・理解ある大家や不動産業者と協力し、生居確保困難者への家探し支援。 ・地域の大企業、不動産業者とつながり相談している <p><住居確保賃貸金>7件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給。就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 ・住居確保給付金の実施（2件） ・住居確保給付金（4件） <p><住居支援協議会>8件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会への参加の他に、民間の不動産仲介業者と情報共有し、早期の住居確保を支援する ・居住支援協議会の活用 ・居住支援協議会設立 ・居住支援を自立相談支援事業内で実施しているほか、市内の居住支援協議会の参加団体と連携した支援を実施している。 ・不動産屋同行等行っている。居住支援協議会の立ち上げ ・居住支援協議会、居住支援法人 ・住まい探しなどの支援が必要なケースについて、市役所内に常設されている居住支援協議会につないだ ・居住支援協議会での居住支援の検討 <p><居住支援団体との連携>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先法人は県の委託支援法人である 	<p>9. 居住支援（住まい探し、住まいなどの情報提供などを実施）</p> <p>保（アパート借り上げ等）(60件)</p> <p><不動産会社との連携>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産会社との調整、情報共有 ・地域の不動産業者と連携し、要配慮者の住宅を確保している ・困難者向けの住宅を提供する不動産業者と連携している ・他部署は市内不動産業者との連携により、契約手続き支援 ・生保の申請にあたり、居住支援を行ったり、身元保証人、引受人のいらない不動産へのつなぎを実施 ・地域の大企業、不動産業者とつながり、相談している ・コンシェルジュと連携 ・居住支援相談者との面談の場を設定し、スマートな居住確保を支援する。 ・不動産業者の紹介、同行 ・理解ある大家や不動産業者と協力し、生居確保困難者への家探し支援。 ・地域の大企業、不動産業者とつながり相談している <p><住居確保賃貸金>7件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給。就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付 ・住居確保給付金の実施（2件） ・住居確保給付金（4件） <p><住居支援協議会>8件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居住支援協議会への参加の他に、民間の不動産仲介業者と情報共有し、早期の住居確保を支援する ・居住支援協議会の活用 ・居住支援協議会設立 ・居住支援を自立相談支援事業内で実施しているほか、市内の居住支援協議会の参加団体と連携した支援を実施している。 ・不動産屋同行等行っている。居住支援協議会の立ち上げ ・居住支援協議会、居住支援法人 ・住まい探しなどの支援が必要なケースについて、市役所内に常設されている居住支援協議会につないだ ・居住支援協議会での居住支援の検討 <p><居住支援団体との連携>1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先法人は県の委託支援法人である

<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが生活環境に適応する能力を身に着けることにより、将来の自立につながることを目的として、小学校時代の基礎学力の向上に着目し、教育委員会と連携することで、学校内外・年間を通じた学習環境を提供する。 ・就学援助の手続き支援（こども支援員）や「子どもの学習・生活支援事業」の利用対象者に関する情報共有を行い（必要に応じて）、支援が必要な世帯の連携を図っている。 ・就学生生活支援員と学校の連携による情報共有 ・農林水産省のファードロスの取り組みとコロナ禍における子の食の支援のNPOの取り組みと共に同様会を通じ、ひとり親家庭や就労援助受給家庭に米の配布をおこなった
<p>11. 家計に関する相談（242件）</p> <p><家計改善支援事業の実施> 141件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援事業において、対象者の家計に対する課題の整理及び家計管理能力の向上を支援する。 ・家計改善支援事業、生活困窮者に対し、家計の視点から専門的な助言・指導等を行い、家計を管理する力を高め、意欲喚起することで生活の再生を図る ・家計改善支援事業の令和4年度開始に向け取り組みを進めている ・家計改善支援事業。家計の状況を「見える化」するなど、家計の状況を把握することや、利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援 ・家計改善支援事業を実施し、相談者の収入、支出を家計表に落とし込むことで見える化し、相談者本人に気付きを与え、収支改善を支援する ・特例貸付+家計相談の実施 ・前年度までは主任相談員が家計相談もしていたが、今年度より家計支援相談を実施 ・家計改善支援事業、家計管理や債務整理に関する支援、滞納解消や各種給付制度等の利用に向けた支援を行う ・直営で家計改善支援事業を行っているため、初回相談の際に必要性が発覚した場合は早期に支援へとつなぐことができる。 ・家計改善支援事業。相談者が家計の収支を理解し、支出項目の優先順位を付けることができるようになります。 ・税金や公共料金などの滞納整理と家計の見直しを含めた家計改善支援 ・家計改善支援を行い、定期的に面談による家計管理に関する支援、債務整理による債務の整理、賃貸の案内などを実施 ・相談支援員に相談時に家計改善支援事業を意識させ、支援対象者の増加に努めている。 ・家計改善支援の実施。自立相談支援、就労準備支援、家計改善支援を一体化して実施 ・家計改善支援事業による家計相談と合わせて実施 ・社協包括支援センター等と連携する家計改善支援事業利用者振り起こし <p><ファイナンシャルプランナーによる相談> 6件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイナンシャルプランナーによる家計相談等 ・家計改善事業を県で広域実施している。1回/2ヶ月 FPが来庁し、無料相談を行う ・家計改善支援事業による家計相談を実施 ・納税課が実施している「ファイナンシャルプランナー相談」を利用 ・家計改善支援事業を都道府県社会福祉協議会に委託し、支援員（ファイナンシャルプランナー）による支援 <p><弁護士、司法書士による相談> 12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士相談 ・家計改善支援事業・弁護士、司法書士 ・家計改善支援事業から、弁護士に債務整理でつかない。また、日常生活自立支援事業につなぎ金銭管理を行った。 ・コロナ禍の影響により収入が減少し家計がうまくいっていない場合は、支出の見直しを提案したり、債務が大きい場合は弁護士を利用したりしている。 ・家計改善事業、弁護士無料相談 ・無料法律相談の開催 ・弁護士による無料相談や法テラスによる無料相談の紹介 ・家計管理の助言や弁護士につなぐなど
<p><法テラス活用> 10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取扱の聞き取りを行う。使い方に問題がある方に対しては、月1回の面談を行う・債務整理必要な方には、法テラスへの同行支援も行っている ・今年度より家計改善支援事業を実施。家計に係る課題を有する相談者が多いことから、消費生活センター・法テラス等と連携しながら支援を実施。 ・家計改善事業による家計把握、債務整理等の実施。状況に応じて、法テラス等への相談につなげる ・家計相談事業は実施に向けた準備をしている。現状は債務等の相談については、生活サポート基金および法テラスにつながり支援をしている。

- ・法テラスの活用（2件）
- ・弁護士による無料相談や法テラスによる無料相談の紹介
- ・家計相談の実施・法テラスとの連携を実施

<家計改善支援員（家計相談員）の配置> 11件

<ul style="list-style-type: none"> ・相談員により家計の見直し、提供を行っている ・家計改善支援員との各自にあつた助言 ・家計改善支援員が自立相談支援機関に常駐し、自立相談支援員・専労専備支援員と相互に連携しながら相談に応じたり、プランの作成に携わったりするなど、一体的に事業を実施している。 ・家計のやりくりや債務整理の方法など、家計改善支援員とともに飲食する。また弁護士相談に同行する。 ・家計改善支援事業を実施。できる限り、初回面談から自立・家計相向支援員が共に対応するようにしている。 ・生活困窮者等を対象に家計改善支援事業事務支障員に配置する ・家計改善支援事業を実施。できる限り、初回面談から自立・家計相向支援員が共に対応するようにしている。 ・生活困窮者による面談の同席 ・生活困窮者に關する相談窓口に家計に關する相談員も配置しており、一体的に支援を実施している ・家計相談員を配置し、専門的な支援を行っている
<p><相談会・無料相談会> 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社協委託による家計改善支援法律相談を市民相談室にて対応 ・無料相談会 ・家計改善支援事業へくらしの相談（無料法律相談） ・市民無料相談へのつなぎ（消費者信用生活協同組合、法テラス） ・無料法律相談 ・月2回自己ごと相談、月1回行財政書類相談、専門家による面談の同席 ・多額債務がある方は、法律相談の相談員と持株会からの方の安否確認へ ・家計改善支援事業にて分納や債務整理などへ向けた面談、市の無料法律相談
<p><相協会対応> 9件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計支障（かけはし） ・家計改善支援事業について、社会福祉協議会や、弁護士への対応依頼。 ・家計（債務含む）に関する相談・家計改善が必要と想われるケースは社協（委託先）に繋ぎ対応。 ・月2回自己ごと相談、月1回行財政書類相談、専門家による面談の同席 ・多額債務がある方は、法律相談の相談員と持株会からの方の安否確認へ ・家計改善支援事業にて分納や債務整理などへ向けた面談、市の無料法律相談
<p><相協会> 44件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家計管理、債務整理について、社会福祉協議会や、弁護士への対応依頼。 ・家計（債務含む）に関する相談・家計改善が必要と想われるケースは社協（委託先）に繋ぎ対応。 ・家計改善支援事業を実施。社協の貸付の活用や債務について市市民相談室や法テラスを活用している ・家計改善支援を実施。社協の貸付制度利用案内。 ・社会福利協議会と連携し家計改善支援事業の実施 ・社会福利協議会に委託 ・R1年度より家計改善支援事業（社協に委託）の人員体制を強化予定
<p><その他の> 44件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援事業内での相談対応 ・家計改善支援事業の実施・消費生活窓口同行 家計貯蓄の把握 債務整理手続き支援 ・世帯の収支を開きとり、支出の見直しを行い、専門家による面談の同席 ・市・家計直し相談室との連携。状況共有と支援検討を綿密に行い、アセスメントの強化に取り組む ・相談者で多くの債務がある方などがいる。消費生活センターと連携している。 ・福祉総合相談事業 ・家計改善支援事業に関する支援、債務整理に関する支援 ・家計の状況を明らかにして、生活の再生に向けて家計の視点から必要な状況提供や専門的な助言等を行う。 ・自主相談支援事業における者が自らの手で家計改善相談の実施 ・家計に問題のある方への意欲引き出します。 ・家計改善の再生に向けた意欲を引き出す。 ・家計改善に向けた支援 ・相談支援員に相談時に家計改善支援事業を意識させ 支援対象者の増加に努めている。 ・債務整理や生活再建のための貸付のあつせん、家計管理の支援 ・支援調整会議にて情報共有・見直しし実施したり 他の支援情報を伝えたりしている ・再貸付の際は家計面談を必ず入れて見直しを立てたり 家計表は他機関から提供してもらい独自に修正したものを使用。 ・家計の開き取りをし、収支バランスなどを計算し、家計改善の提案をしている。また、債務などが多い場合には、他機関につながり解決を図っている。

<子ども食堂・地域食堂、カフエ>36件

-

3. ナラトリーチ型の支援（10/件）

- ・委託先のグリーンコーポにおいて就労準備支援事業を実施
 - ・R4 から地域包括支援センターの機能拡充を図り、地域の福祉拠点を整備する予定

- II 3 (1) ② 生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担軽減等で現在「取り組んでいる、取り組んだ」取組のうち、最も効果があつた取組の具体的な取組内
容・効果

3 【困窮】生活困窮者自立支援の機能強化について

II 3 (1) ② 生活困窮者の自立支援に関する機能強化や業務負担緩減等で現在「取り組ん
だり」と「取り組まなかった」取組のうち、最も効果があつた取組の具体的な取組内
容(一覧表)(調査票回答)

- ・「水」が四つ並んでおり、右側にはヨコマツの四つ葉の形で書かれています。

1. 自立相談支援機関における相談員等の加配による自立相談支援体制の強化（99件）

＜相談者増加に対応できた＞25件

 - ・令和2年4月より1名加配した。1回目の緊急事態宣言による相談者増加のピークに対応することができた。その後の継続支援、アウトリーチ、ブッシュ型通知等についても対応している。
 - ・令和2年4月より1名加配した。その後の継続支援、アウトリーチ、ブッシュ型通知等についても対応している。
 - ・コロナ禍で生活が困難した世帯が増え、自立相談支援機関への相談件数が伸びたが、令和2年度から徹底的支援へと相談体制整備、支援がより行き届くようになった。
 - ・新型コロナウイルスの影響で、自立支援金、社協の特別貸付、その他の相談が大幅に増加したので支援体制の強化がなければ相談難しかったと思われる。
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により相談件数が3倍に増加、業務も兼務で行っているため相談支援員を増員（1名）した。（以前よりも）業務をスムーズに運営できようになった。

・自立相談支援機関における相談件数が増加しており、主任相談員、生活相談員の業務が増大している。そのため本市では、新型コロナウイルス感染症セーフティネット化交付金を活用の上、相談員の加配を行うように進めている。

卷之四

資-52

<相談員増加に対する取り組み>

- ・令和2年4月より1名増加した。1回目の緊急事態宣言による相談員増加のピークにおいても対応している。
- ・令和2年の後継体制、アワトリーチ、ブッシュ型通知等についても対応している。
- ・コロナ禍での生活困窮者、世帯が増え、自立支援安養院への相談件数が伸び、令和2年度から就労型相談支援員（相談員兼務）、家計改善支援員を各1名追加したことで、相談体制が整い支援がより行き届くようになった。
- ・新型コロナウイルスの影響により相談件数が3倍に増加、業務も兼務で行っているため相談支援員を増員（1名）した。（以前よりも）業務をスマーズに遂行できるようになった。
- ・自立相談支援機関における相談件数が増加しており、主任相談員、生活相談員の業務が増大している。そのため本市では、新型コロナウイルス感染症サーフィネット強化交付金を活用の上、相談員の加配を行なうように進めていく。

<支援の質の向上> 20件

- ・E.6.1より相談支援員（就労型相談支援員）を1名増員（1~2名）したことなどで新規就労者の増に繋がっている。また、相談支援員が1名増えたことで、伴走型支援に繋がり、ライフラインの確保や精神税等に繋がっている。
- ・コロナ対策として令和2年●月から配属された任事期短時間勤務職員は、生活困難者から福祉相談につながり、各種の生活支援等を提供する業務を行なった。この難民自身がコロナ禍により離職した経験を持つことから、相談員等との連携を図ることにより、相談支援員1人あたりの負担が多少軽くなかった。
- ・自立相談支援機関において、アワトリーチ支援員を配置することで、相談員等の加配につながり、体制が強化され、同時に就労型相談業務を行なうようになった。
- ・通常業務に加えて、急増する相談件数や特例貸付における業務や再貸付においても、画面で終了ではなく、一人一人の相談に対して開きどりをする事ができ、充分な効果を得ることができた。

・相談や申込件数に応対する職員の増加を行い、相談受付は予約制にすることによって、事前に電話で近況等の聞き取りを行う。また、郵送を通して書類のやり取りを行うことで相談受付等の時間が短縮となり、業務効率化につながる。

- ・外国人では特にブラジル人の相談が多いため、ポルトガル語の通訳を設置した。
- ・精神科病院での勤務経験のある精神保健福祉士を配置し、精神患者の支援を特に強化した
- ・電話によるコロナ生活相談窓口を設置し、相談員を配置することで多岐にわたり相談内容を一元的に受け、適切に関係部署、機間につなぐことができた

<p>2. 自立相談支援機関における相談や申込等を行う際の支援を行う補助者の配置（16件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年後半に、窓口に補助職員を配置。相談支援員が相談業務に専念できた。（令和3年は從前の体制に戻っている） 住居確保付金や社協貸付に伴う事務作業が激増したが、その対応にあたる職員が加配されたことで自立相談支援事業全体の機能を維持できた。 新型コロナウイルス感染症の影響により、特別貸付（緊急小口資金、総合支援資金）等の相談が急増し、既存の相談員だけでは対応が厳しくなったため、事務職員を増員したことにより負担軽減することができた。 ごとの対応受付から申請手續までの処理を担当するなど、コロナ禍による変化に対応した体制を構築。結果として係内全体会において生活面に対する相談者増に応じた担当体制を構築。電話での相談支援。 業務の効率化が図られたなど、コロナ禍収束後にも活かせる業務環境の整備につながった。
<p>3. 自立相談支援機関におけるアワトリーチの取組（41件）</p> <ul style="list-style-type: none"> アワトリーチ支援員を配置したことによって、支援機関へのつなぎが迅速にできている。 新規相談者専用サイトの開設による相談増（メール等による相談が倍増） アワトリーチの充実による自立相談支援機能強化事業を活用し、主にひきこもり者に対する訪問支援を行っている。 生活保護申請を検討していたが、他の世帯員の理解を得られず、申請手続きが進まなかつた世帯に対して訪問を実施して、制度説明をした結果生活保護申請に至り無事に決定した事例があつた。 アワトリーチ支援に特化した支援を行うことで、相談に繋がらない、支援に繋がらない対象者へ直接支援を届けることができている。 アワトリーチで相談者のアドバイスとテリトリーでの面談のせいいか打ちとけることが多い気がする 地域に滞在生活課題を地域住人と共に見つけ出し、困りごとにに対する取組を段階別に分担しながらすすめる目的で実施している「支え合いマップづくり」で把握した課題を抱えた世帯を支援につなげるアワトリーチは、一定の効果を示している 令和3年度から、アワトリーチ支援員を配置。普段から關係機関と連携をとるなど、潜在的相談者を積極的に把握する広義のアワトリーチを実施している。結果、新規相談者数が令和2年度より増加している。当事業は、国の補助事業「アワトリーチ等の実施による自立相談支援機能強化事業（国の補助率10/10）」を活用しており、今後ともこの補助率での事業継続を望む。
<p>4. 住居確保付金の申請処理のための事務職員の雇用（29件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急雇用の職員を住居確保付金の事務担当として配置し、相談支援員が相談業務に専念できるようになつた。 事務を補助する職員（パートタイムの会計年年度用職員）を配置したことで、相談支援員が事務に時間を割かなければならぬ状況を緩和できた。 住居確保付金特需窓口として、従来の生活困窮者は別に窓口を設けた。住居確保付金の給付のみを希望する方が非常に多く、窓口を分けることで、手続きを分けることによって窓口を緩和することができる。 事務処理の効率化・相談員の負担軽減。就労準備支援事業利用者の前歩などがあった。
<p>5. 家計改善支援員の加配等による家計改善支援体制の強化（11件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期金融機関債務経験者を新たに「家計改善支援員」として雇用し、債務、債務を中心とした相談者に対しても、関係部署に同行支援等をおこなうことでより問題解決に繋がるケースが増加 家計相談員の週1回→週3回の配置により、万全ではないが、円滑に家計相談につなぐことができた。 個々の生活困窮者の家計を見直す取り組みは自立支援の機能強化に必須な支援である。
<p>6. LINE を活用した相談支援（11件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電話等他の連絡手段よりも連絡がつきやすい。 コミュニケーションが苦手な者であっても、自分の言いたいことを伝えることができる。 電話でのやり取りでは読み取れりににくいこともあります。LINEでひらがなでやり取りをしている。 若い人は電話よりラインの方が苦手が多い、ビデオ通話での相談が可能。コロナへの感染の心配がなく額を見て話すことができる。また、自分などの状況を確認できる場合もある。 LINE（LINEWORKS）を活用した相談支援の開始（R2.8.4～）により、新規受付窓口の拡大と併せて既支援利用者の非接触相談、提出書類等の収受など利便性が向上した。 職員の公用携帯をスマートフォンにすることによって就労支援事業に対する説明を行い、 LINEは電話回線が停止していてもWi-Fi環境があれば連絡がとれるので、非常に助かっている。

10. 創労準備支援事業等における、オンライン等で実施する支援メニューの開発・展開、 Eラーニング教材の作成や研修等を通じた支援の強化（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 同じ事業者に委託をしている両事業において、オンライン相談を導入したことでの個別ケースへの対応の幅が広がった。
11. 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの実施による就労支援の強化（16件）	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援員を専属で、委託先ではなく市役所に配置することにより、住居と仕事を同時に失つた方等に対し、悩み込み専用等を案内することで、次のステップに移行できた。 福利関係施設で就労体験、見学を実施し、職業訓練につなげ、介護施設への採用につながった。 就労体験・就労訓練先の開拓を実施し、令和元年度及び令和2年度で39箇所の事業所の開拓を行った。 方々自立就労サポートセンターに委託して所長やさんと面接をして、事業所開拓を実施している。具体的には、登録企業と利用者の1～3ヶ月の中間就労をマッチングしている。中間就労後は継続雇用につながったり、他の事業所に就職が決まりしている方もいる。 他の事業所に就職が決まりしている方もいる。 対象者が希望する業種や職種の就労体験先の開拓を行うことで、実際に協力企業も増え、就労体験による本人の能力の見極めができるようになった
12. 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化（9件）	<ul style="list-style-type: none"> 学習・生活支援事業において、Zoomを用いてオンライン授業を実施した。新型コロナの影響により、教室に集まつて授業ができない時期に、オンラインで実施することと、子どもたちの学力向上並びに学習習慣の確立に役立った。 緊急事態宣言に伴い、学習支援事業の開催施設が閉鎖したため、「通所方式」から郵便で添削する「郵送型」に変更した。「郵送型」に変更したことにより、事業を中止せずに継続することができた。 コロナ禍で、初めて緊急事態宣言が発出された時に、学習支援の委託事業所より捜索があり、オンライン支援をする事ができた。具体的な内容としては、事業専用のマイナンバーウォントが、外出制限等がある中においては有効と思われる。 緊急事態宣言が終了され、集団型の学習・生活支援が困難となつたが、課題を有する子どもの支援について、増え、今まで伝えられなかった悩みなどを、対面による学習支援会場を閉鎖しているところが前提であり、ときも子どもたちどちらかがいることなどができた。ただし、インターネット環境等が整っていることと、新たな課題を把握することができた。 Web会議ツールを適用したオンライン学習を実施することにより、学習支援会場を開設しているところが、子どもたちどちらかがいることと、その後の課題である。 経済的に厳しい状況にあかる中学生等対象に、外出による感染リスクの心配もなく、夜間の外出やアクセスの関係で集合型の学習支援事業に参加できなかつた子どもが、今後も参加できる。・令和3年9月時点に300名程度の参加がある。 子どもの学習支援事業でタブレット端末を借り上げた。
13. 子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援事業において、 困窮者と関係機関のコーディネート機能を担う職員の配置（1件）	<ul style="list-style-type: none"> オンライン授業用タブレットの活用で、生徒が対面での学習のみ実施したが、オンライン授業体制の離隔により、参加人数がそれほど減りせず事業が継続できた。
14. 不安定居住者に対するアワトリーチ支援に係る巡回相談支援の強化（1件）	<ul style="list-style-type: none"> 委託先が巡回相談を実施し、生活保護の受給や無料定額宿泊所の利用を呼び掛けている。
15. 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化（3件）	<ul style="list-style-type: none"> 新規コロナウイルス感染症の影響による生活困難者増加を契機として、令和2年度途中より個室型の緊急宿泊場所（シェルター）の提供事業を開始した。感染症の影響に留まらず、女性や精神疾患、発達障害の方等、路上生活者等自立支援ホームの利用が困難である生活困難者の需要が高まりする状況が続いている。不安心者の新たな受け先として重要な役割を果たしている。 ・一時生活支援事業の協力先の拡充

<p><専任・複数人体制>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任で業務を実施する専門職員と兼務のため、ハローワークへの同行や就労に向けた支援のみに携わることができないため専任の職員がいるといふ。 全員が相談支援員との兼務であるため専任がないといふ。 相談支援員と兼任しているため、不足している。無料職業紹介事業も幌野に入れていく必要があるのではないかと思つている。 <p><その他>28件</p> <ul style="list-style-type: none"> これまで支援対象者としてはごく一部の方であった自営業の方の支援について、新たに検討が必要である。 就労支援員の増員により、履歴書の作成サポートやハローワークへの同行支援等手早く行いたい。 本人任せでは態勢が好転しない相談員へ必要な相談員へ入れをする職員 就労支援できる職員がなかなかみつからない、 生活は急迫しているがから生活保護は希望しない相談者に対しては早急なマッチングを要するため、これらに対応できる職員数の確保が必要
<p>Ⅱ 3 (3) ③ 生活困窮者自立支援制度がコロナ禍で有効に機能していると思うかについて</p> <p>○の理由 (調査票 p19)</p>
<p>大いに機能している、まあまあ機能している</p> <p><支援策が有効>125件</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居確保給付金等の制度活用により、生活を保っている世帯が一定数いるため。 コロナ禍で増加する困難者に対し、支援を提供する機会となつていると感じる。 生活困窮とは単に経済的に相談のみではなく、これまで多難性を含んだ支援を行つてきている。今回のコロナ禍においても相談者1人1人のニーズを捉え、対応する必要があるため、その対応に適していると思う。 コロナ禍のピークであった令和2年4月から6月において、多くの人が耐えしのができたのは自立相談制度および各支援策が機能したからだと考える。 コロナ禍の影響を加味して、制度の対象者や要件を緩和など、これまで以上に支援の幅を広げているため。 今のことろ、生活保護の申請に来る人の申請理由が、ほとんどコロナ禍によるもの以外のため、困難の幅度が機能しているよう気に感じる。 新型コロナによる影響が出来るまで、ほとんど認知されていなかつた制度の利用状況や生活相談に来所されたから、適切な支援を幅広く行うことができているため。 生活富祉資金、住居確保給付金、自立支援金をはじめとする金銭的な支援に付随して、生活再建に向けた相談支援が展開できているため。 コロナ禍であつても相談業務を行つている 他に包括的に対応できる機関が多いが、食料支援等を利用する新規相談者が増えている現状がある。 社協の貸付等を含めて制度は一定の役割を果たしている。 「生活全般について相談する際にどこへ相談するとよいのか」という問い合わせに対して、本制度を紹介することができるため。 自立相談でアセスメントを行い、家計相談で生活実態を見る化けると相談者も現状を理解した上で今後の生活計画を立てることができ、相談者が自分の現状の中でも見えるかで なるため、相談者自身が今後の生活をどうしているか気つくことができる。 都市部のようにコロナによる影響がさほどないこともあり現行制度で機能している。 「生活全般について相談する際はどこへ相談するとよいのか」という問い合わせに対して、本制度を紹介することができるため。 相談者もそのものが現状で、見極めが難い。ただし、困難世帯には有効な施設もある。 すぐにはハローワークなどで就職活動をして就職することが難しい方（能力、対人スキルなどの不足）に対して、その準備段階からの支援があつたり、住居確保給付金の再支給申請の期間延長されるなど、支援の対象者や対象期間が拡大されているから。 新型コロナウイルス感染症拡大前から機能しているとを考えている。 コロナ前もそうであるが、相談者のニーズが多岐にわたるため、事業そのものをアレンジして実施している。 住居確保給付金の併用のみでコロナ対応はできなかつた、生活支障の一つとして機能した 任意事業が役立つケースも数多くあるため。 <p><支援に限界あり>54件</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談内容が多岐にわたるため、すべてをカバーできない。 今回のコロナ禍は、減収（減収による離職を含む）の者が多く、金銭的支援策しか支援とならなかつた。

<p>・ケースワークがしっかりとできる職員</p> <ul style="list-style-type: none"> 自立支援業務に従事する人間は人の痛みを理解でき、人の意見を開くことができることが必要不可欠。また、相談を受けて、適切な専門分野に繋がることができる人。 相談者の抱えている問題が多様化している中、就労に特化した職員だけではなく、ソーシャルワーカーの増員が必要。 健康不安や労働障害が疑われる相談者に対する専門職（保健師）ソーシャルワーカー系支援員 <p><専任・複数人体制>19件</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護ケースワーカーが兼務しているので、専属の支援員が欲しいといふ。 兼業であるため常勤職員1名の増加があれば、今よりも細かい支援を行うことができる。 支援にはこまめな訪問や面談が必要な方がいるが、対応できていない状況がある。専従でアワトリーチ等を行う職員の配置が必須。 今の体制では休暇を取りづらい。毎日3人体制にしたい。 標準化されたケースが増える。業務超過多発によるアワトリーチを懸念。適切な支援のために専門職員の増員が望ましい。 窓口だけでなく、アワトリーチ支援を必要としている世帯からからの相談が増加していることから、アワトリーチ等を専門とした職員 全市を1か所で対応するため、遠方に居住の相談者へのアワトリーチが十分に行えない。アワトリーチや新規相談受付ができる相談員があれば、より受付が可能。 <p><その他>79件</p> <ul style="list-style-type: none"> 対応不能な状況にまでは至っていないが、相談者各への支援が、手薄になつてている状況がある。予算措置の関係上、上限や期間があることは理解でき、仮に増員しても実際は新規採用者の教育に係る時間のコストがあるため、人手不足感はあるが積極的な増員は要望していない。初期研修については、今般の緊急時などは、国や都道府県が一律に研修を実施していただきたい。 初回面談（インテーク・アセスメント）を行う相談支援員 女性の相談支援員が必要ないため、男性の相談支援員の必要性を切に感じる 総合支援資金や住宅確保給付金申請時ににおける面接相談員 困難相談が拡大する中常に人手不足が生じている 相談ケース増加に伴い、相談支援を担う職員が対応しきれなくなり、主任相談支援員も困難ケースを余儀なくされ、相談支援員の増加が必要。
<p>就労支援員</p> <p><経験豊富、即戦力>30件（※うち、社会福祉士を求める声が 6 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者に寄り添った相談支援の経験と能力を兼ね備えた職員 社会福祉士、精神福祉士等の資格を所有している者者が望ましいが、求人としても応募がないため、福祉に限らず健康高齢者、婦人、男童、学校等の相談経験のある者 産業カウンセラー。キャリアコンサルタント。 就労支援経験がある方 就労の実情や悩みについて熟知している人（中小企業の元経営者など） <p><企業・職場体験等の開拓>29件</p> <ul style="list-style-type: none"> 職業訓練などの受け入れ等協力していただけける企業や事業所の登録や就労までの準備支援を専従で対応で就労職種の配置が一定要。 就労・就労体験の協力事業所を開拓する職員 企業開拓も含め企業と本人とのハイブリッドができる職員が必要。 企業開拓等、外回りを担つてくれる職員 就労支援の相談のみでなく、地域に出向いての他就労支援機関との連携や職場探拓や一時的就労（居場所） 地域資源の薬剤師に意欲的で、就労調整やプログラム開発等、外部との交渉に長けた職員。 <p><コロナの影響での就労支援強化のため>14件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員への就労支援 ・コロナ対策対応が必要になった住居確保給付金、総合支援資金の延長対応、自立支援金の対応などの対応増加により前年度の対応件数は倍増しているため ・賃貸利用者や住居確保給付金の支給期間満了後の収入の確保の対応と合わせてをカバーできるため。 ・求職活動者が増加している中で、雇用に関する知識を持った職員増員が望ましい ・特例貸付以外の支援につなぎ継続的な支援を行うために人員が必要

- ・コロナ関連の制度は充実しているが、ダブルワークできない、働けないという場合に支援が難航する。
 - ・賃貸利用のために、プラン同意をしている方が多く、具体的な支援につながらない。
 - ・感染拡大による相談等が大幅に増えたことにより、自立支援まで到達できているため、高齢者の相談が増えたり、体力の問題で就労機会があまりない問題により、自立支援が困難なケースが受けられるため、懸念機能していると思われるが、既存の制度に当たるため、限界を感じる。
 - ・コロナ禱の影響はまだ続いているが、相談につながり、潜在化した生活困窮者の振り起こしやアラートまで手が回っていない。
 - ・住居確保給付金や一時生活支援事業の利用者がコロナ禱以前より増加しており、コロナ禱対応に関しては、非常に機能性があると思うが、緊急を要しない支援については後回しになりがちになっている。
 - ・住居確保給付金や特例貸付の申請者が増加しているため、しかし、住宅ローンがあり生活に圧迫し、かねてから支障がある方等に対する増加傾向にあるのがない。
 - ・賃貸利用者のへの相談フォローや、住居支援利用者への就労支援等の仕組は評価できるが、事業者に相談窓口の支援は数较少く、月単位での継続性はない。
 - ・ニーズがわかりにくく、県的な支援を行っていなかったため、多額の費用がかかると思われる。ただ、自立相談支援窓口の支援は数较少く、月単位での継続性はない。
 - ・住居確保給付金は有用性があるけれども、多額の費用に対応する事が不得手ではないか。特別貸付での支援が大きいと思われる。都市部などでは、そもそも身近な相談機関となりうるような体制がないとなるため、費用負担が大きいと思われる。都市部などでは、あたかも生活水準が低く、世帯がコロナの影響で転落したために自身が生活困窮状態といふ認識で相談に来るケースが増加していると思われる。
 - ・コロナ禱でも発生する問題に適切に対応できる支援機関が他になく、知らざるを得ない状況になっているため、生活保護以外のセーフティネットや相談機関の存在意義は大きいと思われる。
 - ・現場の立場として相談者から「ハーダルがが高い。困窮者の立場で考えてもらえていない」等、給付金等の支給要件について多く質問を開く機会がある。
 - ・特例貸付と一時経済支援等を申請者は一部ではなく、自立支援制度を利用しない方へ提案できる他の策がない。
 - ・制度の主旨に賛同を得られないことも多く、自立支援制度を利用しない方へ提案できる他の策がない。
 - ・自立支援機関回答：都市部など人口の多い自治体では、そもそも身近な相談機関となりうるような体制(セーフティネット)を構成するため、多額の費用がかかると思われる。都市部などでは、あたかも生活水準が低く、世帯がコロナ禱のどのような相談機関で相談してくるべき体制や対策は大きいく思なるため、あたかも制度設計上も組み込んでもらいたい。自治体：上記のような意見があるとは言え、生活保護以外のセーフティネットや相談機関の存在意義は大きいと思われる。
 - ・現場の立場として相談者から「ハーダルが高い。困窮者の立場で考えてもらえてない」と考える。
 - ・一方で、制度の主旨に賛同を得られない方へは、自立支援制度を利用しない方が手元に届く。
 - ・今後、返還等はしていないといけないものもあるが、比較的早く困窮者が戻れるお金が手元に届く。したがって、おまけに手元に入ることが簡単であるとも思われる。
 - ・向上させるような支援を行っていく必要があるが、支授件数は増えている。経済的な困難ケースが優先となる。
 - ・就労支援を中心とした支援が主になっているが、支授件数は増えている。経済的な困難ケースが優先となる。

生活保護に至る前段階での支援（対応）ができたり>46件

 - ・生活保護に至らずに、生活困窮者の自立支援事業により、生活困窮者の状況が大いにできているため。
 - ・生活保護に至る前段階の方を支援するといった制度趣旨には合致していると思われる。
 - ・生活保護へのコロナ理由の申請はほとんどなく、生活困窮へ流れているので。ただ、コロナ禱が影響しての生活保護や総合支援資金貸付のための相談支援が急速に増え、相手も仕事を持ついると面接時間も合わせづらくなる。制度利用のためのコンタクトなどになってしまった部分もみられ、支援の難しさを容認に感じる。特にコロナの影響により、これまで困窮とは繋がりが少なかったが、困窮状態が続いている方へ支援を希望するケースは、本制度がコロナ禱において有効に機能していると感じる。
 - ・リーマンショック時と比較して機能していることが想定される。
 - ・セーフティネットとして機能していること、生活保護でなくとも教える方々がいる。家計相談支援事業。
 - ・特例貸付と住居確保給付金の活用で、生活保護でなくとも、まずは住居確保給付金や貸付を利用していく。専門性の高い、コロナ禱の人は多く、生活保護の場合は収入基準額を越えていたり、特家ローンなども多くの住居確保給付金制度を利用できない事もある。

他機関・他部門との連携が取れるる>18件

 - ・貸付、生保との連携が図られているため。（くわずかだが）コロナ禱で本当に困っている方にに対して、連携して支援が行えるため、今まで行ってきた連携がスムーズに行うことことができた。
 - ・住居確保等、今まで行ってきた連携が行ってきた経験やネットワークが今回のコロナ禱で発生した様々な課題に活用できた。

<p>・本來生活保護に陥ることを防ぐことを目的にしておきながら、単なる延命措置に終わてしまっている。</p> <p>・職員の心身に負担を与えるだけでの解決に満足していない。</p> <p>・貸付希望者が9割以上で相談を希望しているのではなく、貸付けを受けるための利用しているだけ</p> <p>・スピード感を重視したことにより、内容が薄くなる。何のための貸付けなのか…。</p> <p>・自立相談支援事業の委託料が社会福利施設会費であり、コロナ特例生活補助資金窓口と同じであるため、貸付業務に偏重している。また、貸付け目的として賃貸の支援を受けるようとはしない。</p> <p>・貸付けだけを望んでおり、生活実態は全然、見てこない。相談をする気もないため。</p> <p>・コロナ以降相談者は増えたものの、生居確保給付金や社協の特例貸付など單純に経済的支援を目的としたものが多く、本来の生活困窮者を抱え、困窮状態にある人の相談が表面化されにくい。</p> <p>・対象者の増加により相談員、支援員が不足したため、個別具体的なきめ細かな伴走支援ができていない。</p> <p>・事務的対応に追われ、本来業務が出来ていないため。</p> <p>・コロナにより就学支障が常態化であり、相談員の業務量が一ヶ月ベースで圧倒に入ってしまった。外国人対応に時間がかかる。</p> <p>・特例貸付の業務が多忙で十分な本来業務の相談時間が取れない。</p> <p>・相談者の激増と給付受け付時間が過多なため、深い問い合わせがない。</p> <p>・総合支援資金等の貸付や生居確保給付金の申請件数はコロナ以前に比べ、大幅に増加している。</p> <p>・一方で、多くの相談者への対応をどうやうかで、業務との兼任をされている相談員の余裕もないことから、家計改善支援事業への対応を怠るなど、業務との兼任をできていないなど、人員の不足によって自己体制において測度を生かしきれない。</p> <p>・困窮改善は一夜にして改善しない。併走するにても、同じペクトル、同じ速度で走るには、一人の困窮者につき一人は必要（人的に不可能）</p> <p>・個人体制が不十分であり、ほとんど機能していないため</p> <p>・コロナ端で激増した貸付相談に対して十分聞き取りができる時間も職員も足りない。複雑かつ変更の多い制度に追いかかれない。きちんとプラン制度に乗り切るために会議を開催する時間がない。</p> <p>・生活困窮相談と特例貸付相談が社協の同部署での対応になっている。そのため、貸付業務が増え、困窮者支援が追いついていないと思われる。</p>
<人員・時間不足>19件
<p>・従来の困難相談に対してはある程度機能していると思うが、生活保護の相談も多く、コロナ禍における収入減少という根本的な課題に対しては効果が薄いと感じる。</p> <p>・政策が場当たり的で後手後手になってしまっているから</p> <p>・後、社協の貸付金が返済できない、しな、などの相談が増加されることが予想され、その時の対応により距離が変化すると思われる。</p> <p>・総合支援資金（特例貸付）の延長・再貸付に自立相談支援機関の支援を条件としているが、その必要性を感じない。</p> <p>・スピード感が足りない</p> <p>・相談者の相談に乗り切れる分には懶ね困っていないが、実際にできることが少ないと感じており、困難なケースにおいては無力感を感じる。生居確保、自立支援金等は後に立っているが具体的なものを探めてくる人にとって有効に機能していると言いつける所はないのではないか。</p> <p>・本当に必要な支援が必要な方に届いているか不明である。</p> <p>・条件が厳しく、活用が困難な場合がある。</p> <p>・自己決定や本人の意向を尊重することが生活困窮者自立支援事業の基本姿勢であるため、見守りしかできないケースが多々ある（例えば、コロナ収束の見通しがつかない中でタクシーや業界にござわり、転職せず景気回復を待つ人々）。コロナ収束兆しが見えづらさ相談者が増加する一方だが、相談の人数は変わらない。</p> <p>・生活実態が見えづらい方への金銭的支援（営業、フリーランスなど）、本来の本制度の目的に合致していないのではないかのではと思う一方で、潜在的な困窮者の発掘につながったケースもあるため。</p>
<コロナ禍に不向きである>16件
<p>・その他の>15件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍の状況が自治体ごとに激しく異なるため、全国的な一律制御は無理が生じやすい。 ・生活困窮者自立支援金の対象範囲が狭く、支援が行き届かない。 ・自己決定や本人の意向を尊重することが生活困窮者自立支援事業の基本姿勢であるため、見守りしかできないケースが多々ある（例えば、コロナ収束の見通しがつかない中でタクシーや業界にござわり、転職せず景気回復を待つ人々）。コロナ収束兆しが見えづらさ相談者が増加する一方だが、相談の人数は変わらない。 ・制度の間にいる人が多い印象。生活資金の貸付けだけでは課題解決にならないケースが多い、実際に必要としている人が相談に来ているようを感じられない。 ・みんな社協の貸付に流れている。看板だけである。 <p>対象となる方の様子はコロナ禍前とあまり変わらない。支援員の感染リスクが増加したのみ。</p>

4 【困窮】新型コロナウィルス感染拡大防止に係る対応状況（支援のICT化等）

II 4 (1) 自立相談支援事業において面接や支援等にICTを活用した場合の「方法(5.その他)」

<電話>3件	・一部の期間を電話で対応
<SMS>2件	・電話
<SMS>3件	・オンライン>3件
<zoon>	・オンライン相談・面談
<その他>4件	・ビデオトーク

II 4 (2) 就労準備支援事業において新型コロナウィルスの影響を受けて変更した具体的な内容(調査票p2)

<中止・一定期間中止・縮小・延期>94件	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言期間中は作業や見学・体験、共同支援を自粛した。 ・就労体験や職場見習いの機会が大幅になくなっている。 ・体験や実習及び見学の企業受入が減った。密を回避するため、イベント等の催し方ができなくなっている。 ・初回の緊急事態宣言時には組み込むことが出来なかった。 ・学習支援業を受けている子ども達と夏野菜収穫体験、半脱り収穫体験を毎年行っていましたが新型コロナウイルスの影響を受け、令和2年、令和3年と中止となりました。 ・面接やグループワークを行わない時期があった。 ・市のコロナウィルス感染症対策本部会議のイベント開催等に対する市の方針に注視し、実習等の実施を中止するなどした。
<人數制限・予約制・時間短縮>31件	<ul style="list-style-type: none"> ・以前はひきこもりから屋外以外でもらうため、来所時間を自由に設定していたが、コロナ禍では予約制ではあります。 ・グループワークも屋外以外はさけて実施した。 ・集合してする就労準備支援事業については、宿泊型の中止や入人数を減らす時間を見直して実施をしました。 ・ハンセン教室など、密にならないよう入人数を減らして実施した時もあった。現在は通常通りの施設使用となつていているため、ほぼ以前の規模で実施。 ・1回のセミナー参加上限入数を定めた。 ・緊急事態宣言により、協力事業者が受け入れできなくなったと申し出があつたため ・居場所の提供について、感染拡大により会場の貸館が中止された期間、事業を中止した。 ・現場見学や就労体験はコロナ感染や怪我の観点から受入事業所も少なく2年から中止。 ・就労体験会を企画して実施する計画だったが、コロナ禍で受け入れていただける企業が少なく実施を見送った。 ・会場の使用休止期間があつたため ・利用していた施設が一定期間閉鎖になつたことに伴い、開催を中止した。 ・公民館のガイドラインに従つた。 ・緊急事態宣言会合により、就労体験する場（喫茶店）が休業になつた。
<施設・会場の方針で中止・変更>22件	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言により、協力事業者が受け入れできなくなったと申し出があつたため ・居場所の提供について、感染拡大により会場の貸館が中止された期間、事業を中止した。 ・現場見学や就労体験はコロナ感染や怪我の観点から受入事業所も少なく2年から中止。 ・就労体験会を企画して実施する計画だったが、コロナ禍で受け入れていただける企業が少なく実施を見送った。 ・会場の使用休止期間があつたため ・利用していた施設が一定期間閉鎖になつたことに伴い、開催を中止した。 ・公民館のガイドラインに従つた。 ・緊急事態宣言会合により、就労体験する場（喫茶店）が休業になつた。
<三密回避・感染防止対策実施>22件	<ul style="list-style-type: none"> ・三密を避けるなど感染症対策を行つたうえで実施 ・ガイドラインを参考に感染予防対策を十分に配慮して事業継続した。 ・密を避け、広い部屋を利用し机の配置等で対応した。 ・有機活動時、密にならない様、天井の良い時は室外での実施も試みた。 ・有償活動時、密にならないよう、運搬に送るための車の乗車人数を減らした。 ・広いスペースの確保 ・三密を避けて実施できる内容に変更した。（野外での活動など）

<p>Ⅱ 4 (2) ② 就労準備支援プログラムのICT化について（調査票 p21）</p> <p>（就労準備支援事業）オンライン通話を活用した具体的な取組について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LINE通話を活用したオンラインの調理実習 ・支援対象者が他市町の支援対象者との意見交換で活用した ・オンラインチームをしながらボイスチャット、ZOOMの活用による面談、グループを使ってExcel（現金出納簿）によるオンライン会議システムを利用して実施した。 ・面談練習や面談の一部をオンライン会議システムを利用し心面談の実施 ・Zoomを活用したオンライン面談、オンラインプロトコラム、オンライン心理面談の実施 ・Zoomによるビデオトークを利用 ・Zoomによるグループワークの実施。 ・座談会をオンラインで実施し、参加者同士のつながりづくりをした。 ・オンラインでのプログラム提供。（例）ビジネスマナーなど資料を画面共有しながら実施。オンラインでのつながりの場での交流。 <p>（就労準備支援事業）ミーティングのコンテンツ、取組の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応募書類の作成等の講座、身だしなみ、自己分析の講座は動画を撮影し、E ラーニングを活用するようになつた。 ・委託先でE ラーニング等ができるようにしているが、自治体での受信等のできるようになつていない、 ・キャリアサイト（GATE、東大式エゴグラムは集計時のみPC 使用） ・Zoomを使ったオンラインアップ研修の実施 ・委託先の関係者専用ホームページからビジネススマート、アンガーマネジメント、ビジネススマート等の相談の実施。 ・監修（ヨガなど）、コミュニケーション（ストレマネジメント、アンガーマネジメント、ビジネススマート等）、教養（日本語の学び直し、応募書類書き方、面接対策）、栄養指導（歯作り）、栄養指導など） <p>（就労準備支援事業）感染症予防に配慮しながらの実施方法（ICT 機器利用しない方法）</p> <p>＜マスク着用・換気・消毒（手指・机椅子）＞174件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクリル板やマスク・消毒等の通常の配慮・緊急事態宣言期間時は実習等を実施しない等の配慮 ・マスク着用を取り面談 ・15分以内で行うマスク・換気・消毒等の感染対策を行う ・参加前に換気と消毒、ソーシャルディスタンスを保ちながら実施 <p>＜アクリル板・パーテーション＞83件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓ガラス・ペネルの設置、電話での対応。 ・窓ガラス・ペネルや相談室に飛沫防止ペネルを設置している。 ・アクリル板を設置するなど感染症対策を十分に行い実施している。 <p>＜換気＞68件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用で距離を取り面談 ・参加前に換気と消毒、ソーシャルディスタンスを保ちながら実施 ・窓ガラス・ペネルの設置、電話での対応。 ・窓ガラス・ペネルや相談室に飛沫防止ペネルを設置している。 ・アクリル板を設置するなど感染症対策を十分に行い実施している。 <p>＜ソーシャルディスタンス＞68件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者との電話確認、ソーシャルディスタンスの確保など ・プログラム1コマあたりの参加人数を限制。 ・別のプログラムに参加する方が接触しないよう部屋を分けて実施。・利用者間の距離を十分に確保。 ・会議会場での対人距離、密度などの工夫 <p>＜人数制限・個別対応＞25件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団でのセミナー受講から、個別対応に変更している。（人数の削減） ・作業トレーニングは、各部屋ごとに少人数、または単独で行うようにしており、人との接触が最小限に ・人數を減らす、屋外での実施 <p>※その他、屋外実施 12件、電話・メール対応 9件、時間短縮 7件：等</p>	<p>Ⅱ 4 (3) 家計改善支援事業において面接や支援等にICTを活用した場合の「方法（5.その他）」（調査票 p22）</p> <p>3件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タブレットを用いて説明 ・Zoom ・電話
---	---

**II 4 (5) ⑧ 一時生活支援事業未実施自治体において、住まいに困難する方からの相談に
対しての対応で、行政及び民間が実施しているサービスで対応している際の具
体的な内容（調査票 p25）**

22件

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市営住宅の提供
- ・無料低額宿泊所や有料老人ホームの体験利用
- ・住み込み寮付きの仕事の紹介を行っている。
- ・交付金を活用して同様の事業を開始した。R4年度から一時生活支援事業に切り替えて予定。
- ・居住支援法人にないで、賃住宅探し、保証人代行を依頼。
- ・一般社団法人「住宅生活支援一協会」セーフティネット事業
- ・NPO法人の自主事業であるホームレス支援事業を紹介した。

5 任意事業等の実施促進に向けた課題分析

III 1 (4) 就労準備支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等（調査票 p28）

＜自立相談支援機関と関係機関等との連携＞50件

（自立相談支援機関）

- ・自立相談支援事業の支援対象者を定期的にモニタリングすることで、就労準備支援事業の支援につなげている。
- ・自立相談支援機関との連携を密にし、ニーズをくみ取る。
- ・アセスメントの結果、就労準備支援事業を利用することが適切と考えられる場合には、早い段階から就労準備支援事業者と連携を取り、センター（自立支援機関）において、同事業所と情報共有している。
- ・毎月のミーティングで、セントラル（自立支援機関）において、必要と思われる相談者には就労準備支援事業の提案を行っている。
- ・自立相談支援機関での相談援助の場面において、必要と思われる相談者には就労準備支援事業の提案を行っている。
- ・就労支援や家計改善支援のアポイントメントをとる対応を行っている。
- ・自立支援や家計改善支援会議に参加して、対象者の把握や本人、家族への働きかけについて連携している。
- ・自立相談支援窓口のアセスメント。ひきこもり関係各窓口との連携。
- ・自立相談支援会議を開催し、支援について共有している。
- ・住居賃貸金貸付の利用者の家庭に就労している場合に、相談支援員にその旨情報を共有し、給付金、貸付の申請受付時や面談時に相談支援員も同行する。
- （民生委員）
- ・民生委員や各相談支援機関などの連携のほか、福祉以外の各種団体（商工会、自治会など）との連携。
- ・民生委員から情報提供などを進めている。
- ・民生委員等にも周知し、各地域での利用者働き起こしを行っている。

（生活保護・福祉事務所）

- ・担当C.Wとの情報共有
- ・各福祉事務所と綿密な連携を図り、適宜、該当者の掘り起こしをしている
- ・適時、自立相談支援事業者や福祉事務所へ対象者がないか確認を行い、利用喚起を行っている
- ・被保護者就労準備支援事業と一体的に実施している。
- ・福祉事務所や民間団体を支援する団体などの関係機関へ制度の周知を行い、利用喚起を行っている。
- ・生活保護行政窓口に、委託先の職員が常駐し、就労支援員として就労準備支援員より事業周知を行っている。
- ・就労支援についで、生活困窮・生活保護関係者が連携するため定期的に情報共有を行っている。

（社会福祉協議会）

- ・社会福祉協議会が実施している「居場所事業」の参加者に制度案内をしている。
- ・社会福祉協議会 地域包括支援センターとの連携を行い、対象者の把握に努め、体験利用を含めた事業の利用を促している。

- ・社協CSWとの連携
- ・本市では被保護者就労準備支援事業を一体実施しているため、生活保護ケースワーカーに事業の情報提供を行い、利用者側に努めている。
- ・事業を委託している社会福祉協議会が行っている若者の居場所事業と連携して就労に向けた支援が行なえている

- （その他）
 - ・家計改善支援などとの連携による対象者の把握
 - ・障がい福祉課との連携。
 - ・地域若者サポートステーションとの連携。
 - ・事業の説明を関係機関に行い、支援の必要な方がいたらないでいたくようにお願いしている。
 - ・関係機関への周知・事業（就職氷河期問題対策事業等）と連携運動しての活動。
 - ・関係機関への周知・事業（就職氷河期問題対策事業等）と連携運動しての活動。
 - ・府内外部署との連携。市内の障がい者支援事業所、若サボなどとの連携を図っている。
 - ・〇〇市版中間的就労事業などに積極的に出向き、利用者との関係性を作つてから、利用を勧めるなどしながら、少しずつ慣れてもらうような環境づくりをしている。
 - ・市の無料職業紹介所により、アセスメントで事業利用が必要とされれば、支援プラン作成のうえ就労準備支援事業の利用につないでいる。

＜事業周知（広報・パンフ・リーフレット・HP等）＞34件

- ・コロナ禍においては実施できていが、以前は関係機関や家族、本人への内容の理解のため、参加型の見学会やイベントでのチラシ、ポケットティッシュの配布を行っていた。
- ・協力企業の開拓と、事業内容の周知。
- ・関係機関等にリーフレット配置する等周知徹底。
- ・毎月、広報紙（ニュースレター）を発行して広報している。
- ・関係機関への周知広報を行い、それぞれの期間でかわわっている相談者へ案内をしないでもらっている。
- ・また、ハローワークや行政窓口にチラシを掲示してもらっている。
- ・パンフレット刷新、支局調整会議等での広報活動
- ・定期的に市の情報誌にて事業の紹介をしており、市民に広く周知を図るとともに、自宅からなかなか外出する機会がない方に情報を届けられるよう、SNS（インスタグラムやツイッター）を活用し、日々の訓練の様子などを発信している。また、その情報発信（画像や動画の編集・投稿など）は、訓練参加者にプログラムの一環として行って貢いでいる。
- ・毎月の広報に記事を掲載している。

＜ひきこもり対策との連携＞11件

- ・アウトリーチの充実による自立相談支援機能強化事業を活用し、主にひきこもり者に対する訪問支援を行っており、出口ツールの一つとして就労準備支援事業の利用を促している。
- ・ひきこもり生活者や長期難眠者を対象にした就労相談会の開催
- ・ひきこもりや精神的な疾患のあるケースが主なので、まずはコチラから積極的に自己に起き繰り返し説得を行っている。
- ・自立相談支援機関より、職場体験利用を案内している。
- ・ひきこもり家族の集いで、チラシの配布や事業説明を行っている。
- ・長期難眠者等引きこもり状態の人にもステップアップの場所・事業として案内している。
- ・ひきこもり支援団体との連携
- ・ひきこもり（本人及び家族）に対する相談業務を行っている。

＜体験・見学＞10件

- ・見学が主体へといった流れが有効だと感じる
- ・就労準備支援事業のメニューを事前に体験出来るような取り組みを実施している。
- ・事業を利用すれば生活リズムが整う・自立につながると思われる相談者へ事業を提案し、希望があればまずは見学・体験をしてもらう。
- ・一步踏み出すための準備期間として活用している”
- ・職場体験協力企業先を教へし、利用者が選択できる企業数が増やしている。協力企業の数が増加するほど、利用者に職場体験を提案しやすくなっている。
- ・社会福祉協議会、地域包括支援センターとの連携を行い、対象者の把握に努め、体験利用を含めた事業の利用を促している。
- ・気軽に参加できる体験参加を取り入れて、申請者の増加が図っている。
- ・本人に抵杭がある場合、見学や体験利用により事業利用につなげている。

<ul style="list-style-type: none"> ・就労ありきではなく、まずは家の外に出て他者と触れ合つてみることを目標に、街歩きイベント的なものを開催している。そこからセミナー等へ繋いでいる。・利用者がはじめ、関係機関との連携を強いていくために、信頼関係の構築を心がけている。・事業のイメージ化が共有できるように、都度説明し確認していく。・対象者の支援方針で就労の可能性を考えられる時には、事業に積極的につなげている。・通所及び就労方体験に際して交通費を支給している。・テレビゲームやボードゲームなど信頼関係を構築するためのツールを導入している。当事者等のやりたいことを具現化出来る様取り組んでいく。・広域実施参加自治体担当者を参集した運営会議を定期的に開催。

<p>＜その他＞61件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者にとって魅力的で充実した支援内容を提供できるように、委託先と定期的に打ち合わせを行っている。・事業の対象になり得る人を対象としたセミナー等を開催している。単純作業や1人でできる作業メニューを利用している。・居場所の提供を行い、まずは事業を利用することに対するハーネルを極力下げて、事業を利用勧奨を行うようになっている。(事業を利用したからといって、就労自立を無理強いするわけではない)・就労支援員などと連携し、就労支援をする中で就労準備支援事業の対象になりそうな人がいた場合はすぐに対応してもらう。・公営施設や民間のリサイクル関係(廃棄物の解体、運搬など)は作業も簡単であり、取り組みやすい。障がい者の受け入れなども行っており、従業員の理解もある。・就労準備支援事業を利用する前段階の、基本的な生活習慣を身につけられるような支援。・各地区福祉事務所での目録数値の割り当て・就労機関への必要性を理解していない者に対する、自立相談支援機関での就労支援を実施し、就職に至らない状況を美感してもらい、当該事業の必要性の理解に努めている。・相談支援員(本人と一緒に最初に出会う支援員)に当該事業の理解が深まるよう情報を提供して、当該事業につながるよう図っている。・就労準備支援事業の事業所からの送迎。・他機関から依頼の相談事例や直接機関や当事者から申込みで個別相談が開始されるが、初期の丁寧な情報収集と複数のスタッフによる見立てと方針統一を大切にしている。また、自立相談支援機関の相談員との日常的な情報交換と方針統一を図っている。・支援メニューを増やすため、地域への理解を深め、準備支援で参加できる取組の拡充を図っている。・利用者に経済的負担をかけないように、通常支授(交通、食膳など)を行なっている。一交通支援:コイン交付と併せて獲得ボイントで食膳、生活用品等を交換している。・就労準備支援事業に提供しているリモートによる求職活動に対応できるよう、パソコントレーニングの講座を増やし、新しい生活スタイルに対応できるよう支援を展開した。・事業の愛称を「ちょこっと」と事業参加者により名付けさせていただき親しみやすくした。参加者のOBによると、ランティアとして出席していたとき、サポートのグループエンカウンターにより、参加者が互いに影響を受けながら成長しあえるように取り組んでいる。自己肯定感が高まり、主体的に動けるようになった。・就労準備支援事業に興味を持ち見学に来てくれた両親に対し、その後毎週両親に電話連絡を行い、子どもさんの状況を聞き、活動を報告している。子どももさもなくが就労準備支援事業に対して興味を持ち、つながりを持つようになる。・地域住民の協力をいただき、賃金が出る庭の草取り作業を行っている。2人~3人の作業中に必ず作業に慣れている人と一緒に行っている。契約のない作業なので、練りがないことで取りかかっていい。他の利用者の特性を生かした協力事業所を開拓している。・アウトリーチ支援事業のアウトドア支援員と連携しており、アウトドア支援員の運営をしており、中で就労に繋がる方に通じるようになる。・支離れなどなりうる方の親族等に、制度紹介パンフレットや手紙を預け、本人へ渡してもらいうようにお願ひしている。・民医協の各町村における定例会に参加し、事業の周知と支援への協力をお願いしている。・事業所による事業説明会の開催。各区への就労準備連携事業の研修を実施。・相談支援員内で情報共有を図り、対象者がいた場合に、就労準備支援事業を委託先にケースを依頼し、早期に取組が出来る様にしている。・事業利用までの要件を緩和し、申込手順を簡略化することで事業利用につなげるよう工夫している。
--

<p>III ⑤ 就労準備支援事業の利用者を増やすために国や都道府県に求める施策 (調査票 p28)</p> <p>＜経済的支援（交通費等現金の給付等）＞31件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労準備支援事業に参加するための実費弁償など・困窮した利用者が参加するための往復の交通費を支給する支援・参加することによる給付金等・多少の賞金が支払うことかがければ、本人の意欲や安心につながると思うので、その支援があればよいと思う。・就労準備支援と就労支援の境界線があいまいであり、できれば一本化した上で、その中で段階的な支援をする形に改める方がいいのではないか。・就労訓練や就労系の障害者福祉サービスとの利用併用について一定期間以降するための併用期間があると本人への負担も少なくていいのではないか。・工賃、賞金ありの就労体験への助成金、1年間の間隔を終えた後の延長・中間就労期間の増設、訓練期間中の生活費の担保、就労で儲かるような支援が可能になる・利用者が就労支援プログラムを受けるためにかかる交通費を補助金等に入れてほしい。・準備期間中の生活費の支給・利用増加に向け、保障加入の他に、交通費と食費代支給程度のインセンティブが利用者本人に還元できるようであれば、参考にさせていただきたく。・生活そのものが困難な状況にある方もあり、事業を利用する間の生活費を削除できないかな。・事業利用中、生活費の一部を支援するための予算。・収入が少なく、経済的に余裕がない方への支援（就労準備支援事業を利用中）・収入が少なく、経済的に余裕がある方への支援（就労訓練の際に、何等かインセンティブが付与される制度だと利用の促進が可能となる）・就労困難者への就労準備支援事業は経済的问题が根柢となる問題があること・就労困難者への就労準備支援事業は生産性の問題が根柢となる問題があること・収入要件の撤廃、就労するまでの交通費の負担・就労訓練可能か民間企業等の開拓・交通費の支給。（グループワーク参加、ボランティア活動、企業見学、職場体験など）・そもそも、生活に困窮され、金銭的負担を極力なくしたい方が就労までに時間がかかったり、確実な就労を確約できない準備支援に交通費と心理的な努力をかけてまで参加を希望するケースは稀である・就労準備事業利用者への交通費支給などの、利用者が就労できるための支援ができる補助金支給 <p>＜開拓支援＞17件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協力事業所を開拓するための支援（企業に要請する受取金を出す）・職業訓練につなげる支援・都道府県が管内の協力事業所の開拓や情報提供を一元的に行うべき・民間企業や自治体等での就労体験の受け入れ体制の構築・就労体験可能か民間企業等の開拓・利用者は少なくないにせよ、協力企業の開拓やメニュー開発が不足しており、事業を開拓するための準備が整備できなければ、就労困難者への就労準備支援事業の啓発など。・職場体験、ボランティアを受け入れても伴走できる企業の理解の促進・・障害者手法によるような仕組みが必要だと考える。・就労困難者受け入れを促すためのアプローチ”・国や都道府県が企業に働きかけを行い、助成金が出るようなアプローチ”・・職業訓練の受け入れを促すための企業の理解の促進・・障害者手法によらない就労準備支援・・相談支援員の研修機会の創設。市町村協働の広域の取組の推進（町村部では対象者数や社会資源が少なく多様な支援メニューを組むことが出来ず、個別支援中心になってしま）。商工、農林水産業との連携の推進（国、都道府県段階で情報共有の場を設けて市町村段階での推進策を検討してほしい）
--

<ul style="list-style-type: none"> ・施設の利用期間を付す。準備利用のための準備が必要なへへの支援策がない、経済的に困窮している人が利用に詰じきにくい。国や地域全体で、働きにくくても働けない方が働くよう、事業所への声掛けや世組みづくり。・中間的障害を可能とする事業所又は機関を配置してもらいたい。・広報、宣伝活動の強化	<p><その他>37件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労体験が可能な事業所や企業のリストアップなど・居場所を確保するための場所や人材・強制性がある制度運用・就労体験協力事業所に対する経済的な懲罰措置や支援があれば社会的な受け皿が増え、様々な職種を体験させることが出来るのではないかと考える。・協力事業所や認定訓練事業所に参加する企業が増えるように、インセンティブなどメリットを含めた働きかけ・参加人数が定員に達しているため、どくになし。・コロナ禍により就労や内職等が減っている中、就労準備支援事業も支援の困難さがある。また、利用者には対人關係で困難さを持つかが多く、利用中の支障、就職後の支障、就職後の定着支障がある。・コロナ禍により就労や内職等が減っている中、就労準備支援事業も支援の困難さがある。また、利用者には対人關係で困難さを持つかが多く、利用中の支障、就職後の支障、就職後の定着支障がある。・年齢、資産要件の緩和を求める。不登校やひきこもりなどにより、就職に対し一歩踏み出せない利用者には準備事業を使い、フレ社会、プレ就職を体験してもらえるようにしていただきたい。・年齢、資産要件などの対象要件が阻害要因となっている場合もある。コロナ特例貸付の相談者においてもタクシ一運転手などは60~80歳の就労者が多く、年金だけでは生活できない人の就労の確実も大きな社会問題であると感じる。・利用申告書に収入や資産を書かせることで、抵抗を示す人がいる。
--	---

<p><利用要件の緩和・資産収入要件の撤廃>12件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産収入要件を撤廃してほしい。(社会的孤立、サービスとのボーダーレス化・利用要件の簡素化、障がい系サービスとのボーダーレス化・収入・資産要件があり、抵抗を示す利用者がほとんどである。2号要件にあるように、自治体の判断で就労準備を利用していくといふこと、しっかりと適応しているべきだ。・年齢、資産要件の緩和を求める。不登校やひきこもりなどにより、就職に対し一歩踏み出せない利用者には準備事業を使い、フレ社会、プレ就職を体験してもらえるようにしていただきたい。・資産要件などの対象要件が阻害要因となっている場合もある。コロナ特例貸付の相談者においてもタクシ一運転手などは60~80歳の就労者が多く、年金だけでは生活できない人の就労の確実も大きな社会問題であると感じる。・利用申告書に収入や資産を書かせることで、抵抗を示す人がいる。	<p><他制度との調整>11件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークに求人登録する際に、職場見学・体験ができる等を開いてもらい、できる場合には自治体に情報提供するといったような協力・就労訓練や就労系の障がい者雇用センターとの連携が強くなるための併用期間があると本へへの負担を少なく良いのではないか、・この事業は、資産収入要件があるうえに、一般就労に向けた準備は時間が必要となるため、準備期間を経て就労開始し収入を得るまでの生活を維持できない。時間的に余裕がないケースが多く、事業対象となる方に説明しても、「そんな時間ない、効果が期待できない」と理解されづらい。・認定就労訓練事業などの社会資源や、一時生活支援事業などと一緒に衣食住が補償された形でないと、事業の利用は伸びいかないのではないかと考える。・ハローワークの同種の事業と連携	<p><他自治体との情報共享・意見交換会の場>10件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で、アワトリーチ等の支援が難しくなる中、他市がどのような支援を行っているのか事例を知りたい。・就労準備支援事業に関する研修会が少ないため、他市他県の取り組み状況の情報や意見交換の場を設けていただきたい。・県内の就労準備支援事業を行っている団体との資源開発の仕方や取り組み、利用者への周知方法やメニューの開発などを発表する機会の設定。・都道府県が管内の協力事業所の開拓や情報提供を一元的に行うべき。・オンラインプログラムの作成。・講師派遣。・就労準備支援事業が年齢、性別、障がいや疾患、世帯の状態などによりメニューがマッチしない場合があり対象者ごとの支援メニューの開発や他自治体の情報を詳しく知りたい。・他市の先駆的取り組みを教えて欲しい。・本人の動機付けなど研修や都道府県の中での課題共有的ため、定期的なネットワーク会議の実施。・市域、県域において事業利用者へ就労体験や作業体験の機会を提供している事業所、就労準備支援団体の情報と連携してほしい。
--	--	---

Ⅲ 2 (4) 家計改善支援事業の利用者を増やすために、具体的に取り組んでいること・工夫していること、効果がある取組等（調査票 p31）

<自立相談支援機関や関係機関との連携>50件

- （自立相談支援機関）
 - ・生活保護事業の支援対象者を定期的にモニタリングすることで、家計改善支援事業の支援につなげている。
 - ・債務や滞納、収支バランスが崩れたているであろうと判断されるケース等において、家計相談を通じて支離感を行っている。家計相談により収支の見える化を図り、本人と支援者がお金の流れを把握することができ、解決への出口が見つかる場合がある。
 - ・希望される相談者は、自立相談支援と家計改善支援が同一法人、同室内にて実施されているため、家計改善を実施する相談者と家計改善支援によっては、また、関係機関間知識を行いう中で必要に応じて、関係機関や本人へのアドバイスでの相談を実施しているため、アドバイス対応を希望する関係機関や相談者からの相談に可能な限り対応している。
 - ・生活保護事業において家計に問題があると感じる相談者に対して、積極的に利用を勧めている。
 - ・自立相談支援事業における家計改善支援の場合には、必要とする相談員が判断した場合には、専門性で必要性を説明し相談に入る。
 - ・自立相談支援事業における家計問題がある場合は、家計改善支援担当も同席する等、複雑化しないよう早い段階から状況把握及び傾つなぎを行う。
 - ・自立相談支援事業における家計問題が必要と見込まれる場合は、家計改善支援員が可能な限り同席し、早い段階から状況把握及び傾つなぎを行う。
 - ・初回相談の段階で、家計改善支援担当が対応する場合、家計改善に因縁につながられるようにしている。自立相談支援相談員が対応されるための支援を実施し、家計改善事業の理解を深める研修をスキルアップの取り組みを行っている。
 - ・自立相談機関とのこまめな情報共有等、機関会議等でのアピール。
 - ・必要性がある方には、家計改善支援実施日に面談日を調整し、できる限り初回面談日から自立支援員と家計改善支援員が対応する。
 - ・自立相談支援機関との事例交流などを積極的に取り、連携強化に取り組む。
 - ・自立相談支援相談してきただけでなく、家庭内問題を抱えていることが多いため、その相談者の立場の変化の聞き取りを丁寧に行い、家改善支援がどのように進めていくかに進めていく。
 - ・自立相談支援機関における初回インテーク、セスマントで必要性を感じた場合は利用を速やかに進めていくが、「まずは事業の内容説明だけでも聞いてみませんか。やつぱりいいや、と思つたらそれで構いませんから」と伝え、抵抗なく受け入れてもらえよう工夫している。
 - ・自立相談と連携し、複数名の支援者で役割分担しながら対応している。また、専業準備支援事業の対象者に「お金に関する勉強会」などを開催し、相談者自身が家計管理についての知識を身に付けられるような働きかけを行っている。
- （生活保護・福祉事務所）
 - ・生活保護からの積極的なつなぎ（相談後のつなぎ、自律後の安定に向けたつなぎ）
 - ・被保護者就労準備支援事業者や子どもの学習・生活支援事業者と連携し、両事業の利用者を対象とした出張セミナーへ相談会を行っている。
 - ・自立相談支援員による、インテーク段階から家計相談支援員が面談に同席するなど、相談者の家計に対する課題の把握に努めている。
 - ・初回相談から家計相談員が同席することがある。
 - ・自立相談支援機関と同事業所に委託をしており、家計の課題は多くのケースに内包されているものであるため、初回相談から家計相談員が対応する場合もある。
 - ・生活保護事業者への家計相談も行い、生困→生保への連携がスムーズにできるようになつた。市役所内の収納・収税係員部門にチラシで周知したこと、それぞれの部門から滞納者の情報提供や情報依頼が入るようになつた。

- （社会福祉協議会）
- ・日常生活自立支援事業との一体的な実施
 - ・貸付担当との連携や情報共有を日頃から行っている。
 - ・生活福祉資金や社会福祉協議会の貸付の相談時に、家計に問題があると判断した場合、貸付と同時に家計相談から家計相談員が対応する場合もある。
 - ・貸付事業担当、日常生活自立支援事業担当と連携し、家計改善の必要がある方にについてつなげようとしている。
 - ・委託先の社会福祉協議会と情報共有を行い、対象者の幅り起こしを行っている。

- ・社会福祉協議会における貸付事業の相談時において、家計改善支援事業の利用を促すなど、多事業との連携の検討を行っている。

<p>（税金担当）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税金等の滞納者を、税部課が入り口となり、生活再建に向けた相談につながるように連携を図る。 ・納稅相談で役所の納稅課へ来庁した方へ、家計改善支援事業を紹介して頂くようとしている。プランを立て終結した方で特に見守りの必要な世帯へは連絡を入れて状況を伺うようにしている。 ・市の健養管理室や他の行政との連携 ・自立相談支援窓口や納稅課との連携 	<p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政の住宅担当課等との連携を強化している ・各種金融機関や行政機関等へ事業の周知を積極的に行っていている ・府内の関係部署に制度・事業内容を周知し、連携して支援対象者の発見に努めている。 ・関係する支援機関へ事業を周知（地域包括等） ・民生児童委員協議会へ家計改善支援員の参加 ・住居確保給付金の申請の際に有効性を説明し、利用を促している。 ・地域包括支援センター等、関係機関と連携し、他の福祉サービスの利用者から、家計改善支援が必要と思われる方をつないでいる ・様々な相談を受ける中で、一貫して何等か懸念や恐れのある状態にある相談者へは一律に家計改善支援事業を案内・連絡する ・センターエ内で北海道財務局多重量能相談窓口の出張相談会を定期開催（コロナ前）。 ・弁護士貧困問題等対策委員会所属の弁護士との情報交換会、協議を定期開催し、債務整理等事件処理の連携強化。 ・具体的な成果や結果を出せるよう、専門機関（弁護士、消費生活センター、商工振興課、社会保険労務士など）とのネットワークを広げていき、結果につながるようになりたい。 ・行政権取部門や福祉部局等各課への事業周知理解。民間のHPやケーマネやMSW等職能団体への事業周知に努めている。 ・広域実施参画自治体担当者を参考した運営会議を定期的に開催
<p><事業周知（広報・パンフ・リーフレット・HP等）>29件</p>	<p><事業周知（広報会議）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットを関係機関へ設置したり、自治区へ配布することで、支援内容を周知している。 ・家計講座を実施して、個別相談から家計改善支援事業の利用者拡大につなげている。ふくしまよりに掲載。 ・各種金融機関や行政機関等へ事業の周知を積極的に行っている ・貸付担当との連携や情報共有を日頃から行っている。 ・支援機関と連携し、チラシ等の設置を実施している。 ・府内、上下水道局、電力・ガス会社等にリーフレットを配置し広報 ・周知により、各部門機関からの紹介が増えている。 ・家計セミナーの実施。 ・高齢者向けチラシによる周知と包括でのケーマネ勉強会での説明。 ・民生委員、地域包括支援センター、障害者自立支援協議会等での事業の進捗、課題発見・解決に取り組んでいる。 ・パンフレットの作成。 ・労働準備プログラムや市民講座等で「家計を把握することの大切さ」をテーマに講演 ・啓発チラシを作成して関係機関、団体へ配布。含むせて連携できるように依頼。 ・相談業務の案内やチラシを市内の公共機関、民間施設に配布。 ・市民向けリーフレットの作成。市民向け壁紙の実施。自立相談支援機関、職員向け研修の実施。 ・行政権取部門や福祉部局等各課への事業周知理解。民間のHPやケーマネやMSW等職能団体への事業周知に努めている。 ・市役所内の取締・収税係員部門にチラシで周知したところそれぞれの部門から滞納者の情報提供や情報依頼が入るようになつた。 <p><賞付からのつなぎ>13件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付だけでは家計改善が出来ないことを利用して、家計の利用が貸付の前提であることと、基本的にはしている。 ・生活福祉資金や社会福祉協議会の貸付と同時に問題があると判断した場合、貸付と同時に ・対象者には積極的に支援を提案している。

- ・生活福祉社資金担当者との連携（ニロナ特例貸付も含む）
- ・生活福祉社資金等の貸付事業での丁寧な聞き取り及び面談と、その後の方針をしたい方へ対応
- ・CSW、貸付事業などと連携し、生活保護に拒否があり、自立をしたい方へ対応
- ・社会福祉協議会における賃宅住居事業の相談扶助金の申請の際に、家庭改善支援事業の有効性を説明
- ・組合支援資金の貸付申請者の申で、滞納や債務返済の金額が大きいなど
- ・整を実施している

説明会・研修・講座・セミナー等>9件

- ・研修等で事業の説明をしている。
- ・相談支援員、ケースワーカー、民生委員向けに事業説明

卷之三

(六) 実行のための組織と運営方針(主に国や地域を対象とする)

12 (5) 家計改善支援事業の利用者を増やすために国や都道府県に求める施策（調査票 p31）

＜相談員研修の拡充＞13件

- ・家計改善は困難者支援の要であり、担当者以外の相談員においても研修の機会があれば、年一度から月1回相談支援事業の担当となった職員が社会福祉協議会が実施している研修に申込をしたが、申込者が多いとの理由で補欠もつかないとなり受講できなくなってしまった。自治体として受講したことのない自治体を優先することであつたが、もう少し参加可能人數を増やしてほしい。
- ・家計改善支援員に対して、なるべく多くの者が国の研修を受講できるよう、受講枠を広げて欲しい（相談支援員、主任相談支援員も同様）
- ・福利的な支援を必要とする相談員への金銭管理の方法が学べるような事務員研修をしていただきたい。
- ・全国の研修会を希望する相談員が全員受講できるようにしてほしい。県単位によるスルーバイザー付きの例会研修の実施。
- ・家計改善支援に特化した支養員側の定期的な研修、事例交流機会の提供。
- ・コロナウイルスが収束した後にでも、「家計改善支援事業」に焦点を当てた研修があれば受けたい。2年前の研修は抽選により受けれることができなかった。自立のための研修の様にどの自治体も受けられる工夫があると良い。
- ・家計改善支援員のスキルアップ研修。都道府県内下での家計改善支援員の定期的なネットワーク会議（情報交換会）

性13 > 錄廣

- 一般的な認知度の向上
 - ・家計管理ができる、困難に繋がっている人は多く存在するとと思われる。相談の中には、気軽に家計相談ができる機関があることを知らなかったとの声を聞くことがある。そのため、家計相談（自立支援機関）が多くの人に広く周知されるよう努力してほしい。
 - ・「家計改善支援」という事業があることにについて、「生活困窮者自立支援」同様に周知を継続することが、利用者層に対するものと思われる。
 - ・相談の具体例を示し、相談の開口を広げていくこと（例：多重債務の解決、税の滞納、家計の未把握、なんとかお金が足りない、支出が大きいものがわからぬいの見直したい等）が利用者にとってイメージしやすくなるのか。
 - ・生活困窮者支援の施策の一環として、本事業をしっかりと広報していただきたい。
 - ・例えば、緊急小口資金、総合支援資金の案内に合わせて本事業をPRしていただければ、利用者の今後の家計改善につながる可能性があることと思われる。
 - ・社会保険労務省による運営ができる家計相談支援事業の制度周知と理解向上・消費者問題部局との連携による消費者トラブルの情報共有（マルチますがない簡単など）。
 - ・支援ツール入力の簡素化・家計改善支援事業の利用者は本来増えない方がよいが、法的措置になってしまふ前に早めにつながることが大切であるため、周知活動が必要であると感じる。
 - ・学年等で金銭債務を学ぶ機会を作る。"
 - ・若い方で多重債務を抱える方が多い。カードローンやショッピング等のしおぎで返済できなくなる前の段階で、家計相談ができると良いに留まることが大事である。広告媒体等を活用した PR ができるのか、心理的抵触の多い方の開拓が大変であるが、安心・安全・信頼感が持てば、家計改善支援と共有できるうなスマートアブリが良い

一級付制賃上令ナサナガ主攝 > 8 件

- ・個人の希望に照合して、保険料を支払うべき保険料
- ・個人の希望は叶うため、その後の支保
- ・改善支保事業の利用を必須にす
- ・自ら家計改善をしたいと思ひま
- ・なんど、何かの賃貸制度によ
- ・家計に問題があるとと思われる相
- ・わなない場合に利用を拒否する者
- ・一職員が対応するのに限界数はほ
- ・接事業を専ら使うように定めるなど
- ・家計改善支援事業専用の賃貸するメ
- ・生活保護には家計調査に協力す
- ・つがけに始める人は増えと思

・世帯で改善に向けて頑張っています

自ら交渉調整会議に、関係機関の参加があれば、個々のケースで連携が可能だと思う。
・就労準備支援事業との連携や金銭教育に対する支援

・公租公課に関する

- ・優先されたことであって、なるべく多くの者が国での研修を受講できるよう、受講枠を広げて欲しい（相談支援者支援員も同様）
- ・相談支援を必要とする相談者への金銭管理の方法が学べるような事務員研修をしていただきたい。
- ・全国の研修会を希望する相談員が全員受講できるようにしてほしい。県単位によるスーパーハイサー付きの事例研究会の実施。
- ・家計改善支援に特化した支援員側の定期的な研修、事例交流会の提供。
- ・コロナウイルスが収束した後에서도、「家計改善支援事業」に焦点を当てた研修がされば受けたい。2年前の研修は抽選により受けれることができなかった。自立の研修の様にどの自治体も受けられる工夫があると良い。
- ・家計改善支援員のスキルアップ研修。都道府県内下での家計改善支援員の定期的なネットワーク会議（情報交換会）

卷之四

- 一般的な認知度の向上
 - ・家計管理ができる、困難に繋がっている人は多く存在するとと思われる。相談の中には、気軽に家計相談ができる機関があることを知らなかったとの声を聞くことがある。そのため、家計相談（自立支援機関）が多くの人に広く周知されるよう努力してほしい。
 - ・「家計改善支援」という事業があることにについて、「生活困窮者自立支援」同様に周知を継続することが、利用者層に対するものと思われる。
 - ・相談の具体例を示し、相談の開口を広げていくこと（例：多重債務の解決、税の滞納、家計の未把握、なんとかお金が足りない、支出が大きいものがわからぬいの見直したい等）が利用者にとってイメージしやすくなるのか。
 - ・生活困窮者支援の施策の一環として、本事業をしっかりと広報していただきたい。
 - ・例えば、緊急小口資金、総合支援資金の案内に合わせて本事業をPRしていただければ、利用者の今後の家計改善につながる可能性があることと思われる。
 - ・社会保険労務省による運営ができる家計相談支援事業の制度周知と理解向上・消費者問題部局との連携による消費者トラブルの情報共有（マルチますがない簡単など）。
 - ・支援ツール入力の簡素化・家計改善支援事業の利用者は本来増えない方がよいが、法的措置になってしまふ前に早めにつながることが大切であるため、周知活動が必要であると感じる。
 - ・学年等で金銭債務を学ぶ機会を作る。"
 - ・若い方で多重債務を抱える方が多い。カードローンやショッピング等のしおぎで返済できなくなる前の段階で、家計相談ができると良いに留まることが大事である。広告媒体等を活用したPRができないか。
 - ・心理的抵触の多い問題であるが、家庭問題や周知啓発できるツール、家計改善状況を支援者と共有できるうなスマートアブリが良い

一級付制賃上令ナサナガ主攝 > 8 件

- ・個人の希望に照合して、どの程度の支給額が受け取れるかを算出する
- ・個人の希望は叶うため、その後の支給
- ・改善支給事業の利用を必須にす
- ・自ら家計改善をしたいと思ひな人など
- ・何から給付制度と思われる相手
- ・家庭に問題がある場合と思われる相手
- ・わが家の場合に利用を拒否する者
- ・一職員が対応するのに限界数はほんんど
- ・家計事業を専用に定めるなど
- ・家計事業を専門事業専用の資金とするメ
- ・生活保護には家計調査に協力す
- ・つづけに始める人は増えると思

・世帯で改善に向けて頑張っていて、が阻害がある。その場合は、世帯の傾向を参考する方がうまい。

自ら交渉調整会議に、関係機関の参加があれば、個々のケースで連携が可能だと思う。
・就労準備支援事業との連携や金銭教育に対する支援

・公租公課に関する

- ・任業事業ではなく、必須事業にしてほしい。
- ・必要な利用者には支援を必须にするなど、義務化する手段が必要
- 1. 貧困の連鎖を断つため、困難家庭で育つ子どもたちを対象にお金の教育や勉強会などが必要であると思われる。行政からの情報や連携しての開催が可能であれば生活保護からの自立にもつながるのではないかだろうか。
2. 生活保護申請前や保険脱却の方に家計相談を必須とすること。
- ・必須事業化により、国庫支出割合を高め、体制整備を充実させてほしい。

6

IV (2) ② 社会参加や就労支援における協力事業所・団体等の開拓の必要性を感じ、具体的に取り組んでいる場合、主な取組内容と効果があると思う手法（調査表 p35）

企業等へ訪問・丁寧な説明>32件		具体的な取組内容		効果があると思う手法	
各団体等への個別訪問、労働受入の促進に向けた会議の開催など	訪問依頼	取組を地道に続けていくことが重要と考える。	取組を地道に続けていくことが重要と考える。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
社会貢献活動で地域に貢献している企業・事業者で、市商工部局に登録している企業・事業者へ郵送にて周知・参加登録の啓発をしている。	事業所としてのメリット強調（社会貢献活動の一環）	公共職業安定所の求人情報を選定し、無料職業紹介事業を通じて応募の調整をしていく。	公共職業安定所の求人情報を選定し、無料職業紹介事業を通じて応募の調整をしていく。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
社会参加、協力事業に対する呼びかけの広告を作成し、広告を活用し、求人のある会社を訪問。活動の説明を行い、参加、協力の協同を促した。	直接訪問による協力依頼	ホームページ等で地域貢献を掲げている、または、目指していると掲載されている事業所は比較的関心をもつている。	ホームページ等で地域貢献を掲げている、または、目指していると掲載されている事業所は比較的関心をもつている。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
市内にある企業・事業所への声かけ	実際のところでの開拓につながる	実際のところでの開拓につながる。	実際のところでの開拓につながる。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
事業所訪問や電話での開拓。利用者と事業所の双方の意見を聞き調整。実施期間中、終了後も双方のフォローを実施し定着支援に取り組んでいる。	事業所訪問制度の趣旨説明	事業所開拓は相談者の多様なニーズについて受け入れ先事業所を充実していく「トータル型」と、相談者の状況に応じより良い受け入れ先を探していった「個別開拓型」の二本立てで、協力事業所を増やした。	事業所開拓は相談者の多様なニーズについて受け入れ先事業所を充実していく「トータル型」と、相談者の状況に応じより良い受け入れ先を探していった「個別開拓型」の二本立てで、協力事業所を増やした。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
自治体の商工担当課、ハローワーク、自立相談支援機関が共同して事業所を訪問し、生活困窮者自立支援制度、共同制度の趣旨説明	友人・知人等、信頼関係を構築している企業や団体等から話ををするよう工夫している	企業等にとってのメリットを伝える。サポートやフレンドリーをしきりにすることを伝える。	企業担当者との関係性を築きながら、ニーズを聞いておこくことは大切であると感じる。対象者の中では企業のニーズが合った様であればマッチングしてみると効果的であると感じる。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
対象者の強みを生かせることができるように、多様な職種での開拓を心がけている。市の福利政策に貢献を得られている企業や事業所を中心に開拓している。	事業の趣旨を説明のうえ協力を依頼する	事業の趣旨を説明のうえ協力を依頼する	事業の趣旨を説明のうえ協力を依頼する	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
市内企業を訪問し、事業の趣旨等で確認し、当該情報を可能な形で共有する	無料職業紹介事業と連携した求職者とのマッチングの可能性を含めた事業説明	無料職業紹介事業と連携した求職者とのマッチングの可能性を含めた事業説明	無料職業紹介事業と連携した求職者とのマッチングの可能性を含めた事業説明	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
依頼する、協力いただける企業については、企業情報や体験できる業務内容等で確認し、当該情報をストックしておける	インターネットやニュースで協力してくれそうな事業所を見つけた場合に、コンタクトをとつて交渉していく。	インターネットやニュースで協力してくれそうな事業所を見つけた場合に、コンタクトをとつて交渉していく。	インターネットやニュースで協力してくれそうな事業所を見つけた場合に、コンタクトをとつて交渉していく。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
定期的な企業訪問と協力依頼	関係機関連携時等において先方の事業所性質や受け入れキャバシティをヒアリングし、諮詢提供を行い、開拓を行っている。	関係機関連携時等において先方の事業所性質や受け入れキャバシティをヒアリングし、諮詢提供を行い、開拓を行っている。	関係機関連携時等において先方の事業所性質や受け入れキャバシティをヒアリングし、諮詢提供を行い、開拓を行っている。	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
定期的に開催する市議会へ委託	定期的な企業訪問と協力依頼	定期的な企業訪問と協力依頼	定期的な企業訪問と協力依頼	事業者と接する機会を増やすことによる効果	事業者と接する機会を増やすことによる効果
過去につながったことがある団体等へアプローチ>22件	具体的な取組内容	(重層的支援体制整備事業) 参加支援事業(社会福利施設会へ委託)	事業利用者の具体的な希望を把握したうえで、事業所に直面協力の依頼するところの後の利用・雇用につながる可能性のある連携する	事業利用者の具体的な希望を把握したうえで、事業所に直面協力の依頼するところの後の利用・雇用につながる可能性のある連携する	事業利用者の具体的な希望を把握したうえで、事業所に直面協力の依頼するところの後の利用・雇用につながる可能性のある連携する

「その他>39件」
・生活保護になつた後も家計を維持できるようにしていただきたい。
・家計に課題がある場合は、年金の支給を1月ごとの支給にできるようにしていただけると家計管理が容易

<p>労働訓練支援事業を自立相談支援機関に委託し、就労訓練事業所育成員（1名）を配置して事業所の開拓・育成を実施</p> <p>労働準備支援員を中心とし、自立相談支援機関の職員が直接事業所へ交渉している。</p> <p>業務について相談している。</p> <p>委託により令和元年度から開拓事業を実施</p>	<p>相談者と事業所のコーディネートを行うことで両者の負担が軽減できる</p> <p>就労体験事業の必要性や効果を説明し、具体的な就労体験候補者のイメージを伝え、就労体験時の從事業務について相談し、会員などへの周知を依頼することで、困難者支援などに理解のある事業所から協力を自ら申し込んでくれる事例がある</p> <p>事業所から協力を自ら申し込んでくれる事例がある</p>
<p>労働準備支援事業委託先が認定就労訓練事業所開拓員を配置し、就労準備支援事業の受入れ事業所の開拓を行っている。</p>	<p>ハーフワークの求人情報やフリーペーパーを活用して開拓会合・企業訪問で情報収集を行っており、開拓と協力して取り組めば企業の反応は良いと思われる</p>
<p>積極的に協力事業所等の開拓を進めよう、委託業者に指示している。</p>	<p>ハーフワークの求人情報やフリーペーパーを活用して開拓会合・企業訪問で情報収集を行っており、開拓と協力して取り組めば企業の反応は良いと思われる</p>
<p>労働準備支援事業の委託先が、就労体験事業所の開拓を行っている。</p>	<p>ハーフワークの求人情報やフリーペーパーを活用して開拓会合・企業訪問で情報収集を行っており、開拓と協力して取り組めば企業の反応は良いと思われる</p>
<p>委託先による個別求人開拓の過程で、体験先の確保も行っている</p>	<p>ハーフワークの求人情報やフリーペーパーを活用して開拓会合・企業訪問で情報収集を行っており、開拓と協力して取り組めば企業の反応は良いと思われる</p>

<p>個別の支援、地域連携の取組により知り合った企業、団体についての説明を行い、理解をいただいている。</p> <p>他の支援団体（サボステ、青少年支援団体、障害者就労生活支援団体など）と協力事業所の情報を共有しているほか、HWを通じ求人企画に体験の可否を確認している。</p>	<p>中核市でもあるため認定と支譲團體の組立てが同時に見えることにより、訓練事業の具体的な内容を明確に説明できる。</p> <p>他の支援団体（サボステ、青少年支援団体、障害者就労生活支援団体など）と協力事業所の情報を共有しているほか、HWを通じ求人企画に体験の可否を探す。</p>
<p>つながりのある事業所や地域ネットワークなどの参加事業者へ働きかけ、職場見学を実施している。</p>	<p>現在は相手事業者の業務分解をさせていただき、清掃や草刈り、内職等の手が届かないところを充実させることができることを情報共有している。</p>
<p>役場福社担当および社協さんからのつながりで紹介を受けて交渉に行く。</p>	<p>その地域でのキーパーソンから友達の輪で開拓先を探していく。人手不足等、困りごとを抱えている方々を中心に探す。</p>
<p>就労体験等開拓事業を実施中。特別支援学校の生徒の見学や体験を受け入れている等、社会貢献に前向きな企業や事業所を中心と企業開拓などとして、毎週1回において「ボランティアサロン」を開催し、就労には至らないが社会参加を行う機会の創出に努めている。</p>	<p>社会福祉法人などで就労体験ができる仕組み、農業分野との連携。</p>
<p>市・障害の就労支援B型で就労モデル事業を利用し、障害者の就労支援を行っている。</p>	<p>・その地域でのキーパーソンから友達の輪で開拓先を探していく。人手不足等、困りごとを抱えている方々を中心と探す。</p>
<p>市・福祉担当及び社会福祉協議会のつながりで紹介を受けて交渉に行く。</p>	<p>短時間の就労から相談者の能力を見極め、本来の雇用につなぐ。このため、日払いを行いうことが重要となる。</p>
<p>自立相談支援機関が関わった介護事業所、障がい者福利事業所、農家等に体験就労（有償）をお願いしに行っている事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>	<p>・その地域でのキーパーソンから友達の輪で開拓先を探していく。人手不足等、困りごとを抱えている方々を中心と探す。</p>
<p>社会福祉協議会の他事業で開拓を待つた企業や事業所に登録届を提出してもらっている。</p>	<p>・自立相談支援機関が開拓した介護事業所、障がい者福利事業所、農家等に体験就労（有償）をお願いしに行っている事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>
<p>紹介を行い、理解を得て、現場訪問を行い、相談者の就労体験を依頼し承諾された。</p>	<p>・自治体より就労支援を実施しているという農業法人の情報を得て、現場訪問を行い、相談者の就労体験を依頼し承諾された。</p>
<p>紹介（知人、系列店、商工会等）。電話又は、訪問による説明。</p>	<p>・社会福祉協議会の他事業で開拓を待つた企業や事業所に登録届を提出してもらっている。</p>
<p>既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>	<p>・既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>

<p>労働準備支援事業において、就労先や就労体験を開拓している。</p> <p>役場福社担当および社協さんからのつながりで紹介を受けて交渉に行く。</p>	<p>対象者の具体的な人物像や強みを伝え、会社の方にこれまでの状況（自動車免許、車所有の有無）を把握し加がっている。</p>
<p>既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>	<p>既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>

<p>労働準備支援事業において、就労先や就労体験を開拓している。</p> <p>役場福社担当および社協さんからのつながりで紹介を受けて交渉に行く。</p>	<p>対象者の具体的な人物像や強みを伝え、会社の方にこれまでの状況（自動車免許、車所有の有無）を把握し加がっている。</p>
<p>既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>	<p>既に開拓している事業所は143社あり、新規開拓に力を入れるより今ある企業を大切にしている。</p>

IV (3) ③ 認定就労訓練事業所の認定数や受け入れ実績を増やしていくにあたり 国や都道府県に求める施策 (調査票 p36)

募集している中小企業をピックアップして当事者に選択してもらいたい営業を行う。 就労準備支援事業対象者が希望する職種に応じて開拓を行なう。	現協力事業所から情報提供を行う
現協力事業所などからの情報提供も受けたうえで開拓を行なう。	現在の協力事業所は清掃などの業務に限定されてしまうので、多くの利用者は容易ではないが、日頃より地域の社会資源とのコミュニケーションを取り、情報を得ておくことが必要。
利用者が希望する職種を体験できる法人を開拓した。	対象者が希望する職種や就労先に就労体験や見学の依頼を行なう。承認されたらすぐに紹介し、受け入れてもらうこと
社会参加希望者（ひきこもり、長期求職者の）の希望職種等を把握し、可能な限り希望に沿った仕事がある事業所を訪問し、本人の状態を説明した上で面接採用を検討してもらっている。	社会参加希望者（ひきこもり、長期求職者の）の希望職種等を把握し、可能な限り希望に沿った仕事がある事業所を訪問し、本人の状態を説明した上で面接採用を検討してもらっている。
就労準備支援事業所において、利用者が行なうべき場所での開拓を行なっている。	ニーズに応じ、体験就労したい事業所を訪ね体験就労に対し、協力を要請している。
＜共同・広域での取組＞4件	
具体的な取組内容	効果があると思う手法
大阪府が窓口となり複数の自治体が共同で事業者と委託契約を締んで実施している。	一
都の広域支援事業（同一法人）で開拓した事業者情報を通じて就労訓練アドバイザーの配置	一
＜その他>10件	
具体的な取組内容	効果があると思う手法
まずは相談者を実際に事業所に働きかけを行っている	相談者の定着支援を通じて、相談者と事業所との関係の構築が実現しており、事業所に対し丸投げ体制が導かれたぶん相談者の受け入に効果を感じている。
事業所として企業から内職作業を請け負い、インセンティブ付きの就労体験を実施。	求人情報や企業情報から協力事業所の候補を見つける。こちらから出向いて事業について説明する時に出し、こちから出向いて事業所への働きかける。
定期的なボランティアとして、アセスメントの場として活用している。	定員をもとに、開拓・事業説明し、ボランティアにつける。
"地区の特産品であるドジョウ養殖のための準備（圃場整備）農園（個人、法人どちらも）での就労体験"	受け入れて下さる企業や個人に対して、定期的に訪問し合いさつをおこなう。
年に1度のマラソン（ハンドメイドマルシェイベント）を開催	イベントで協力事業主のブースに1日だけの販売体験後、実店舗での体験活動につなげていく。
長野県で実施している「ブチハイド事業」の推進に併せ実施している。	人手が足りなくなつて困っている事業所への働きかけ。

＜受入側へのインセンティブ>25件	<ul style="list-style-type: none"> 受入事業所に対する金銭的インセンティブ 受け入れることのメリットが感じられる金銭的補助や、開拓を行う専門人材の拡充、派遣 認定先に対し、メリットやインセンティブ等新たな制度創設を期待したい。 事業者が認定を受けるメリットが不足（税の優遇など）ことよりも内容的にはそつ大きめリットと言えないので 利用者受け入れ事業所に対して上記のようなメリットを増やすこと、および立ち上げ支援並びにフォローアップ支援が必要だとと思われる。 認定就労訓練事業所の受け入れ先にメリットがあるようないが、助成金があるなどがあると企業等が開心を持つのかもしれない。 受け入れ事業所の具体的なメリットの創出（交通費や金銭的インセンティブへの補助） 何かしらデリケートな事情がある人を受け入れるには、負担や責任も伴うものなので、直接的ではあるが、金銭的な事入りは結果に大きく響くと考える。 企業・団体に対する認定就労訓練事業の周知、受け入れ企業に対する助成金など 税制上の優遇措置はあるが、普及目的とする株式会社は福祉と利潤追求の両立が困難な様子がある。
＜手続き・窓口全般に関する仕組みの変更>9件	<ul style="list-style-type: none"> 利用実績を踏まえたうえで、各都道府県にTOKYOチャレンジネットのような形で受付、調整窓口を作り、そこに自立相談支援機関から利用希望者を紹介するだけの流れにしてはどうか。 対象者を受け入れると決めた時点で認定申請しても前に合う等、どの事業所、企業でもすぐに対応できるよしならしくみ ハローワークと連携できる組みや補助金があると良い。補助金の場合は、あまりハードルを上げないでほしい。要件の周知が必要。 障害福祉に比べ、生活困難者や生活保護受給者の就労に関する施設は足りていないと感じる・同じように「因りり感」を抱えながら懸命に生きる人々に対して活用できる事業を期待 認定手続きのオンライン化等、申請のハードルを下げる対策の検討 専門人材の派遣、交通費、賃金の削減しや送迎のための予算 制度整備に関する人・モノ・カネに関する総合的な補助等の支援。 一定の実績を踏まない場合は、認定を取り消すなど、認定事業所の室を高める取組を行って欲しい。
＜事業の周知・啓発>7件	<ul style="list-style-type: none"> 認定就労訓練事業内容の周知。事業所が困ったときに気軽に相談できる相談先の情報提供。 認定就労訓練事業の相談窓口等を行なうに働きかけて欲しい。 県と市（委託先）が連携して、商工会等に制度の啓発を行う。 認定就労訓練事業所の受け入れ先にメリットがあるところがわかると企業等が開心を持つか思はない。 認定就労訓練事業の利用者向けパンフレットや広報誌などの作成。 企業・団体に対する認定就労訓練事業の周知
＜利用者へのインセンティブ>7件	<ul style="list-style-type: none"> 生活中に困窮している方が多いので、金銭的な支援が必要である。 訓練者への手当の支給 受け入れ事業者の確保もされることながら、参加する生活困窮者についても、交通費や就労收入の確保ができるまでの支援策が必要だと考える。 若者サポートのようないか形で、いくらか就労体験の費用がでる仕組み。 就労訓練に際しての交通費の補助 対象者へ就労意欲を向上させるよう金銭的な支援（日当や交通費の支給）
＜専門人材の確保>5件	<ul style="list-style-type: none"> 開拓を行う専門人材の拡充、派遣 認定制度の周知やコーディネートする専門人材の育成、確保が必要と感じる。 就労訓練事業所の開拓を行う人材を増やす。 受け入れが通常業務を行ながら訓練も進めていくことは、負担が大きいのではないかと思うので、プラン策定やアクセスメントの支援や評価方法等の支援を伴走的に行なう支援者があれば

図IV(6)④ 生活困窮者の就労支援を推進するにあたり国や都道府県に求める支援内容(調査票p38)

7 【保護】コロナ禍に伴う相談体制の強化等の取組状況

<p>Ⅱ 3 (1) ② 「取り組んでいる・取り組んだ」取組のうち、特に果がった取組について (主な意見) (調査票 p7)</p>
<p>1. 要保護者に対する面接相談の相談員の雇用 (34)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員数は増加しており、相談者への丁寧な対応及び現業員の業務負担軽減のために効果をあげている。 ・専門的な見地から相談にのれる。ケースワーカーが相談業務から外れたため、ケースワーカーの時間が確保につながらった。 ・生活保護、困窮支援両方の支援経験のある面接相談員を雇用・配置し、コロナ禍における諸制度の説明、案内において効果的な助言や援助が行われている。 ・要保護者に対する面接相談の相談員を雇用することにより、3倍に増大した相談件数に対して申請などを迅速に対応することができた。 ・他法的施策の活用助言や、機関連携など、より専門的な知識をもって包括的に要保護者への支援を行うことができるようになつた。
<p>2. 保護決定事務処理を行う職員の配置 (7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護決定を行いう上での必要な調査を専門の職員を配置することで、地区担当 CW が各ケースに対してより丁寧な対応ができるようになつた。 ・世帯の変動等により資産(不動産)保有台帳と実態とに乖離が生じていたものについて、実態に応じた台帳に修正することができた。また、医療扶助の登録等を CW に代わって行うこととで、CW が面接や電話業務に集中できる時間が増えた。 ・要保護者に対する受付職員を配置することで、速やかな訪問調査や金融機関への資産調査が可能となり、適切な保護を確実に実施することができた。
<p>3. 就労支援等の補助業務を行う職員の配置 (48)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会計年度職員の就労支援員を配置し、稼働年齢層を中心巡回相談を実施するとともに、就労に関する助言・指導を実施している。それにより、被保護者に能動的な求職活動の動きがみられており、就労に結びつくケースがある。 ・就労支援専門員による面接相談を通じて被保護者の特性見極めが行われ、課題の洗い出しや早期就労への一助となっている。 ・ケースワーカーの就労指導を補佐し、求人情報の紹介、定着支援、履歴書作成指導など細かい細かな支援を実施し、就労に結びついでケースが多く、また短期間での離職が減少した。 ・就労支援員を 2 名配置し、被保護者に求職活動支援及び就労後の定着支援を行っている。 ・会計年度職員の就労支援事業を継続して実施した結果、支援者が就職に起因して保護廃止に至ったケースに一定の効果があった。 ・ハローワークへの同行支援を行い、効果をあげている。ケースワーカーが自身の仕事により車両で、担当する被保護者への支援に時間をかけることができた。 ・就労支援専門員による面接相談を通じて被保護者の特性見極めが行われ、課題の洗い出しや早期就労への一助となっている。 ・ケースワーカーの就労指導を補佐し、求人情報の紹介、定着支援、面接指導、履歴書作成指導など細かい細かな支援を実施し、被保護者に能動的な求職活動の動きがみられており、就労に関する成果があつている。 ・就労支援を行った者のうち約 4 割の就労に結びついた。 ・就労支援員を 2 名配置し、被保護者就労支援事業を継続して実施した結果、支援者が就職に起因して保護廃止に至ったケースに一定の効果があった。 ・ハローワークへの同行支援を行い、効果をあげている。ケースワーカーが自身の仕事により車両で、担当する被保護者への支援に時間をかけることができた。
<p>4. 就労支援等へのインセンティブ>12 件</p> <p>＜利用者へのインセンティブ>12 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そもそも生活困窮者に対する就労意欲がないものが多いため印象がある。また、希望職種にこだわりがあるものもある。就労支援を受けた結果、就職につながった場合などに、目に見て利用者にメリットとなるものがないと、就労率はあがらないと考える。 ・職業訓練機関が何らかの形で扶助費を支給できる仕組みがほしい（食費など） ・職業訓練機関（多様な職種）の開発と訓練期間中の生活費の給付と訓練先が身近な場所でアクセスが良いなど支援内容の充実をして欲しい ・就労の意欲があつても状況が悪化し、交通費・通信費・通学手段が少ない企業への応募が内定の段階で通り信手段の貸し出しを行なうことができれば、就労意欲も高まるため。一時金の貸付事業が基盤自治体で取り組みやすい環境を検討してほしい。 ・職業訓練を受けた生徒に対する経済的支援（交通費、食事代、工具等） ・就労時間の活動（1～2時間）をすることで、賃金がもたらえ、雇用の場に徐々になれていく新型コロナウイルスワクチン接種を早く打てるようにしてほしい。 ・交通費の補助・就労準備支援者（委託先）についても新たな扶助金や税等の優遇措置等おいてほしい。 <p>＜受け入れ企業へのインセンティブ>12 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間的就労や就労体験事業所に対する税制面での優遇措置や給付金の支援。 ・障害者雇用の際に雇用主に対する助成金、補助金が交付されるが、生活困窮者雇用に対しても同様の助成金などを希望 ・ハローワークだけでなく、協力してもらえる企業の開拓。協力企業に対する補助金や税等の優遇措置等おこない、協力してもらえる企業が増えるようにしてほしい。 ・雇用支援策において生活困窮者や生活保護受給者を雇用した場合に、補助金が支払われるような仕組みを設けてほしい。 <p>＜その他>27 件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国や都道府県の内部が縦割りとなっているのに、自治体には内部の連携を図るよう制度設計されても実現は困難であることから、まずは国や都道府県の部局間で意思統一を図つてしまい、 ・コロナ禍において、就労のみならず居住ニーズが今後ますます拡大すると想定する。 ・既に都道府県とは連携しているものの、居住支援法人先獲得やネットワークの構築についてより一層の強化を図るためにの支援など。 ・即効性が求められると思うので、週払いや日払いでの雇用が可能。また、送迎などの企業の求人の把握や紹介に努めてほしい。 ・職業紹介（無料・有料問わず）の許可を有する事業者と自治体の連携の推進を図る

- ・週1日ハローワークの出張相談の活用及びリモートワークへの求職活動同様などにより、求職中の生活保護利用者の自立に向けた支援につながっている。
 - ・労働支援員の配置により、単なる求職活動にとどまらず、障害要因の整理を含めた寄り添いの支援ができるている。
 - ・労働局勤務経験を持つ専門員を1名配置し、専門知識と経験を生かした被保護者からの求職相談受付、就業実現のための支援・指導、求人情報の提供等を実施。

4. LINEを活用した相談支援（2）

 - ・新型コロナウイルス感染症によっては、家庭訪問を自粛する期間があり、被保護者の生活状況の把握に苦慮する面があったが、電話や、場合によつてはメールにより連絡を取ることで、状況の把握に努めた。
 - ・電話を活用した相談支援：家族の状況や希望の確認について、速やかな相談や支援が可能だった。

5. 電話・メール・SNS（上記4を除く）などを活用した相談支援（28）

 - ・電話による移動時間短縮で、相談時間にゆとりがあり出来、新型コロナウイルス感染を気にすることなく、気軽に会話をできた。
 - ・電話やメールの活用により、相談者の生活状況を事前に聞き取ることで、来訪時にはスマーズな対応と調査書の提出や、メールによる誓約資料の写しの提出を受けるなど、申請者と接触することなく、申請を受けることができた。
 - ・査定大手のため、電話や、電話等で生活状況を把握したことで、感染不安を訴える受給者のニーズにこたえるとともに、職員の感染防止にも繋がった。

6. 業務負担の軽減に向けたITの導入・実施（訪問記録の作成・収入申告書等の入力など事務処理作業の効率化・軽減等）、業務のオンライン化等の試行的な実施（18）

 - ・ITの導入により、保護費支拂入や訪問記録の作成等がパソコン上で完結し、法務住民も専用ネットワークで繋がるパソコン上ではほぼ完結するようになった。書類の書きき記入や印刷、データファイルの物理的な回付が省略され、事務処理作業の効率化・軽減につながっている。
 - ・（内容）RPAの活用による介護保険料、年金改定の一括処理業務。
 - ・効果：手作業により生じていた7カ月の削減、現業員の負担軽減。
 - ・生活保護システムに電子手帳を導入、台帳移動の負担軽減によりスマーズな決定処理。
 - ・医療要介意見書へのバーコード読み取り導入により、生活保護システムへの入力時間が大幅に削減され、業務負担の軽減につながった。
 - ・Zoomを活用したオンライン相談を実施した。入院中である場合など、対象者が来所することが困難な状況で非常に効果的であった。
 - ・訪問活動にタブレット端末を導入することで、面談中の記録作成が可能になつた。これにより、帰所後の記録作成にかかる時間が短縮された。

7. ひとり親や子どもの学習・生活支援事業への支援の強化（25）

 - ・生活困窮者は「子どもの学習・生活支援事業」において、民間事業による個別指導による学習支援を実施しているが、緊急事態宣言の際には全員高校進学をしている。
 - ・通常であれば、拠点型（高齢者施設等）として対面型での学習支援を実施しているが、家庭での支援に非接觸型での支援を実施するため、ZOOMを活用したオンラインでの学習支援を実施した。対面での支援が困難な中でも、子どもとの状況確認や学習意欲の向上といった効果が見られた。
 - ・進学に無効な世帯についても、学習支援による学習習慣向上により、高校進学の具体的イメージが想像でき、継続学習している。
 - ・新型コロナの影響による休校期間間に「学校に行かない」と勉強方法がわからぬ」といった相談があり、学習支援の積極的利用により学習環境を整備した。
 - ・子どもの学習・生活支援事業において、休校中にオンラインによる学習支援教室を開催した。
 - ・子どもの学習・生活支援事業（NPO法人に委託）、小学4年生から中学3年生を対象に、経済的理由で塾に入れない生徒に、学習塾を実施。負の連鎖の解消。

8. 不安定居住者に対する一時的な居所確保の強化（21）

 - ・社会寮を追加され、それと同時に宿泊料金がさほど手替金もなく時間的にどこかの無料低額宿泊所も受けないへん可であったが、是れがホテルへの宿泊が可能となつた。また外国人などコミュニケーションが取れないので、その受け入れ可能施設の開拓ががない、何とか受け実績ができた。
 - ・本課主導事業と併せ社会福祉協議会事業を活用する事により、中・高年層の雇用就労希望者に対する採用決定までの猶予期間での住居確保に大変有効であった。
 - ・県外の無料低額宿泊所での保護決定及び居所確保を行った結果、運営が成功している。
 - ・支援から自立につながることができている。

8 生活保護受給者に対する専学支援の実施状況

III 2 就労して生活保護が廃止になった方の状態像（代表的なケース）

※回答属性として多い5つの世帯類型ごとに自由記述より主なものを抜粋

同國 - 丰牙 (方王)

同園ひまわりの就職困難

・労意思はあるが、高齢のため就労先が見つからなかった。

：自己肯定感を高め、往々的孤立を防ぎ、社会的支援を得た。

住まいの確保、住環境の整備
・ホームレス状態であったため、住居の確保。

：高齢者でホームレス。住事をなし、身寄りなし。

・本の感覚欲を高めること。
・感動能力があぐくにもかがわい、ずやかの章が無し。

2 の 4

- ・電話が不通（滞納的による）、履歴書、面接の服装など。
- ・反社会性をもつては、明確なルールを守り、自分が直すべき問題に明確な対応をしてしまう。

した。
お

・日本車両側が拒絶してしまった。本人が介入に拒否的であった。

② 芸年，卽自（甲性）

本章の構成・障害等

・持病があるため、就労につけないこと。
・精神障害による精神的不安定。
・精神障害によって、仕事に集中できない。
・精神障害によって、仕事に集中できない。

スレーブのアーヴィング。

・ヘルニア・腰の負担を減らすための運動

・訴えなどもあり採用には至らなかった。

・本人の病状と自ら就職活動の兼ね合い。

<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病や椎間板ヘルニア等の疾病を有していたため、仕事が決まっても継続して働くことができるということと、どの仕事が身体の負担が少ないと考えた。 ・本人の就労意欲が高かつたため、精神疾患（うつ病）によるもののか、家庭訪問時に居留守をすることがありますり、就労指導及び就職活動状況の把握ができないことがあった。
<ul style="list-style-type: none"> ・本人の傷病・障害の状態を踏まえた求職支援 ・医療通院を促し、状況の安定を図ったうえで就労に結びつけること。 ・病気により就労するが継続できなかった。 ・指定難病を患う主の就労支援。定期的な病院受診の指導。 ・高次脳機能紹介、失語症のため、コミュニケーションが困難。
<p>就労（自立）意欲が乏しい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労に対する意欲が低く、全く活動しようとしないかったこと。 ・仕事をすることについて自信がなく、中々応募をしなかったこと。 ・前職を離職してからのブランクが長く、就労に対する不安が強かった。そのため本人への意欲喚起のための支援に苦慮することがあつた。 ・就労に対する意欲に波がある。 ・体調不良、障害要因もなかつたが、就労意欲が低くなっていた。 ・前職意欲が低く、面談のキヤンセルが続いた。 ・低下気味の就労意欲喚起に苦慮。本人の低下気味の活動、求職相談のマンネリ化に苦慮。 ・就労可能な仕事から長期間は離れ知人の仕事を見学・観察して生活をしていた。そのため安定した仕事に就いて保護を脱却しようという前向きな気持ちが全く見られなかつた。就労可能な持病を理由に就職活動をほんんどしない。 ・就労に対する意識及び危機感が不足していた。 ・理由を付けて仕事に行かないことが多い多かつた。また、久勤しても福祉事務所には仕事に行っていると嘘偽の報告がされていました。
<p>本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過剰なプライドの高さで、自分の置かれてる現状を受け入れられず、特定の業種にこだわり続けていた。 ・希望の職種の内定に時間のことを苦慮した。 ・主の車両運転を決心させることに苦慮した。 ・本人が希望する仕事の内容・条件と実際に就労可能な仕事の内容・条件とのギャップ。
<p>就職活動着困難（離退職を繰り返す等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職の経験が多く、履歴書応募段階で不採用となることが多かつた。本人の希望がわからずらく、職の提案が困難であった。 ・いつたん就労を開始し保護停止となつたが、福利厚生部門に相談なく短期間で離職するなど、就労離続に問題があるため、就労を継続できるよう支援を行つた。 ・職場への定着（保護開始以前より職場を転々としていたため）。
<p>低学年や能力不足等による就職困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証以外に特別のスキルがなかつた。 ・理解力の乏しさ。 ・就労意欲はあり直接的に受けているが、数ヶ月間で何社か採用見送りがあり、なかなか定職に就けない期間があつた。
<p>他者との関係性、コミュニケーション能力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者との関係性改善のための自己覚知。 ・知的に問題はないが、悪意が働き、言動の不一致が目立つていて。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度における稼働能力の活用義務に対する理解不足。 ・データ依存症による昼夜逆転生活の改善支援。 ・病状調査では、主治医から就労可能と判断がされたが、主は外傷の後遺症により働く状態にないと訴え続け、納得いかないと他医療機関を受診したり、担当ケースワーカーの交代を要求することもあつた。 ・電話を保有しておらず、求職活動がスムーズにいかない。 ・自己理解不足。職業理解不足。自信喪失、意欲低下。
<p>③ 中年・単身（男性）</p> <p>本人の疾病・障害等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症の既往はあるが、本人が治療に前向きでなかつた。 ・疾病により退職を余儀なくされたことで申請に至つたが、年齢50代半ばに差しかかつていて、就労意欲を高めることに苦慮した。 ・発達障害を理由としたことだわりの強さをいかに克服するか。 ・発達障害を理由としたことだわりの強さをいかに克服するか。 ・職場が土木事務所作業員しかないと、医師より腰痛裏膜後遺症・高血圧により夏場の外作業は注意を要するとの所見であったため、本人の職歴にて夏季期間中に就労できる求職活動を行つた。また単身生活者のため生活習慣の管理・支援を行つた。

<ul style="list-style-type: none"> ・眞面目で人当たりが良いため、周囲から病気や障がいに気がついてもらえない、また本人も障がいをオープンにして就職することに抵抗感があるため、ミスマッチに繋がってしまう。 ・精神科に稼働能力判断を行つた結果は就労可能、しかし、精神疾患（うつ病）によるもののか、家庭訪問時に居留守をすることがありますり、就労指導及び就職活動状況の把握ができないことがあった。
<p>住まいの確保、住環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住まいの確保（保証人がいない）。 ・住まいの確保（公営住宅の空きなし、人口が少なく民間賃貸住宅も極めで少ない）。 ・医療費の支払いや困難により保護開拓となつたが、主の入院に伴い住んでいた寮を退去することになり、退院先が見つからなかつた点。 ・申請直前に自殺未遂まで追い込まれていた。職場の寮を追い出されてしまったため、車中生活となつたため。 ・住居が無かつたため、アパート確保も含めて検討。最終的に寮付きのタクシーカーシ会社に就労した。 ・開始時に住居確保支援や家具什器、布団等の支援が必要であった。
<p>本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の経得する就労先を見つけることが困難であった。 ・就労先（業種、企業）の選定に対するこだわりが強くあり、希望する就労先が見つかるまで時間を要した。 ・本人の希望する職種の求人が少ないので、居住地の交通便の悪さにより就労先が制限される。 ・派遣や日雇い等の不安定就労を好んで行つる。 ・就労自立の意思は強いものの、対象者は正社員としての雇用に拘つたこと。その他の雇用条件に関する拘りも多く、合致する求人がほんの少なかつた。 ・就労意欲はあるものの職種にこだわりがあり、中々応募に繋がらなかつた。 ・非常に高学歴であり、就労に必要な資格取得も行えていたが希望する職種と本人の年齢等のミスマッチ（会社側が若い年齢層を希望、もしくは経験者を優遇することうが多かつた）。 ・非常に年齢が高くなってきており、希望する職種や求人人が少なかつた。
<p>本人の性格（拘束を守らない、助言・指導を聞き入れない等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性格的本性から、指導・助言を聞き入れない事が多かつた。ハローワークの求人は採用までの時間がかかると主張し、積極的にハローワークを利用しようとしないことが少なかつた。 ・約束が守れない、連絡がつかない。そのため、支援が思うように（計画通り）進めることが難しい。 ・就職活動を行ううちも求人申し込みや面接の段階で自らの都合や解釈を言い訳に辞退を重ねられたこと。 ・面談の約束をしてても当日キャンセルをされたり、強引な事を言うが気が弱いところが多い。 ・ケースワーカーの指導指示事項に対し、反発することが多く、1つ1つの事案に対する対応時間が非常に長くなる。 ・当初就労先は自分で探すと言い、就労支援を受け入れようとしなかつた。就労に限らず、少し強めな指導をすると極端な行動をとることがあつた。

<p>就職定着困難（離退職を繰り返す等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人が就労経験できる仕事に就いてもらうこと 就労を開始しても職場でトラブルを起こし継続できない。 本人は自己都合により短期間での就職・離職を繰り返していたので、就労継続することで、経済的自立だけではなく社会的自立にもっといった意識を持つていたことに苦慮した。 内容が聞いていたものと異なる、体力的にしんどい等の理由で、せっかく就職してもすぐに仕事を辞めてしまう。
<p>長期的不就労、就労経験の乏しさによる就職困難</p> <ul style="list-style-type: none"> アルバイトや就労経験の少なさと就労意欲の脆弱さ。 資産家だった父の支援、母の死後は専業で生活していたため、就労したことない。 長期不就労であり、ホームレスで車格段もないとから求職活動時から様々な制限があり、本人のモチベーションの維持などに苦慮した。 一般就労の経験が少なかったために直接や履歴書の書き方の支援から始まつた。
<p>家計管理に課題、債務整理等</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入不明の支出が多く、安定した金銭管理ができない時期があった。 保護を受け前の生活慣習で金銭費消し、生活費の不足を訴えることがあつた。 費用により、就職活動に必要な携帯電話代が払えない。 金銭の計画的消費が不得手。保護費の返済があるも返済困難。 バチカンによる浪費。
<p>収入不安定、低収入等</p> <ul style="list-style-type: none"> 稼働年齢だが自立てだけの収入が得られていない。 1つの仕事では保護降止には至らず、掛け持ちの仕事を見つけてもらうのに時間を要した。 保護開始後、約1年で退院から10か月後に就労開始したものに至るまでの収入は得られず。雇用契約期間満了後、再度求職活動開始し就労決定し、自此に至った。 収入満足に至るまでの収入を得る事ができなかつた。 稼働能力を活用しているにもかかわらず社会情勢の影響により十分な収入を得ることができなかつた。
<p>他者との関係性、コミュニケーション能力</p> <ul style="list-style-type: none"> 就職が決まっても人間関係のトラブルで長く続かなかつたりした。(再掲) 理解能力が不十分。 保護申請の直前に就労した職場の人間関係に悩んでおり、その気持ちを聞きとり、受け止め、次の転職に気持ちを向かわせるのに苦慮した。就労し自立したい旨の発言があつたが、精神的に不安定だつたため、安定してからハローワークに同行するなどして就労支援をした。就労後は定期的に電話し、就労状況や精神状況を開き取るなど対応した。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請時に所持もなく衰弱していた点。 申請時、当市に住民票がなく、居所や自動車も從前住所だったため、調査に時間を要した。 信頼関係の構築。 電話連絡等、主と連絡を取りづらかった。 主に犯罪歴及び社会的暴力に所属していた過去があることから、警察OB相談員と連携し、生活状況確認と助言、指導を行なうことに留意した。 一時生活支援事業所利用後、無料低額宿泊所の利用となつたが、所在が近隣ではなく、訪問のため時間を要したこと。 本人は、学校でのいじめ体験、不登校、実母からのネグレクトなどの被虐待体験があり、そのため他人を信頼せず、何でも一人で処理していく。頻りになる少数民族の死亡、実子との別れなどでつながりを失い、頼る人もいない中で仕事を見つけることができずに1年以上のホームレス経験もあった。そのため頭頑で、支援を受け入れようとする気持ちがほとんど見られなかつた。・傷つき体験があるのに、本人が優柔されだと感じて支援を拒否することがないようにしながら、信頼関係をどう作つていくかに苦慮した。 求職活動に取り組んでいたため、家庭訪問や面談機会の連絡調整が難しかつた。

④ 中年・単身（女性）

<p>就職定着困難（離退職を繰り返す等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の病状が回復するまで、数ヶ月かかったこと。 本人が就職と継続（就労）を両立させることが大変難しいと感じた。 ・人間関係が原因により自己都合の退職をした過去があるため、継続した就労ができるように、本人の意向に沿ひながら就労支援を行つた。 ・就労が定着しない。
<p>本人の疾患・障害等</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の病状が回復するまで、数ヶ月かかったこと。 ・本人が就労により体調不良を抱えること。 ・精神的な不安定さにより体調不良となることが多かつたため、電話連絡を定期的に行い精神的不安を軽減するようにした。
<p>本人の希望や職歴、心身状況等に応じた職種との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> 就労の条件などは理由に応募に適していないこと。 ・支援当初は経験の無い職種を希望したり、仕事よりも余暇活動を優先する言動が見られたが、根気よく生活を立て直す必要性を伝え、徐々に現実的な提案を受け入れられるようになつた。
<p>収入不安定、低収入等</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援開始当初は本人が腰を痛めたりしたこともあり、毎月の就労収入にばらつきがあり不安定であった。 ・そこそこ安定した就労に就けるようになつたが、経済的自立には手の届かない程度であり、そこから自立が見込まれるだけの給与が得られる職業への転職支援に苦慮した。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 申告、報告等に疎忽があつた。 申請時、アルコールと眼鏡の服用により、常にけんか口論であった。 ・資格があるものの、人間関係不和により、階級面接で通らない。面接でうまくいかず自信喪失し、以降悪循環となる。就労支援員による支援は拒否気味で、精神的な拘束し等を行ふ必要があつた。
<p>⑤ ひとり親世帯</p>
<p>本人の疾患・障害等</p> <ul style="list-style-type: none"> メンタル疾患の悪化により就業困難となつたが、本人の再就業への意欲が高く、体調の回復と再就職に必要な技能修得等の就労準備支援の両立に特に配慮が必要があつた。 ・未就学年で離婚のある息子がいること。 ・夫の傷病による介護と就労、子育ての両立。 ・子育てをしながらの求職活動のため、母子福祉専門部局と連携しながら、就労支援員による支援を継続した。 ・母子家庭で育児と仕事を両立させねばならず、理解のある職場を探すのに苦慮した。
<p>家族関係（DV・虐待、家族のひきこもり等を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 元夫からのDVがあり扶養照会をしないよう配慮が必要。 ・元夫による離婚であったが保護命令等の対象ではなく、他方の手続きに必要な書類が整えられず、苦労した。 ・主に万引きの癖があつた。子にひきこもり傾向があつた。
<p>子どもを含む世帯への支援（就労支援を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3人世帯を賄えるだけの就労収入を得ることがなかなか困難であったが、長女が就労（18歳以上になり）したことで、やつと世帯収入が増加。 ・母子家庭のため、子の就労継続支援に介入したかったが、子自身が拒否的であった

<p><保護施設や就労後の見守り・フォローアップ、アウトリーチ、継続的な寄り添い支援、関係機関や社会資源へのつなぎ> (21)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に寄り添つたきめ細やかな支援。 ・要支援者と地域に密着した「伴走型」かつ各制度の隙間を埋めるような「のりしきろ型」の支援。 ・高齢の生活困窮者世帯や生活保護になる可能性のある世帯へのアウトリーチによる支援。 ・安定するまでの見守り（生保廃止後）。 ・対象者への継続的な見守りにより、他の支援機関に繋いでもらう点。 ・ケースワーカーが支援するケース数が増大している中、自立相談支援機関として、社会資源へ繋ぐなど、地域への適度な支援。 ・就労について保護施設となつた世帯の見守りやサポート（就労継続となるように） ・自ら相談に出向かない方へのアウトリーチ。
<p><食料支援> (15)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードバンクによる緊急時の食糧支援など。 ・住居や食料の無い相談者への一時的な支援等。 ・緊急的な支援（住まい、食料等）。 ・緊急時の食料支援など柔軟な支援対応。 ・保護申請から保護決定までの間の食糧支援。
<p><一時的・緊急的な生まいる提供> (13)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時生活支援事業者による緊急的な確保。 ・住居のない生活困窮者に対する、一時宿泊施設の提供。 ・保護申請時から保護費支給時までに家賃滞納等で居所が無い場合に、一時生活支援事業による支援が必要と考える。 ・緊急的な支援（衣食住）。 ・賃貸アパート探しの協力。
<p><日常的な生活の支援（主に日常生活自立や社会生活自立）> (10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立に向けての支援が必要。 ・日常生活習慣の確立。 ・日常生活習慣の確立。 ・日常生活自立や社会生活自立についての支援を、自立相談支援機関がケースとして支援に介入してもらえると、経済的自立の基礎作りができる。 ・ひきこもりの解消（社会的自立）への支援。
<p><子どもの学習・生活支援> (8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困難世帯の子どもたちの学習、生活支援事業の継続実施。 ・進学に向けた支援。 ・不登校や学業的困難な状況により学校生活や学習面での悩みを抱えていることでもへの就学支援、子育てに不安を感じる保護者の支援。 ・子どもの学習支援の必要性を感じる。
<p><ひきこもりの状態にある本人・家族への支援> (6)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり世帯への対応の際の連携。 ・ひきこもりに対する日常生活支援や、就労へ向けたハローワークとの連携による就労支援。 ・ひきこもり支援の所管となるところ。
<p><その他> (23)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームレス、刑務所からの出所者、DV被被害者。 ・消費者トラブルに巻き込まれたのをふせぐための支援が必要。 ・再び生活保護受給者にならないよう、支援制度等の活用の支援。 ・支援困難な受給者に対する支援が必要。 ・個別のケースについて生活困窮者自立支援制度の対象に行っていたケースワークのノウハウを教えてもらう。 ・就労準備支援事業や日常生活支援事業、家計改善事業など、生活保護受給者でも同様の制度が存在しているので、一本化できると事務の煩雜さが解消される。 ・未成年の被保護者に対する支援が必要。 ・包括支援センターや障害福祉サービス対象外の人で、身寄りがない人への見守り。 ・引きこもりや程度の障がいが疑われるケースへの就労可能性、職業適性の専門的な検討。 ・障害者自立支援への申請援助。 ・相談者とのこれまでの接触内容や、ケースに関する情報共有。

<p>・子は身障1級、発達障害を抱えながら高校を卒業し、当市の解体会社に障がい者枠で就労したが、劣悪な職場で体調を崩しきちとなる。子の安全の確保と心身ともに自立を目指し転職活動を行うが、子の心身のフォローと転職探しに苦戦した。</p>
<p>就職定着困難（離職を繰り返す等）、就労意欲の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労意欲が低く、子どもを理由に仕事を休む・辞めることが多いため、勤ましても支えている。 ・就労しても精神的に弱く、長く続かないため、勤ましても支えている。 ・仕事を離職しないように意欲喚起に努めた。 ・就労定着する事が大変だった。 ・就労意欲を持たせること、社会人としてのマナー・ルールを身に付けさせること。
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子のアルバイト收入と合わせて生活保護を脱却できる程度の収入を得られるよう支援する。 ・外国语のため、日本語が分かられない時や理解できていないと感じた。 ・関係機関との連携 ・後間～早期のアルバイトをしていたため、日中に連絡がつかないことが多いことが多く、就労支援事業等につなげまるまでに時間がかかってしまった。 ・離婚に伴う手続き、子育て保育申請等を並行で行つたため、就労関係が後手になつた。 ・幼少期から自立していた経験がない。元夫側から支援不可。
<p>9 【保護】生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性</p>
<p>IV 2 (2) ② 「生活保護受給者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性を感じる」場合 の自立相談支援機関等に求める支援内容について（主な意見）（調査票 p21）</p>

<家計改善支援> (38)

- ・金銭管理が出来ないケースに聞いて、金銭管理を行うことを最も必要としている。
- ・生活保護受給者には債務整理や家計管理が必要な方が多く、一体となって実施さればとを考える。（あくまでも生活保護受給者に対する債務整理の視点）
- ・家計管理についての仕方等のアドバイス。
- ・家計管理からアドバイスではなく、特に金銭の計画的な消費についての援助を希望。
- ・クレジットカードを多用したり、携帯電話料金に月数万円を費やすなど、家計管理能力がなく生活費を圧迫している世帯への家計改善指導。
- ・生活保護受給後も家計相談の必要性を感じる。
- ・債務整理や、消費・無計画の受給者への家計改善。
- ・自立相談支援機関の支援を経て、保護受給に至った者に対する、継続した就労支援や家計改善支援。

<就労支援・就労準備支援（就労先開拓、求職活動支援等を含む）> (35)

- ・就労先の開拓や確保、就労後の見守り。
- ・就労先などの個別求人開拓。
- ・生活習慣の確立、就労意欲増進、自己認識を高め長期的展望を持つためのコンサルティング、具体的な求職活動。
- ・就労支援の技術的助言、情報提供。
- ・就労活動の方法が分らない被保護者が多いため支援を依頼したい。
- ・職場体験を実施するなど、被保護者の状況に応じた支援。
- ・対象者の特性に応じた就労、研修先への検討。
- ・ひきこもり等すぐ就労できないケースに対する就労準備支援事業を行つ。
- ・就労に向けた生活リズムの立て直し。
- ・職場定着支援。
- ・自立相談支援機関の支援を経て、保護受給に至った者に対する、継続した就労支援や家計改善支援。（再掲）

10 【困難・保護】生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ

生活困窮者自立支援制度 相識

NV 2 (2) ② 福祉事務所における被保護者に対する就労支援を含む保健の実施と生活因應

王制序今世译上

- ・本人（世帯）へのアセスメントを行い、本人（世帯）の意向を尊重しながらその人についた自立に向けて支授していくこと。
- ・対人支援であり、利用者の考え方、文化などはよき考え方を尊重する必要がある。
- <相談対応において、**本人の尊厳の確保**（46件）
 - ・本人の尊嚴や幸福追求という視点は同じ目的軸がある。
 - ・機制難解の特徴（尊厳確保や本人の主体性の構築）等を重視している。
 - ・健常で文化的な最低限標準の生活の保障を基礎に、本人の尊嚴の確保を図る。
 - ・本人から支授を実施すること。
 - ・本人自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し尊厳の確保に配慮する。
- <寄り添い相談・対応を行うこと（38件）
 - ・相談者の考え方や意識を尊重し、寄り添った支授を心がけている（19件）
 - ・相談対応において、意の尊重、信頼関係の構築が必要であること（4件）
 - ・相談者の生活状況について丁寧なアセスメントを行って、相談相手に寄り添った支授を実施している。
 - ・インテークからアセスメントにおいて、両制度の担当が行き来する相談相手となり、親身に状況把握と課題整理を行っている。
 - ・支授決定後も他法他施策について、相談支援員、CWの両者がそれぞれ同行援助するなど適切な支授を行っている。
- <ケースワーカー（34件）
 - ・本人へのアセスメントを行い、本人の意向を尊重しながらその人についた自立に向けて支授していく。（9件）
 - ・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している。（8件）
 - ・多様な生活問題の解決に向けた支授の構築。
 - ・相談者の能動性や意欲を面接によつて読み取り、その程度に応じて支援方針、内容を決定する。
 - ・子ども、障害、精神、高齢者、困難者等の面接での対象にならない方が対象。制度の対象外となりやすく、個別の相談や支授が重要。
 - ・生活困難者の専業の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じて、包括的に早期に行わなければならないこと。
- <他制度の活用と有効な情報提供（23件）
 - ・相談者の意向を確認しながら活用できる制度やサービス等について情報提供し、支援につなぐ。（8件）
 - ・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視しており、対象者が必要な社会資源を活用できるよう支授する。（6件）
 - ・各種制度の活用について情報提供、関係機関（医療機関、障がい者支援事業所等）とのネットワーク構築を行っている。
 - ・インフォーマールの社会資源やネットワーク作りが不可欠。
- <相談対応の方法や考え方に関する特徴（17件）
 - ・相談の対象は要否判定に基づき開始されるが、窮屈を原因として生活中に悩む者に対する支援の在り方に違いはない。
 - ・生活保護は定義を生活保護を継続した広義で捉えるならば、入り口である相談者からのインターク、セッションの段階で両者にはない。その後の助言や支授で自立に繋がるか、結果的に生活保護に繋がるかが分かれている。
 - ・生活困難者の支援とという基本的な枠組みは共通しているが、対象者の困難の程度や支授のアプローチが異なるに違いない。
 - ・対人支援現場では大きな違いになっている。
- <支授が生きて困るに困るところ（11件）
 - ・相談本人の自立、自律、生活力（11件）
 - ・両制度ともに経済的困難者を対象としており、要因や要素、総合的に支援する点で共通している。（5件）
 - ・何らかの事情により生活に窮している方を支援対象としており支授対象としているがが多い。
 - ・同居家族や孫娘などの経済的に困る存在が多い。
 - ・対象者は金銭面だけでなく人の関係が困難。
- <その他の人（18件）
 - ・両制度兼務しているため特に意識はない。
 - ・同じ興味あるため、常に情報共有ができる。
 - ・本人の稼働能力や資産状況により、活用が可能な場合は、一旦は自立相談支援機関で相談を受けける。
 - ・連携は密接に基本的に価値と方向性は高い基準で共有できている。
 - ・生活保護にせよ就労による自立にせよ、必要な支援を行っている前提理解が重要である点で共通する。
 - ・個人情報保護法等の法律問題を踏まえ、それとの制約で留意書、申立・公私性の説明。
 - ・利害関係の理解・障がい者扶助や本人の主たる性別等の性別問題を敬意取扱い。

【両制度の異なる点】

<現物・現物給付の有無> (118件)

- ・同じように自立支援を目標とする前に対応しなければならない。また、指導・指示的な対応はできなかった。
- ・困窮者制度では金銭給付が出来ないことが大きいが、その利点として、支援機関と利用者の間に上下關係が生じにくく、維持的な支援、寄り添い支援、アドバイチと言ったきめ細やかな支援を目指すという特徴がある。
- ・生活保護制度では金銭給付を背景に、事業利用に対する同意を得られやすいが、生活困窮者自立支援制度では貸付対象外であったり、貸付目的が達成された後は、支援が拒否されることが多い。
- ・生活保護では金銭給付を受けている中で自立を目指すが、生活困窮者自立支援制度では生活保護給付以外の金銭給付がなく、生活費などのように確保するか、相談者と話し合う必要がある。
- ・生活保護については給付がある反面、権利・義務が明確に位置づけられており、具体的な支援スタンス及び手当はかなり異なっている。
- ・生活保護制度では、少なくとも生活費においては困難しないことが想定されているが、生活困窮者自立支援制度では、生活費における金銭給付はないため、現状に対する危機感や早期に自立を目指すという本人の意欲に差がある。
- ・生活保護制度では、生活費や医療費が確保されているが、生活困窮者自立支援制度では、それが無く、貯蓄を切り崩していった上で食料となる。また、少しずつのステップアップを検討しても、もしかしたら金銭が無い生活困窮者自立支援では、無理ある希望となる場合が多い。
- ・子どもの学習・生活支援事業や就労準備支援事業において、生活保護制度では交通費等の金銭給付を可能としている一方で、生活困窮者自立支援制度ではそれはできないこと。
- ・金銭給付がある中での生活保護受給者に対する就労支援と、金銭余裕がない中での生活困窮者に対する就労支援では支障方法が違う。(ビデオ感)感が求められる。
- ・本人が希望する自立に向けた支援をする際に、生活保護制度では、金銭給付のインセンティブがあり、その目標達成のための指導などもできる。しかし、生困の自立支援においては相談者本人の自立に対する強いだけで目標達成の見通しを立てる必要があるため相談者自身の支援に対するモチベーションが上がらない。
- ・生活困窮の窓口へ訪れる相談者のほとんどがわずかなる所持金しか持ち合わせておらず、自立支援制度では、家賃相当額の支給のみである生活費等の支援はできないため、相談者から求める活動する資金がない旨苦情が寄せられることが多い。生活保護制度は一部金銭給付ができないと考える。
- ・生活費等の経済的保障。通院、就労訓練等に要する交通費等の経費保障。

<指標義務や措置性の高さの違い> (90件)

- ・生活保護制度は法に則った指導・指示を行う機能があるが、生活保護制度では、本人の持つ能力を活かせるように指導も行うこと。
- ・生活困窮者自立支援制度では、主に本人からの申告が原則となるが、生活保護制度では、調査権があり、よりくわしく調査して細かな支援ができる。
- ・基本的に自立相談支援では支援を受けている者が必要な支援を受ける制度であり、生活保護は受給する上での様々な制約や義務が発生すること。
- ・生活保護制度は、その根底に憲法第25条の理念があり、まさに最後のセーフティネットとしての機能を求められている。一方で生活保護法第4条には保護受給の要件を厳しく定めており、権利と義務が明確。
- ・生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者の尊厳を保持し、自立の促進を図ることが求められており、相談者を中心とした指導がある。この違いは対象者の尊厳を保護するためであり、現れる場合がある。
- ・生困制度では、収入や資産の正しい申告、調査も求められるが、因縁制度では、あくまでも本人の希望、同意に基づいた支障などで、家庭改善支援などでは、正直に収入や責務を教えてもらえないとい、有効な支援につながらない場合がある。
- ・就労支援などに關して生活保護は強制力があるが、本人のやる気に左右されること。
- ・生活困窮者自立支援制度では義務が生じる制度が少ないため、支援を継続するには対象者の意思が重要となる。対象者の手中にはこれまでの行動様式を変える必要があるため、自立に向けた気持ちが保てない場合、生活が安定しないまま支援が中止となってしまうことがある。
- ・指導や命令など強制力が生活困窮者にはないが本人の意思決定の選択肢が広い。
- ・就労支援について同じ様に自立支援を目指しても、生活保護制度では活用できる能力があれれば支援が成立しない。(一緒に立場から支援を行うことができない)。
- ・生活保護制度では実施機関は保護の支給内容を判断する立場であり、時には法に基づく指導指示を行う場合もあり、利用者に対して一方的な立場にならざるをいこどもある。

<p>・生活困窮者自立支援制度では、支援者は法に基づく指導指示などをを行う立場ではなく、信頼関係を基礎としてあくまで伴走する立場である。</p> <p>・生活困窮者は所持金がなくなる前に対応しなければならない。また、指導・指示的な対応はできなかったため、望まなければ支援が終了する。生活保護受給者は長期的な計画を立てやすいが、期限を設けていく結果の換気が困難。</p>
<p>・生活保護制度では金銭給付ができるが、生活困窮者自立支援制度では直接的な金銭支援ではなく、生活保護制度をはじめ、他機関へ繋げる支援を行っている。(20件)</p>
<p>・生活保護制度では金銭給付ができますが、生活困窮者自立支援制度では指導ができないため、本人の希望がないといえども就労支援に入ることが導きないこと。(6件)</p>
<p>・本人が支援を拒否した際に関わることが難しくなることで、地域支援へのアプローチ手段や頻度が異なる。</p>
<p>・生活保護制度における支援では、制度に当てはまるかそうでないかが大きいが、生活困窮者自立支援制度による支援においては、対象者の支援プランの構築やあらゆる制度利用の活用を考えいく必要がある点(伴走型)の支援。</p>
<p>・就労等による本立自立支援を目指す点は一致するが、生活困窮者自立支援事業では就労による収入を重視するのではなく、本人の役割・出番を作ることという視点や就労に至るまでの準備に時間を費やすイメージがある。</p>
<p>・両制度とも、継続的な支援や地域づくりとの関係性、チームアプローチの視点を持つが、生活困窮者自立支援制度のほうがその点をより強調意識し支援する。</p>
<p>・福祉事務所が、生活保護の申請・決定を行うことに対して、生活困窮者自立支援制度では、住居確保給付金の措置を講ずる以外は、社会福祉協議会の案内・サポート、福事務所や居住支援法人・法テラスなどの関係機関や民間団体との連携によるところが大きい。</p>
<p>・生活困窮者制度と生活保護制度どちらも自立を図っていく面では同じであるが、家計支援においては、生困者は国が定めた最低生活費以上の範囲で支援ができるが、生活保護受給者は最低生活費の範囲内で家計支援をする必要がある。</p>
<p>・生活保護制度は、窓口まで申請に行かなければならず、困窮のように訪問などの事前相談に対応していない。社会参加支援の視点があまりない。</p>
<p>・公的扶助への依存心の程度> (20件)</p>
<p>・生活困窮者と被保護者では、就労に対する意欲の有無が異なるため、就労支援を行う場合のアプローチの仕方が異なること。(6件)</p>
<p>・同じように自立支援を目指しつつも、生活保護制度では金銭給付ができるが生活困窮者自立支援制度ではそれができないことから、本人の意欲に差が生じる。(5件)</p>
<p>・就労支援、就労準備支援事業においては、生活保護では支障期間が終了して、就職に結びつかなかつたとしても保護費があるのに生活保護の場合は支障期間が終了して、就職に結びつかなかつたと見なされる。(職業選択など)や就労支援(職業選択、面接指導、HW同行など)がなくなりその後の就職が難しくなり、意識が高い傾向がある。</p>
<p>・生活保護受給者の中には、働くのが全くとも生活が成り立っていることから、就労のメリットを感じられない人々や、就労收入を得ることで生活保護が打ち切られる、または保護費が削減されることを恐れている人も見られる。</p>
<p>・生活保護制度では最低限度の生活が維持されることにより、人によっては自立への意欲が薄れてしまうことがあるため、機を捉えた就労支援や他活用の働きかけがより必要となると考える。</p>
<p>・支援に求められる早急さ> (17件)</p>
<p>・生活保護制度では金銭給付ができるため、時間的に余裕があるが、生活困窮者自立支援制度では、それができないため急を要する支援が必要であるということ。(11件)</p>
<p>・生活困窮者自立支援事業では、早期自立が難しく、長期スパンでの支援を要する。</p>
<p>・生活困窮者自立支援制度には、より迅速性が求められている。</p>
<p>・即応の観点からいうと、生計困窮者レスキュー事業のように即日対応が可能となる部分では、支援制度の良い点だと考える。</p>
<p>・支援対象者となる要件の違い> (15件)</p>
<p>・生活困窮者自立支援制度は、生活保護には至らないが生活に困窮している者への支援。生活保護制度は、最後のセーフティネットとしての機能を求められている。(2件)</p>
<p>・生活保護制度では、生活保護受給の基準があるが、生活困窮者自立支援制度では困窮者の明確な基準がないため、どのような内容でも一旦相談を聞く必要がある。また複合的な課題を抱えた相談者が多く課題の整理に時間がかかる。</p>
<p>・困窮者自立支援制度では、支援対象者の属性、求める支援内容が経済的なことなどどちらず、多岐に渡っている。</p>

<p>・困難の原因、生活の阻害要因を明らかにし、解決の可能性とつながりの確認を相談時からいよいよに開き る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人（支援対象者）のできること（ストレングス）の伸長・活用を重視し、できるだけ本人の主体性が発揮されるように工夫しながら支援を行うこと。 ・対象者への支援において、長期的かつ持続的な支援が必要である点 ・複雑な課題を抱える相談者は個別性を重視しつつ、伴走型の支援を行っている。 ・本人の自立に向け、ケースワーカー等が寄り添う姿勢。 <p>・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している（55件）</p> <p>・本人の意向の重視ながら自立のため寄り添う姿勢。</p> <p>・相談について、アセスメントを行い、利用できる社会資源を検討すること。</p> <p>・各種制度の活用に向けた情報提供、関係機関（医療機関、障がい者支援事業所等）とのネットワーク構築を重視している。</p> <p>・本人の意思に基づく判断を踏まえ、各種制度の紹介や輪廻を心掛けている。</p> <p>・どのような制度があるか、相談者に最も適切な支援は何かについて分かりやすいよう、丁寧に説明を行っている点。</p>
<p>・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している（7件）</p> <p>・多様な生活課題の解決に向けた支援の構築。</p> <p>・よりよい相談支援を実施するにあたり、ケースワーカー技術の獲得の必要性が共通している。</p> <p>・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している（5件）</p> <p>・多様な生活課題の解決に向けた支援の構築。</p> <p>・本人の意思に基づく判断を踏まえ、各種制度の紹介や輪廻を心掛けている。</p> <p>・どのような制度があるか、相談者に最も適切な支援は何かについて分かりやすいよう、丁寧に説明を行っている点。</p>
<p>・相談対応において、「プライベート」や「信頼関係の構築」等を重視している（3件）</p> <p>・自立を助長するため助言を行っていくことが中心となる。</p> <p>・生活困窮者自立支援制度では、支援が間に合わない（ケガや病気で働けない、ライフラインが止まりそう等）場合は、生活保護制度の活用を検討する。</p> <p>・ケースワーカーと相関性がある。同行支援等に大きな違いはないが、業務による最大のメリットといえる。</p> <p>・生困制度における支援においては、生活保護を必要と判断される者は、確実に生保へつなぐことが必要であると共に、生保の窓口において、困難の状態を把握した場合は、生困制度を利用する必要があることから、日常的な情報交換等、綿密な連携は双方にとって必要であり、共通点と言える。</p> <p>・相談相手がどのような状況に置かれているかが、接し方や関係性は変わらない。</p>
<p>・相談対応において、「プライベート」や「信頼関係の構築」等を重視している（7件）</p> <p>・自立を助長するため助言を行っていくことが中心となる。</p> <p>・生活困窮者自立支援制度では、支援が間に合わない（ケガや病気で働けない、ライフラインが止まりそう等）場合は、生活保護制度の活用を検討する。</p> <p>・ケースワーカーと相関性がある。同行支援等に大きな違いはないが、業務による最大のメリットといえる。</p> <p>・生困制度における支援においては、生活保護を必要と判断される者は、確実に生保へつなぐことが必要であると共に、生保の窓口において、困難の状態を把握した場合は、生困制度を利用する必要があることから、日常的な情報交換等、綿密な連携は双方にとって必要であり、共通点と言える。</p> <p>・相談相手がどのような状況に置かれているかが、接し方や関係性は変わらない。</p>
<p>・相談対応において、「プライベート」や「信頼関係の構築」等を重視している（14件）</p> <p>・同じように自立支援を目指しても、生活保護制度では金銭給付ができるが、生活困窮者自立支援制度ではそれができないこと（97件）</p> <p>・生活保護では、金銭給付、医療介護の現物給付など最低生活の保障ができる。</p> <p>・生活保護制度は、生活困窮者に対する最低限度の生活保護と自立の助長を目的とした生活扶助や医療扶助といった給付制度が主であるのにに対し、生活保護制度は、生活保護受給に至らないように自立支援する制度で、相談や支援の権限が主である。</p> <p>・自立支援は本人の意向を尊重し助言、支援することが中心。生活保護は金銭、現物を支給し、必要な場合指導、調査の権限を行使他。</p> <p>・公費による金銭給付を行う生活保護においては、生活困窮者自立支援制度と比較して、福祉事務所の指導指示がより重視され、必ずしも常に支給対象者と対等な関係で支援を行うことができるとは限らない。</p> <p>・金銭給付ができるかが大きく違う。自立相談では、貸付など制度を利用しなければ生活再建が困難な場合もある。</p> <p>・生活保護は金銭給付による直接的な支援が可能な点や、受給にあたり義務を伴う点。</p>

<p>・生活保護の受給は望まないが当面の暮らしの立て直しをしたいと来院がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度で終身できない方が利用するものであり、その人の生活安定のためにどうすればいいかを考えることや使える支援は何かと考えること以外はすべて異なると考えている。 ・高齢や障害、疾病により、自立、自律の可能性が狂乱断たれてしまい、生活保護となられた方々には、生活保護者支援制度による支援では援助できえない。 ・生活保護は生活の意思を尊重するものの生活保障は得られない。 ・生活保護者自立支援制度では、8050、といった将来的な困難状態に陥る方への相談も多く、現状は生活に困っておらず、危機感を持ちにくいう境地にいる相談者も多い。
--

福祉事務所（生活保護） 担当課

IV 3 福祉事務所における被保険者に対する就労支援を含む保護の実施と生活困窮者自立支援制度について、共通する点、異なる点（調査票 p23）

【両制度の共通点】

- ・相談対応において、「信頼関係の構築」（116件）
- ・相談対応において、「本人の尊厳の確保」や「信頼関係の構築」等を重視している。（58件）
 - ・相談対応において信頼関係の構築を実現している。（45件）
 - ・信頼関係の構築により必要なアセスメントを行っており、世帯の課題や本人のストレングスを洗い出す。
 - ・生活、お金のデリケートな部分への支援となるため、本人の尊厳への配慮、プライバシーの配慮、ラボーナ形成など重要としている。
 - ・自立に向けた的確な支援を行ったためには、対象者がどのような問題を抱えているのかを明確にすることが大前提であるところから、傾聴を中心とする信頼関係を構築し、対象者がありのまま話をせる環境の形成に努めている。
 - ・受容と共感により相談者との関係構築を図りつつ、表面化しているニーズへの対応と相談者が気づいていない潜在的なニーズを把握し、自立の支援を行うこと。
- ・相談対応において、「就労・自立を目標としていること」（73件）
- ・本人の自立を目指した支援を行うこと。
 - ・利用者の状況に応じ、さまざまな段階の自立に向けた支援を行う。（6件）
 - ・困難状態からの脱却を目指している。（2件）
 - ・世帯の自立に向けた生活設計ができるることを重視している。
 - ・アプローチする観点は異なるが、基本的には経済的自立、精神的自立、社会的自立が共通して必要と思われる。
 - ・生活改善や就労意欲喚起等の支援を行い、自立を図ることを目的としている。
 - ・本人への支援において、本人の「自立」を重視し、適切な支援がなるがるように自立助長を目指している。
- ・相談対応において本人の意思や意向を尊重しながら自立に向けた支援を行っている。（23件）
- ・協働・受容・喚起・思いやりを尊重し本人の意思に配慮をして実施している。
 - ・本人や家族の意向を重視。
 - ・本人からの聞き取りをしっかりと、本人主体で支援を進めていく。
 - ・生活保護に対する考え方は人それぞれであり、生活保護を忌避する方もいる。できるだけ本人希望に沿つた形で支援体制を検討している。
 - ・ケースワーカーの原則は同じであり、本人主体の支援を実施する。
 - ・利用者の希望に沿つて、自立に向けて支援すること。
 - ・相談者の主訴や本人が気づきのない課題点を把握。世帯の自立に向けた生活設計ができることを重視している。
- ・相談対応において、何が問題でどうな支援ができるかを考えること。（11件）
- ・被保険者がどうしたら安定した生活ができるかを考えること。

【両制度の異なる点】

- ・現物給付の有無（147件）
- ・同じように自立支援を目指しても、生活保護制度では金銭給付ができるが、生活困窮者自立支援制度ではそれができないこと（97件）
 - ・生活保護では、金銭給付、医療介護の現物給付など最低生活の保障ができる。
 - ・生活保護制度は、生活困窮者に対する最低限度の生活保護と自立の助長を目的とした生活扶助や医療扶助といった給付制度が主であるのにに対し、生活保護受給に至らないように自立支援する制度で、相談や支援の権限が主である。
 - ・自立支援は本人の意向を尊重し助言、支援することが中心。生活保護は金銭、現物を支給し、必要な場合指導、調査の権限を行使他。
 - ・公費による金銭給付を行う生活保護においては、生活困窮者自立支援制度と比較して、福祉事務所の指導指示がより重視され、必ずしも常に支給対象者と対等な関係で支援を行うことができるとは限らない。
 - ・金銭給付ができるかが大きく違う。自立相談では、貸付など制度を利用しなければ生活再建が困難な場合もある。
 - ・生活保護は金銭給付による直接的な支援が可能な点や、受給にあたり義務を伴う点。

く支援対象者となる要件の違い> (27件)

- ・生活困窮者自立支援制度は、生活保護には至らないが生活に困窮している者のへの支援。生活保護制度は、経済的・保護のセーフティネットとしての機能だけではない。
 - ・保護のセーフティネットに対するものと、経済的困難への対応であるのに對し、生活困窮者自立支援制度では、経済的困難に限らず諸々の生活困難世帯に対するものとしている点。
 - ・労働が可能かどうか。生活保護に相談にくる人物は、実質的に就労不可能な者が多い。
 - ・生活保護を受給することは至っていない状況であり、生活困窮者自立支援制度を活用することで、自立した生活を確立することができる。より、自立に近い方が利する制度なのではないか。
 - ・生活保護制度の対象者については、法による指導指示が行えるが、生活困窮者自立支援制度の対象者については、依頼であり強い指導ではない。金銭給付の有無により、就労意欲に差が出ている。(13件)
 - ・一度生活保護を受給するどそれが当たり前になり、自立することを望まない人も多くいるが、生活困窮者は生活困窮者自立支援制度による支援者の中には、ある程度の收入があるにも関わらず生活困難に陥るケースも見受けられる。生活保護制度は手厚い支援を受けることができるため、それが逆に保護財の足かせになってしまっている部分もあると思われる。
 - ・生活困窮者自立支援制度は、「生活保護に至らない前段階の世帯」や「一定の支障を受けると、自立生活が當める世帯」で、生活保護に至らないという違い。
 - ・生活困窮者自立支援制度は、現に最低生活を下回る生活水準で、他法的施策を受けても生活が出来ない場合におけること。
 - ・生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至る前の対応との認識。特にコロナ禍においては、それが顕著である。

＜くの扶助への依存の程度＞ (21件)

 - ・生活保護制度の対象者については、法による指導指示が行えるが、生活困窮者自立支援制度では短期的な支援が中心であり強い指導ではない。金銭給付の有無により、就労意欲に差が出ている。(13件)
 - ・一度生活保護を受給するどそれが当たり前になり、自立することを望まない人も多くいるが、生活困窮者は生活困窮者自立支援制度による支援者の中には、ある程度の收入があるにも関わらず生活困難に陥るケースも見受けられる。生活保護制度は手厚い支援を受けることができるため、それが逆に保護財の足かせになってしまっている部分もあると思われる。
 - ・生活保護制度では長期的な計画を立てて支援することが可能だが、生活困窮者自立支援制度では短期的な支援が中心である。生活保護給付がある生活保護受給者に対して、金銭的余裕がない生活困窮者の場合は、スピード感が求められる。(9件)
 - ・生活困窮者自立支援制度では、住居確保給付以外の金銭給付ができないため、生活資金確保のために戸籍等による自立への支援がより急がれる点。
 - ・生活困窮者自立支援制度では、生活保護に至らないようにするために、久々的な対応が求められ、急場をしのぐための託児支援や金銭貸付の対応になることが多いが、生活保護制度では最低生活が確保されたうえでの自立に向けたサポートになるため、今後の就労継続の期待性や収入の安定まで見据えた段階的な就労支援を行うことが出来る。
 - ・生活保護制度では、ある程度の期間内に自立することが求められるが、保護制度では、守られているためのひのびになってしまふ。
 - ・生活困窮者自立支援制度の利用者は生活基盤を有さない場合が多く、就労準備支援事業等で数か月単位のプログラムに参加して、日常生活面・社会生活面から改善に取り組むことが難しい。

＜くの他＞ (13件)

 - ・生活保護となると本への抵抗感が強い点。
 - ・生活保護制度では、廃止後のモニタリング支援が行えず、生活困窮者自立支援制度でカバーする形で見守りができる点が、相違点といつより連携の主眼と考える。
 - ・相談相手の本質は変わらないので、考え方や関係性などが異なることはあつてはいけないと考える。
 - ・生活保護は不可逆的な要素(年齢、障害、疾病など)が多く、生活リスクの非解除が困難。
 - ・担当者が同一のため特に区別はない。

参考資料5 各自治体の取組事例ヒアリング結果

1 生活困窮者自立支援制度 担当課

(1) 鹿児島県薩摩川内市

種別	人口 令和3年1月1日住民基本台帳人口	自立相談支援事業		任意事業					
		運営方法	委託先 (委託の場合)	就労準備	一時生活	家計改善	子どもの学習	被保護就労	被保護家計
一般市	93,581	委託	社会福祉協議会	○		○	○		

① 当該自治体の概要/各事業の実施状況

- ・自立相談支援事業の委託先である社協において、就労準備支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業を担っている。
- ・自立相談支援事業は、社協職員である主任相談支援員が1名、相談支援員が1名、もう一人は市役所の再任用の職員(福祉関係が長かった方)で、消費生活センターと兼務となっている。
- ・所管課は、障害・社会福祉課 相談支援グループであり、平成27年からの制度開始当初は、保護課が所管し、直営+委託(社協)のような形で運営していたが、平成29~30年度に現在の所管課に異動した。現所管課では、基幹相談支援センターを含む相談支援系を集約している。
- ・保護課はすぐ隣にあり、定期的に勉強会やケース会議等を開いているわけではないが、ケースに応じて連携を取っている。支援調整会議には保護課も参加している。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・コロナの影響については、社協において特例貸付を行っていることから、総合支援資金において自立相談支援機関が関わるという関係で、保護課に比べると相談件数が急増した。
- ・住居確保給付金の申請件数は、令和元年度が4件程度であったが、令和2年度は10件前後と倍近くとなった。それも自立相談支援機関による相談に入らざる必要があったため、そうした点でも増加がみられた可能性がある。
- ・一方、継続的な支援は難しい。本来の生活困窮者事業の趣旨を理解してもらうには時間がかかる。
- ・貸付をした方に、「緊急生活支援金」として、市から10万円を上乗せで給付している事業があり、その部分の補助金が増えた。特例貸付を受けたことを要件として支給するものである。
- ・自立相談支援事業は3名体制であるが、人が回るよう、就労準備支援事業や家計改善支援事業の担当職員も、インテークシートを記入できるようにした。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

(対象者の特徴)

- ・特例貸付を受ける方としては、飲食店など飲食業に携わるような人たちが多い。まれに、個人事業主の方もいる。

- ・市内には原子力発電所があり、その送迎の仕事もあるため、タクシー運転手はそこまでコロナの影響を受けていないと思われる。ただ、夜の飲食店に携わる代行業は大きく影響を受けている。
- ・宿泊関係においても、原子力発電所の影響で、主要ホテルは部屋が空いていることはなく、1年を通して需要がある。現状、そこまで困っているように見えない。
- ・貸付件数の増加はもちろんあるが、都会ほど影響を受けてはいない。

(対象者像の変化)

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まったあたりから、派遣会社を通じて市内に住むようになったが、雇用先を解雇になった、住まいも追い出されたというような相談が増えた時期があった。
- ・上記のような相談にくる人の半分以上が、発達障害や精神疾患等何等かの課題を抱え、社会的に孤立しそうな人が多かった。派遣会社自体が、そのような方を送り込んでいるようなところがある。
- ・コロナ禍の少し前からであるが、うつ病や不眠などを含め、メンタルヘルスの問題を抱える人が増えている印象。特例貸付の相談に来る人には特に多い。そうした人々は生活保護を受けることへの心理的ハードルが高いため、特例貸付を含め、既存の社会資源、支援ツールをフル活用して寄り添いながらサポートしている。

(対応状況・課題)

- ・「かごしまおもいやりネットワーク事業」(鹿児島県社会福祉法人経営者協議会)という事業がある。社会福祉法人による地域貢献・社会貢献事業であり、市内においても複数の高齢・障害関係の団体が参加し、本来業務と兼務で展開している。社会福祉法人の拠出金が活動源であり、生活困窮者支援や生活保護等とつながらない狭間の人たちに対して、食料支援や、必要であれば経済的支援(最大10万円以内を限度)もしてくれる。そういうものをフル活用している。
- ・特例貸付を受けた方の中には、アセメントを踏まえると、もともと困窮していたのではないかと思われるケースもある。 そうした人がコロナを通じて表出すると、貸付を受けることで一時的に生活が賄えるため、それ以上のサポートは望まず、継続的な支援に至らないという状況がある。
- ・就労の「出口」については、コロナ禍による影響はあまり感じていない。ハローワークの窓口と連携しているほか、社協において無料職業紹介を実施しているため、それもあわせて対応している。

④ 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

- ・「就労準備支援事業」の利用状況等については、コロナ感染拡大前と変わらない。むしろコロナを理由に相談等に出向いてこない人が多い。
- ・特例貸付があることで、すぐに生活保護にならないで済む人は一定数いる。 当市では、もともとホームレスを含め対象者があまりいないことから「一時生活支援事業」を実施していないが、上述の派遣会社を通じた雇用先からの解雇等により住まいを失った方に対しては、基本的に対応の術がなく、生活保護にすぐつなぐケースが多い。 コロナ禍により、そのようなケースが増えたと感じる。
- ・「子どもの学習・生活支援事業」は、そもそも学習支援(学習会)にあまり利用者が来ないため、スクールソーシャルワーカーと連携してアウトリーチに力を入れたいと考えている。
- ・昨年度の夏休みに学習会を行ったところ、中学校の先生からある地区は困窮世代が多く、塾も遠いという話を聞き、冬休みに該当地区だけ学習会を実施した。そこにボランティアで参加した連合会の女性から、「以前は寺子屋のようなものがあった」という話を聞き、実際に、地域福祉課のボラ

ンティア関係部署と連携して社協主催で実施してみた。地域に持ちかけたところ、賛成した地区限定で展開されているようである。

- ・また、教育課の取組みとして「スマイルルーム」というのを開設しており、不登校などで学校には行けないがスマイルルームには来られるという子どもを登校扱いにしている。そこにも話を聞きにいったところ、長期休み中はスマイルルームを閉じるが、子どもたちには意欲がある、とのことで、スマイルルームに通う子どもたち向けの学習会を開催するなどの取組を行っている。

⑤ 生活保護制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・生活保護を廃止になった方などを、生活困窮者支援で対応するといったケースは今のところほとんどない。今後あるかもしれないが、今のところ、生活保護を受給し、また生活困窮へ戻ってきた方が1人いるだけである。
- ・生活保護を長く受給していた方が、代行業を始めたものの、新型コロナウイルスの影響を受け、収入が思うように増えず、現在、自立相談支援機関で対応して特例貸付を受けている人はいる。
- ・生活困窮者支援と生活保護の自立支援とは被っているところは多分にある。今は、生活保護を受給するとなるとケースワーカーが担当するため、生活困窮者支援の相談支援員が関わることはないと、制度の中で、そこの連携が必要であると位置づけられれば、関わり方はあると思われる。

(生活困窮者の生活保護受給の必要性／受給に対する心理的ハーダル)

- ・生活保護を受給したくないという方の理由としては、車を手放したくないというのが多いのではない。プライドや世間体を気にしてという方もいるが、多くは車である。

(生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ)

- ・生活保護による自立支援との共通項としては、ハローワークの窓口の利用が1つあげられる。また、対象者の状態像は似ている。生活困窮者においても、現時点で年金等さまざまなものでなんとか生活保護に至らないものの、ベースは被保護者と状態像は似ている人が多い。
- ・生活困窮者支援の場合、生活保護を受給する意向がない人が多く、貸付等を活用しながら、なんとかマッチングして就労につなげているが、時間がかかる。そのプロセスにおいて、生活保護制度による被保護者に対する就労支援等と、生活困窮者支援との伴走的な連携は考えられるかもしれない。
- ・異なる点としては、生活困窮支援の「終結」には明確な基準がないことがあげられるのではないか。プランとしては一定の段階で終了するが、フォローという意味合いで継続して関わっているケースはかなりある。プランが終わる時に、「困ったことがあったらいつでも来て・連絡して」と相談者に伝えるので、困ったことがあればまたつながる。
- ・他の支援につないだ場合でも、例えば障害等、つないだ先の会議体に呼ばれることもある。相談者当人がまだつなぎ先と信頼関係ができていない場合、もともとの支援者である我々が呼ばれ、なかなか離れられないということもある。特に就労準備支援事業の対象者は、結果的に手帳を取ったり、障害者の支援機関等につながったりする。本人が本当に自立し、連絡が来なくなるといったような、完全な「終結」というものが今のところあまりない。

(2) 宮城県

種別	人口	自立相談支援事業		任意事業					
	平成31年1月1日住民基本台帳人口	運営方法	委託先 (委託の場合)	就労準備	一時生活	家計改善	子どもの学習	被保護就労	被保護家計
都道府県	357,056	委託	(一社)パーソナルサポートセンター	○	○	○	○	○	○

① 当該自治体の概要/各事業の実施状況

- ・自立相談支援事業は、県内を北部エリア（「気仙沼市・本吉地域+石巻地域+登米地域」と、「大崎地域+栗原地域」）と、南部エリア（「仙台地域+「仙南地域」）の2つに分けて、その町村部をそれぞれ（一社）パーソナルサポートセンター（以下、「PSC」）に委託して展開している。
 - ・相談支援の拠点となる自立相談支援機関は、県北、県南それぞれ2ヵ所ずつ、計4ヵ所設置。
 - ・うち3ヵ所は、交通の利便性を踏まえて福祉事務所を設置している近隣市にセンターを配置しており、町村部にはアウトリーチを行う。
 - ・任意事業のうち、就労準備支援事業は、被保護者就業は、被保護者家計改善支援事業とともにみやぎ生仙台に、子どもの学習・生活支援事業は、NPO法



(出所: 宮城県 WEB サイト)

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・相談件数としては、各段に想定よりも増えた。貸付等の支援制度の公表があると、それに関する問い合わせを含めてということである。手続き等による業務量も増えた。
 - ・北部圏域においては、沿岸部で東日本大震災の多大な被害を受けた石巻、女川、南三陸地区などで、被災直後から社会福祉協議会の東日本大震災特例の貸付があり、約 10 年経つがその償還が進んでおらず、返済できていない人たちが他の制度を使いにくいという地域特有の背景がある(※相談に行くと、東日本大震災特例の分と併せて償還しましょうと言われるのが分かっているため、敷居が高く感じられる)。
 - ・自立支援金に関しても、特例貸付を受けた人が利用できる制度であるが、まず貸付を利用できない人が多い。現在、通常業務は回っているが、本来であればそちらにアウトリーチを行い、コロナ特例であるため利用できるという情報発信をもっと促していくべきではないかと考えている。
 - ・相談件数とともに、プランの作成件数も比例して増えてはいるが、昨年・一昨年と、コロナの影響により来所された貸付関係を中心とした相談は、どちらかと言うとルーティンに近い。コロナ前の相談であれば、10 人いれば 10 人違うプランになるのが基本であったが、細かい枝葉のところにいく前段で、まず生活を支えましょうという入口がルーティンになり、そこで経済的自立、社会的自立にまでいける人・難しい人をアセスメントし、難しい人に対しては、通常の新型コロナ感染拡大以前のプランのように個別に作成しているような状況がある。

・所管部局においては、保健福祉部局に所属するため、ワクチン接種やホテル療養の対応に職員がもっていかれる現状がある。残ったメンバーで住居確保給付金や自立支援金などを抱えることになるため、人が減っている中で業務量が増えている。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

(対象者の特徴)

・東日本大震災の時と同様、もともと困窮要因を抱えていた層が表出してきているという印象。実際、貸付等の相談・利用者についても、突き詰めていくと本来これはコロナの影響ではないのではないかという人たちが浮き出てきている。これまででは地域性もあり、近隣住民や役場等に相談することも難しくなかなか表にしてこなかったものが、今回のコロナ禍への対応である特例貸付の利用や、住居確保給付金等の手続きを経て浮き出てきた感じがする。

(対象者像の変化)

・貸付等の制度活用のためだけ、お金を借りるためにセンターに来た、という人が増えたと感じる。「支援決定してください」とは言うものの、その後、いざサポートのためにこちらからアプローチしても迷惑がられてしまう。制度活用のために必要だから、支援プランを作成することとなっているから、と来所されるが、説明を聞くと面倒くさいという対応になる人が多い。コロナ前はそうした方は少なく、本人が本当に困って相談に来るので、そこに寄り添って支援するのが基本路線であった。

・年齢層が以前は高齢の方が多かったが、昨年・今年は30代、40代の方も多い。

・(北部エリア)外国人からの相談はゼロではないが、それほど多いわけではない。自営業の方からの相談はある。入口でお金に困っているという相談が格段に多く、どうしてお金に困っているのかを突き止めると、実は8050や4070であったり、20年近く引きこもっていたりと、経済的な困窮要因の背景に、家族の中での孤立を含め、社会的孤立の課題は多く見えるようになった。

・(南部エリア)外国人はこちらで把握している方で4~5人程度、自営業の方からの相談は増えており、地域的に、農業・漁業や店舗経営の方が中心である。お金に関する相談をきっかけに、家族の問題、家族不和による家族内での孤立は、コロナ前に比べて相談が増えている。

(対応状況・課題)

・(北部エリア)本来の生活困窮者支援に係る関係機関等との連携がもともとあった部分もあり、コロナ禍を経て特に新しく連携を強化したという感覚はない。これまでも出口支援という形での就労支援を展開している団体や、同じ法人内で引きこもりの居場所支援事業を受託していることなどから、特に石巻を中心とした引きこもり関係の団体とのコネクションは強くなったと思う。

・(南部エリア)同様に、コロナ禍以前と比べて特に連携を強化した機関等はないが、家族の問題を抱えるケースにおいては、背景に障がいが絡んでいることが度々あり、障がい関係の支援機関、事業者等とは以前より関わりが増えたように思う。

④ 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

・「一時生活支援事業」は、思いのほかコロナの影響による変動はない。昨年は件数が下がっており、住居確保給付金や特例貸付等による対応が効いたことにより、一時生活支援事業の利用に至らなかったのではないかと考察している。

- ・「家計改善支援事業」については、利用件数は微増しているが、制度が周知されてきた結果なのかどうかは分かりかねる。一昨日、昨年は、貸付を利用した過程において家計改善支援事業を勧められるタイミングは増えた。一方、自らの家計を人に見せることを拒否する人が多く、事業の利用が必要と考えられる人は増えたが、本人の同意がとれずに進まないケースもあった。明らかに債務が大きいケースなど、家計改善支援事業を利用しないと家計の立て直しができないということを本人に説明し、納得してもらえばつなげられるが、数字上の微増とは別にそうした背景もあった。ここ2年ほどはコロナの影響により具体的な利用増のための動きができておらず、次年度以降の課題。
- ・「就労準備支援事業」では、若干利用件数が増加している。新型コロナウイルス感染拡大の影響により離職し、支援につながり、再就職の必要がある人や増収を図らなくてはいけない人に対して、コロナ感染拡大以前よりも、さらにステップアップしましようという働きかけを行っている。これまで生活はできており社会生活も問題はない人でも、ずっと派遣業務を点々としてきたため、きちんと履歴書を書いたことがない人などもいる。そうした人に、就労準備支援事業のプログラムで、自己PRの仕方や履歴書の書き方を短期集中で身に着けてはどうかという提案をし、了承が得られれば就労準備支援事業を短期的に利用してもらっている。このような短期利用は、コロナ感染拡大前の相談では、状況が悪化・ギリギリの状態になってからつながるケースが多く、就労準備支援事業を利用している場合ではないということで、なかなか利用につながらなかつた。感染拡大後の今の対象者には、特例貸付等の制度的な対応もあって一定の生活費が入ってくることもあり、提案をすれば受け入れてくれるケースが若干増えている。

(支援の「出口」強化に向けた取組状況)

- ・お金に困っていて働く人は従来のハローワークとの連携となるが、障がい関係の就労支援も含めてそれ以外にも支援カードの一つとして開拓をしなくてはいけないという思いがあった。北部・南部とも支援の基本はアウトーチである。例えば、南三陸方面にアウトーチに行った帰り道で、出口となるような社会資源がないかと探しながら、あれば立ち寄ってくるというような活動を地道にやっているうち、向こうから話が振られるような関係性が少しずつできてきた。
- ・南部エリアの方が生活困窮者自立支援事業の委託を受けている期間が長く、土台がある。北部はここ数年で委託を受けているため、開拓をしながら対応しているというのが現状である。

⑤ 生活保護制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・被保護者の自立支援に自立相談が関与することに対しては、こちらの人手・マンパワーが限られている中で、また、生活保護制度にもケースワーカーや就労支援員等がいる中で、あえて船頭を増やして船を立ち行かなくする必要はないのではと考えてしまう。
- ・委託先法人が、宮城県居住支援協議会に入っており、住宅確保要配慮者に対する宮城県内の支援団体となっているほか、法人内のひとつのセクションで不動産業務を取り扱っている。このことから、居住支援として住まいに関する相談に対応している。転居の必要がある人の部屋を探すという支援ではなく、生活保護を受けていてもいなくても、その方が安心安全な生活ができる場所とは何かをアセスメントした上でサポートする。例えば、ゴミ屋敷に住んでいる高齢者が転居したいと言う時に、一般の民間賃貸住宅を斡旋しても同じことになってしまうため、本人がどこまで何ができるの

かを見立てた上で、単に賃貸住宅を斡旋するのではなく、支援付きの住宅や場合によっては施設など、最も適した形の住み方を自立相談の窓口と協力して支援するということを行っている。

(生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ)

- ・生活保護の相談から自立相談支援機関を紹介することも多く、また逆のパターンもあり切り離せるものではない。生活保護に長く携わってきた経験からは、生活保護に至らない方を紹介できる場所がなかったため、生活困窮者自立支援制度ができてとても有り難いと思った。
- ・制度上の設計として、公費が入る部分と本人の自立を促す部分とで相違点はあるが、基本的に両制度は密接にくついているイメージがある。そもそも生活に困っている人を支えるという基本姿勢が共通項としてあるため、生活保護につながる方の相談があれば対応する。生活に困っている人をそれぞれの立ち位置で協力・連携して支えていくことが根底としてある。各福祉事務所とは風通しよくつながっており、福祉事務所からの依頼についても対応するという関係性である。
- ・生活に困っている人をそれぞれの立ち位置で協力・連携して支えていくことが根底にあると考えれば、密接につながっている。

(3) 千葉県船橋市

種別	人口 令和3年1月1日住民基本台帳人口	自立相談支援事業		任意事業					
		運営方法	委託先 (委託の場合)	就労準備	一時生活	家計改善	子どもの学習	被保護就労	被保護家計
中核市	644,966	委託	(福)生活クラブ	○		○	○	○	

① 当該自治体の概要/各事業の実施状況

- ・自立相談支援事業の窓口は、「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる(委託先:(福)生活クラブ、以下「さーくる」)を市役所別館1階に1ヵ所設置している。また、就労準備支援事業の一部を委託している社会福祉協議会1ヵ所に加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により申請が急増した住居確保給付金臨時窓口を「さーくる」とは別途設置(委託先は自立相談支援事業と同じ法人)しており、市内に計3ヵ所。
- ・任意事業のうち、就労準備支援事業、家計改善支援事業は「さーくる」と同じ委託先、(福)生活クラブである。子どもの学習・生活支援事業については、(株)トライグループに委託している。
- ・被保護者就労準備支援事業を実施しており、生活保護の所管部局である生活支援課が、生活困窮者の就労準備支援事業とは別の委託先(パーソルテンプスタッフ(株))に委託している。
- ・市の南部に港を持つなど立地条件に恵まれているため、工場地帯もあるが、都心まで最短で約20分と交通網が発達しているため、都心に働きに出ている人も多い。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・令和2年4月20日から住居確保給付金の対象者が拡大となったが、当時「さーくる」では住居確保給付金の相談を受ける職員が1名だけであった。それでは対応が難しいであろうということで、市の所管部において調整を図り、一時期、2ヵ月ほど市直営で住居確保給付金の受付を行った後、新たに「さーくる」の受託法人((福)生活クラブ)に委託している。
- ・直近の相談件数は、概ね130～150件。自立相談支援窓口の体制としても、新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの学校や保育園の休校・休園等により自宅待機となる職員が定期的に発生してしまうこともあり、全般的に余裕がない状況となっている。
- ・電話がつながりにくいことがあるため、代替策としてメール相談を推進しており、パンフレットにメールアドレスを大きく載せたり、面談を行った場合にも今後の連絡についてメールを提案したりしている。携帯通話は使えないが、無料Wifiがあればネット上のやり取りができるといった限られた方に対しては、ケースバイケースでオンラインのツールなども必要に応じて活用している。
- ・家計改善支援事業においても、メールでやり取りできる方は、家計表(エクセルのデータ)、その月の家計状況等をメールで送ってもらうなどしている。
- ・住居確保給付金の対象拡大等の影響により、外国人からの相談も増えた。市には「船橋市外国人総合相談窓口」というものがあり、来所だけでなく電話でも相談ができるため、本人とともに電話をして通訳を入れながら3者通話ができ、相談員として大変ありがたく思う。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

(対象者の特徴、対象者像の変化)

- ・新型コロナウイルス感染拡大後の相談内容の特徴として、具体的な給付を希望する方、家賃が払えず退去を迫られている方、退職により社員寮を退去しなければならない方、就労ビザで滞在する外国人への専門的支援、貸付利用を前提とした相談などに整理される。
- ・新たに表出した対象者の特徴として、総合的にいって、感染拡大前よりも、今すぐ働ける人が増えたという印象がある。よく耳にするような大手企業に勤めている・いた方でも、辞めざるを得なかつたなどと相談に来られる実態がみられる。

(対応状況・課題)

- ・上記のような相談に自立相談支援機関も慣れていなかった。これまでのように本当に具体的な支援や情報を希望している方に速やかに情報提供や提案をしたり、ゆっくり話を聞いて気持ちを受け止めたりというのとは状況が異なる。長年相談支援に携わっている職員でも、かなり違和感を覚えながら、細かく聞き取りができない中で給付金の話だけして終わってしまう、そうした問い合わせに近い相談が急増した。住居確保給付金等の活用にあたり、「相談」が条件にあったことも要因である。
- ・今後も、上記のような相談を受けていく流れにあるのであれば、受け側として対応できる引き出しを作っていくかなければいけないと考えている。
- ・コロナ禍により「相談すること」が一般化されたのではないか。これまで「相談なんて普通しない」という感覚があったかもしれないが、もはやわからない、自分も相談窓口に行くことがあるかもしれない世の中になった。相談が「一般化」されたことは良いことと捉えている。学校の授業などで、困ったとき1人で抱え込まず相談することを、若い人たちがきちんと教えてもらえるとよい。
- ・相談者で働くことができる人に対しては、すぐ雇ってくれる会社や、雇う条件として細かなことを気にしない会社など、1つ1つをつなげていくことが重要。「さーくる」では無料職業紹介事業も行っているため、その求人票もなんとか増やしながら、生活費はないが生活保護は受けたくないといった方のつなぎ先を開拓してきている。
- ・当市では、一時生活支援事業を実施していないため、「さーくる」といわゆる民間のシェルターや、無料低額宿泊施設等ともつながった。また、住居確保給付金や貸付関係については、商工会議所や司法書士会とも新たにつながった。外国人の問題でいうと、親身に相談に乗ってくれる行政書士が見つかったため、無料で出張相談のような形で来もらい、外国人の就労支援等をしてもらっている。
- ・このように、「さーくる」では具体的な結果を出せる引き出しを作っていた。それを皆で共有し、慣れない中でも相談者に対してがんばって提案していく、少しずつ職員も慣れてきたところである。
- ・住居確保給付金や貸付は、時限的なものである。それが終わる時に、生活の立て直しが図れていないとなると、最終的には生活保護という話に制度上の流れがあるが、それができない、希望しないという人もいる。そうした人たちの困りごとは基本的には一つではないことがほとんどであり、複合的な課題を抱えている方が残っているという印象がある。
- ・住居確保給付金臨時窓口も、当初は受付、手続き、給付という単調な業務がメインになりがちであったが、最近は、相談を受け付けながら「今後どうしますか」といった話をきちんとしていかないといけないであろう人、相談内容が増えている。

- ・自営業者からの相談については、対応が難しく、ほぼ別の窓口を案内するくらいしかないので現状。

④ 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

- ・就労準備支援事業は、令和2年度は感染拡大の影響でほぼ休止に近い状態で、グループワークのように集まって行うプログラムは実施せず、個別にやり取りをしていた。令和3年度に入ってからはグループワークも再開し、利用者数も増えてきている。
- ・グループワークはオンラインではなくリアルに集まって行うもので、十数名の登録がある。最近では内職を行い、作業に応じて本人に依頼元から報酬を支払っている。その他、企業見学やボランティア活動を行っている。ボランティア活動には社会福祉協議会の担当者が一人いるため、その職員を通じて近所のボランティア先を斡旋してもらう等の連携をしている。
- ・就労準備支援事業も自立相談支援事業と同じ「さーくる」内で一緒に実施しているため、自立相談支援機関への新規相談受付時に、必要に応じて、就労準備支援事業を含めた提案を行い、希望があれば利用を促している。
- ・基本的に、初回相談は職員全員で対応し、受け付けた内容を翌日の朝のミーティング時に、全件報告する。そこで任意事業の利用の必要性についても確認する。家計改善支援事業については、家計に対する意識をきちんと持っている方、自分でなんとかしたいという気持ちがある方で、希望があれば対応に入ることとしている。
- ・家計改善支援事業は、自立相談支援事業、就労準備支援事業とともに三位一体で実施しているが、就労準備支援事業と比べると、まだ利用したい層をつなげられていない可能性がある。
- ・国から提供されている家計表やキャッシュフロー表は、家計の管理が自分では難しい方を念頭におくと、多少使いづらい面もある。自分でお金のやりくりができるないということは、例えば、整理がうまくできない、見通しが立てにくい、もしかすると、ベースに何か病気や障害に近いものがあるかもしれない。そうした方々には、キャッシュフロー表などは難しく、いよいよやりたくない気持ちになる可能性があり、もっとシンプルで、とりあえず取り掛かれるような、使える書式にした方が利用につながるのではないか。「さーくる」でも簡単な書式のものを作って利用してもらっている。
- ・家計改善支援事業は、担当職員が少ないため、どのように対応力を高めていくか試行錯誤にある。スーパーバイズ等、バックアップの形を確立するという点では、社労士やファイナンシャルプランナー(以下、「FP」)、弁護士等と顔の見える関係をどんどん作っていきたいと考えている。
- ・一方、法律関係の無料相談はいろいろなところで行われているが、社労士や FP に無料で相談できるところがあまりない。FP 協会も千葉県内でいうと、月に 1~2 回の無料相談のコマがあるが、すぐに埋まってしまいあまり予約が取れない。社労士も同様に、家計全般的な相談はあまりない。そのような活用できる専門相談の情報があるとよい。家計改善支援事業の出口をどのように増やしていくか、考えているところである。
- ・就労関係では、「就労チーム」というチームを組んでいる。就労準備支援事業のほか、自立相談支援事業における就労支援員、住居確保給付金の相談員、社協の就労準備支援事業担当者など 6~8人のチームを構成し、手分けして就労先・体験等の協力事業所等の開拓や、企業見学、求人の収集等を行っている。(就労準備支援事業には事務員がいるため、求人票を集めもらったり、無料の求人誌等を調べて良さそうな求人を見つけてもらったりしている。)

- ・「就労チーム」では、定期的な会議を月に1回程度開催している。最近開拓した企業や、無料職業紹介事業により求人を得た企業等について共有することや、最近では企業説明会を始め、住居確保給付金を利用している人向けに、企業の方に講演してもらうといったイベントの企画・運営なども行っている。そうしたことを約2年間やってきて、徐々に成果も現れてきたところである。
- ・さらに、当市では都内に勤めている人も多く、就労先は市内に限らないため、企業とのつながりは市を超えて共有した方がいいのではないかと考えている。自立相談支援事業の受託先法人は、他市町村においても生活困窮者支援の事業を受託している。異なる市町村であっても、法人内で例えば内職の作業を提供してくれる等、おすすめの企業があれば、お互いに情報交換、紹介し合い、共有できるよう、就労支援を広域ネットワークでできないか、取り組み始めたところである。

⑤ 生活保護制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・生活保護受給中の方への困窮側に対する支援の依頼は、基本的にはない。
- ・生活保護を受給している方にも、生活困窮者自立支援のようなサポートが必要な場合もあると思われ、オーバーラップすべきところはある。おそらく、ケースワーカーや就労支援員、被保護者就労準備支援事業など、生活保護における自立支援の各役割をきちんと担った上で、保護廃止となる段階で、必要な方に対して生活困窮者自立支援と密に連携するということが考え方の基本ではないか。

(生活困窮者の生活保護受給の必要性／受給に対する心理的ハードル)

- ・コロナ禍以後の相談の中では、生活保護への心理的抵抗感の強い方が一定数見受けられる。理由として、「親族に知られたくない」というのはよく聞く。その他、家について、これまでローンを十数年がんばって支払ってきたのに、それを手放したくないといったこともあげられる。自分では、すぐ仕事を見つけて生活を立て直しできる見通しがあるのに、一時的に生活保護を利用するためには車や家を売るのは嫌だ、といった声もある。
- ・さらに、「生活保護を受けたら一生そのままだ」、「再び働いて自ら生活していくなくなるのでは」といった誤解をしている人、周囲に知られるのではないかと不安を抱く人もいる。実際に、小学生のお子さんがいる方で、生活保護を勧めると、「生活保護を受けたら学校の人々にバレますよね。」と不安を抱き、結局、受給しないという選択をされた。
- ・こうしたイメージを払拭するようなモデル事例があるとよい。もちろん、半年ほどで生活保護の利用を終えた人の中には、生活保護を利用したことできちんとした定職に就けた人もいる。生活保護を「受ける」という表現が一般的にされているが、さーくる相談員として個人的には「利用する」という表現がよいと考えている。面談時においても、生活保護については、「あなたが利用する」という主語に変えて提案するようにしている。「受ける」では施しを受けるようなイメージがあり、そうではなく、「あなたが利用したければ利用して、うまく活用すればいい。便利な制度です」などと提案していくことが必要ではないか。

(4) 島根県松江市

種別	人口 令和3年1月1日住民基本台帳人口	自立相談支援事業		任意事業					
		運営方法	委託先 (委託の場合)	就労準備	一時生活	家計改善	子どもの学習	被保護就労	被保護家計
中核市	200,772	委託	社会福祉協議会	○	○	○	○	○	

① 当該自治体の概要/各事業の実施状況

- ・松江市では平成27年4月から「松江市くらし相談支援センター」(以下、「くらし相談支援センター」)を開設し、松江市社会福祉協議会に事業を委託している。(窓口も社会福祉協議会内)
- ・委託先である社協において、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業も実施。被保護者就労準備支援事業も就労準備支援事業と一体型で実施しており、利用者としては生活困窮者が多数を占め、被保護者はごく少数。
- ・一時生活支援事業は、民間の大家さんと契約して3部屋を借り上げ、シェルターとして利用している。山陰両県でシェルターが少ないという事情もあり、他市町村から松江市に行くとシェルターがあると促され、住むところがなくそう言われて来たというケースは事業開始以降からみられていた。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・貸付においては、総合支援資金がコロナ感染拡大前の前年度1件のみであったところ、感染拡大後は数百件と急増した。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置が始まったのが令和2年4月だが、松江市の事情として、最初に感染が確認されたのが飲食店クラスターだったというのが大きく、一気に口コミで広がっていった。当初は飲食店や関連するタクシー運転手の方からの相談が目立った。
- ・市では、4月に相談者の急増を見越して、コロナ対応の分室として、緊急小口資金、総合支援資金と住居確保給付金に関する専用窓口・部署を設置した。急増する申請対応がボトルネックにならないようにと、コロナ関係の貸付や給付の相談を1本化した。社協内の他課からも増員を依頼して専門部署(分室)を自立相談支援窓口と同じ部屋の中に作り、コロナに伴う申請関係の受付と相談はそこが全て担い、その後の自立相談を「くらし相談支援センター」につないでいく形をとっていた。(令和3年7月、総合支援資金の延長申請が終了したタイミングで分室と本体を統合)
- ・相談件数に比例してプラン件数も増加した。住居確保給付金は、コロナ特例後、原則プラン決定が前提となったため全件作成するようになっているが、総合支援資金は必ずしも必要ではなく、本人がそこまでは必要ないと言われることの方が多い。一方、コロナの感染拡大や雇用情勢の停滞などが長期化する中で、転職を考える事例などが増えてきているため、相談が途切れないよう定期的に連絡を取って面談を継続してきた。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

(対象者の特徴、対象者像の変化)

- ・コロナ禍においては、相談に来た時点で職のある方からの相談が一番増えたと感じる。
- ・職種としては飲食店の影響も大きく、これまで比較的つながりにくかった20~40代の女性からの相談も増加した。

(対応状況・課題)

- ・生活困窮者への支援メニューは離職者をメインに想定しているということがあると思われる。コロナの影響を受けて相談に来た方の特徴としては、仕事をしているが収入が減った方などが多いため、ハローワークに行く時間や相談の時間自体とれないことがサポートする上で一つの課題である。
- ・子どもが通う保育園が休園になってしまい外出が難しくなるなど、直接的にコロナの影響を受けて支援が難しくなってしまうこともある。
- ・松江市は観光都市であることから、旅館や飲食店などは就労面では比較的ハードルの低い分野ではあるが、コロナによる影響を強く受けたため、収入の減少や家族の介護のため相談に来られた方を、また同じ分野につなぐことはできない難しさが出てきた。

(連携を強化した機関)

- ・連携先として、保健師とは従来から関係が深く、コロナ禍においても、地区の行政保健師からコロナの罹患者で今後の生活が心配だからと相談につながったケースがあった。
- ・公共料金の未払い等から生活に困っている方が把握された際、社協で貸付を行っていると促されて相談に来ることもあり、行政の年金、税金、公営住宅等の窓口とやり取りする機会が増えた。
- ・市内には国立の島根大学やビジネス系の専門学校等があり、どちらも留学生を多く受け入れていることから、コロナで帰国が困難となったり、就職先が見つからず就労に困ったりしている外国人が増えた。国際観光都市ではあるが、外国人に対する支援の資源が足りないことは課題といえる。
- ・市内には更生保護施設もあり、施設から出たい方の相談も受けるが、対応に苦慮している。民間で更生支援をしてくれる団体があるとサポートがしやすくなる。
- ・コロナ禍において対応しているケースの中では自殺企図のある方と直面することがあった。現在の生活困窮者支援の職員が社会福祉士等の専門職ではないことが多いため、自死に対してもう少し理解を深めた方がいいのではないかと考え、自死遺族や臨床心理士との意見交換などを行った。また、自殺対策に関して松江市でキャンペーンを行ったことから、自死予防のポスターに「くらし相談支援センター」の名前を掲載してもらった。

(ICT 等のオンライン活用)

- ・自立相談支援事業の相談でオンライン会議を活用したケースはあったが、2回程度にとどまる。生活困窮の窓口ではなく、重層的支援体制整備事業において総合相談窓口として設置した「ふくしなんでも相談所」で Web 面接(オンライン面接)ができる仕組みがあつたため、それを活用した。

④ 任意事業等の利用促進に向けた取組状況と課題

- ・一時生活支援事業は、山陰両県でシェルターが少ないという事情がある。現在シェルターは2ヵ所あり、1つは一時生活支援事業で借り上げている3部屋、それとは別に、社協の独自事業でシェルターを2部屋持っている。その5部屋もコロナの感染拡大以前から満室の状態が続いていた。
- ・全国で新型コロナウイルスの感染が拡大し始めた時に、当県ではあまり感染が広がらず、島根県は安全だという雰囲気があった。コロナ禍において特徴的であったのは、東京の山谷で生活していたが仕事がなくなった方が、島根県ではコロナの影響が少ないと考えて来たものの、ハローワークに行くと、こちらでは日払いの仕事はあまりなく、「くらし相談支援センター」を紹介されて相談に来たというケースである。

- ・都会で生活していた方が、コロナの影響が少ないと考えて地方に移ってきたり、出身者が帰って来たり、知人を頼って来たりと居所不安定な状態で当県に来て、仕事がうまくいかず相談に来るケースが目立った。隣接する自治体で大規模従業員を抱えている工場が何ヵ所かあるため、派遣切りに遭い、そこから歩いて来たという方もいる。
- ・賃貸住宅に入居する際の入居保証人が確保できない場合は、当センターで「島根県入居債務保証支援事業」を実施しており、そちらで対応している。いつも非常に難航はするが、厚意にしている大家さんがおり、そうした方の格別な支援をいただきながら何とか乗り越えてきたというのが現状。
- ・「入居債務保証支援事業」は非常に重要な取組であると痛感しており、関係自治体や、市役所、県社協等と意見交換を行っている。入居債務保証支援事業を利用しても、なお大家さんが泣き寝入りをするようなケースがあり、大家さんから制度の使い勝手が悪いとの指摘もある。居住支援に関して献身的に協力してくれている大家さんたちの一角を失ってしまうと当センターの支援の厚みも減ってしまうことになるため、受け皿を大事にするためにも、継続的に制度的な支援が不可欠。
- ・就労準備支援事業の利用件数は横ばいである。「就労準備講座」という連続講座を行っており、今年1月から3回の連続講座が始まったが、第6波の影響により、申し込み自体はいつもより多かったものの、「まん延防止等のためやめます」、「今回は参加を見送ります」とキャンセルが増えた。
- ・また、協力事業所において1日～5日間程度の職業体験を実施しているが、例えば福祉施設では利用者の感染リスクがあるため、その期間は体験を遠慮してほしいと言われることもあり、調整に苦慮したことがあった。
- ・家計改善支援事業は、対応できる相談員が限られ頭打ちとなっているためプラン件数として計上される利用実績は大きく変動していないが、日頃相談を受ける肌感覚として、ニーズは増えている。
- ・貸付に関する相談・利用が急増している中で、家計改善支援事業のニーズは非常に多い。特例貸付の申請そのものは比較的簡便な手続きで行っているが、自立相談支援機関の利用同意を得ていることから、申請の際に必ず家計状況の確認を行っている。受付時に家計改善支援事業による家計表の作成を行い、内部で協議・審査・支援方針を検討しながら並行して貸付の手続きを行っている。検討の中で自己破産や任意整理を行う方がいいといった意見が出た場合には、弁護士相談につなげるなど家計改善支援事業と連動した対応を行っており、こうしたケースはコロナ禍で増えている。
- ・上記のような対応はインテークの部分での負担はあるが、後々の支援を考えると、貸付の相談時点で家計状況を押さえることが大事なポイントだと認識している。例えば、貸付の相談において、借金で苦しく自己破産も検討している、ということが把握されたケースでは、そのことが分かった状態で生活困窮者支援につなぐため、本人にとっても「暮らし相談支援センター」では何を話したらいいのか、またはセンターでは何をしてくれるのかが理解しやすくなっている。
- ・初期時点の家計状況の把握に関して、対応が難しい方については家計相談を得意とする主担当者を割り振るが、基本的に貸付の窓口で対応する職員全員が家計表の聞き取りができるようになっている。貸付を受けたいと相談に来られている方であるため、答えられない、話したくないという方は少ない。

⑤ 生活保護制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・被保護者に対する支援において生活困窮者自立支援制度との連携がより必要ではないかと考えるところがある。生活保護による自立支援においては、行政ルールの中で担当ケースワーカーが変わってしまうことも多々あるが、生活保護では本人と長い付き合いとなる中、担当者が変わる度に支援や関係性も変わり、本人との信頼関係づくりが難しくなるような場面をみてきた。
- ・生活困窮者の就労準備支援や居場所支援等で難しいと感じるのは、本人が経済的に困窮して余裕がない状況にあるため、ボランティア活動や居場所等への参加を促すことがなかなか難しいことである。一方で、生活保護受給世帯の場合は最低限の生活費が確保されているものの、すぐにでも就労が可能あるいは可能ではない場合いざれにおいても、外に出る機会が少なく、閉じこもりやひきこもりの状態になっている方が多い。
- ・保護廃止になった方が自立相談支援機関に移行してプランを作るケースはあまりない。

(生活困窮者の生活保護受給の必要性／受給に対する心理的ハードル)

- ・コロナ禍において、今だけ収入がない・少ないのであれば、その1ヶ月だけ生活保護を受給してはどうかという促し方をすることもある。1ヶ月だけ生活保護を受給し、その後は就労による収入が入るため保護廃止にはなるが、その後も生活が安定して軌道に乗るかどうかを誰かがモニタリングしなくてはいけない。こうした場合、生活保護を受給したので自立相談支援機関は関係ない、生活保護も廃止になったのでケースワーカーの支援もない、後は一人で頑張ってください、で大丈夫な方はいいが、そうでないケースもある。
- ・妊婦の方で会社の協会けんぽ加入者にはさまざまな支援があるが、そうでない方については病気でもないため住居確保給付金に関しても傷病ではなく中止になってしまい、支援が途切れてしまう。そうすると出産前後だけ生活保護を受けなくてはならない、受けた方がいいということもある。働ける状態になって復職する時の支援もまた必要になってくる。
- ・極論的には、生活困窮のプランの中の支援メニューの一つとして生活保護が利用できるといったくらいの使い勝手の良さがあるとよいのではないかと考える。
- ・状況が改善しなければ現実的に生活保護を考える必要がある人も増えてくる可能性がある。逆に言うと貸付が生活保護までを間延びをさせてしまったという見方もできるケースもあると思われる。
- ・「くらし相談支援センター」に相談に来られた方の中にも、生活保護が必要ではないかと思われるケースはある。ほとんどのケースでは本人が生活保護制度のことをよく知らず、また抵抗感を持っていることが多い。そのため、相談に来られたその足で福祉事務所へ行くのではなく、一度、生活保護担当に電話し、行く日程を決めて後日同行するなどワンクッションおくようにしている。
- ・生活保護の受給に対する心理的ハードルとしては、車が所有できなくなることへの抵抗感、扶養照会で家族に知られることへの懸念などもあるが、他の人に知られてしまうのではないか、家族から責められるのではないか、指を指されるのが嫌だといった心情はよく聞かれる。
- ・近所付き合いや周りの方との関係性は都会と比べるとつながりが深いため、生活保護に限らず支援機関の看板のついた車で訪問されることを嫌がる方も多い。訪問の際には団体名が入っていない車で来てほしいと言われ、周りの目を気にされている。近隣住民はほとんど知り合いで、昔からの付き合いのある人たちに支援を受けることを知られたくないといった意識が根強いと思われる。

2 福祉事務所（生活保護） 担当課

（1）鹿児島県薩摩川内市

種別	人口 令和3年1月1日住民基本台帳人口	生活保護の状況(令和3年4月1日現在)			就労支援事業等の実施状況			
		被保護人員	被保護世帯数	保護率	生活保護受給者等就労自立促進事業	被保護就労準備支援事業	被保護家計改善支援事業	自治体独自の事業
一般市	93,581	898人	734世帯	9.64%	○			○

① 当該自治体の概要/生活保護の状況等

- ・生活保護の所管は、市民福祉部 保護課であり、生活困窮者自立支援制度は同市民福祉部内の障害社会・福祉課となっている。
- ・生活保護の年間相談件数は、ここ数年 250 件を超えていたが、平成 29 年度で 194 件に減少、令和元年度は 257 件に増加、令和2年度に 212 件となり、前年度対比 45 件の減少となった。相談件数は減少傾向にあるが、相談内容としては、複雑な家庭環境などが原因となり生活が困窮するなど、複合的な課題を抱える相談が増加している印象である。
- ・被保護者に対する就労支援事業等としては、「被保護者等就労自立支援事業」のほか、市単独事業として、「就労支援プログラム」を実施しており、「被保護者等就労自立支援事業」と連動した就労支援に取り組んでいる。具体的には、プログラム参加者に対して、対象者の生活歴や就労歴・適性・自立意欲を分析し、就労支援員と担当ケースワーカーの連携により、きめ細かな就労支援を行い、「被保護者等就労自立支援事業」に移行させている。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・相談・申請件数の推移は、令和2年度 申請者:11名、うち保護開始:9名であり、令和3年度(11月末現在) 申請者:4名、保護開始:4名であり、現在はコロナ禍による影響は見受けられていない。
- ・令和2年度における保護世帯の内訳は、「高齢者世帯」が最も多く、次いで「その他世帯」、「障害者世帯」、「傷病者世帯」となっており、前年度と比較すると、「その他世帯」が増加したことから、直接的なコロナ禍による影響は数字として現れていないが、間接的な影響を受けた可能性がある。
- ・長引くコロナ禍の影響により、今後、地方である当市にも市場・経済の悪化が波及していくことが推測され、稼働年齢層はもとより高齢者の再就職も困難な情勢になることが推測される。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

(対象者の特徴/対象者像の変化)

- ・新型コロナウイルス感染拡大前後から、相談内容としては、複雑な家庭環境などが原因となり生活が困窮するなど、複合的な課題を抱える相談が増加している印象である(再掲)。家族との交流がないなど、社会的孤立にあり、頼ることができない、家族には知られたくないなどの意向をもつ人が増えてきている。また、65 歳未満の稼働年齢層からの相談も多く、メンタルヘルスに課題がある、疾病があり就職活動が困難な人など、感覚的にはそうした支援層が増えている印象。

- ・景気悪化の影響は地方まで波及してくることも予想され、今後、新たに飲食店を含む個人事業主等からの相談の増加が予測される。そうした方は、事業資金等多くの借入金があることも多いため、法テラス等への相談も含め、債務整理等の支援も必要となってくるのではないか。

(対応状況・課題)

- ・飲食店等の個人事業主の多くは、事業の継続を望むことが予測されることから、まず生活困窮者自立支援制度との連携が重要となる。また、保護申請に至った場合にも、早期の保護廃止を望むと思われるため、適切な事務対応と、決定後に店の再建を含めた就労支援が重要と考える。
- ・個人事業主等が事業を継続しながら生活再建を図るにあたっては、ここ何ヵ月といった早期の保護廃止の見込みがあればよいが、収入があっても経費を上回る状況が続く場合、長期で生活保護により対応することは難しく転職指導の対象となりえる。コロナ禍による影響を見据えながら事業の回復の可能性を考慮しなければならない点で難しく、就労支援に工夫が求められる。
- ・これまで年1回「関係機関連絡会」を開催。(コロナ禍により平成30年度実施以降未実施)構成員としては、市内精神科、鹿児島地方検察庁、薩摩川内警察署、市消防局、九州電力、川内ガス販売協同組合、法テラス鹿児島法律事務所、薩摩川内市社会福祉協議会、基幹相談支援センター、市関係課等である。

④ 生活困窮者自立支援制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・生活保護受給世帯の子どもたちへの学習支援のため、生活困窮者自立支援制度による「子どもの学習・生活支援事業」において、夏休み期間中に対応してもらっている。ここ数年では、母子家庭で塾に行くことができない子どもたち数名程度の実績。
- ・また、生活保護の申請を希望しない人に対する就労支援において、協力を得たい。

(生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ)

- ・共通点としては、社会からの孤立、人間関係の構築ができないなどの課題を抱えたケースがあるため、心のケアも含めた支援が必要であること。異なる点としては、生活保護制度は手厚い支援を受けることができるため、それが逆に就労自立に時間がかかる場合もあると思われる。
- ・生活困窮者自立支援制度の利用者の中には、ある程度の収入があり明らかに生活保護に該当しないケースもあるが、それ以外の世帯については、収入だけでみると、該当するようなケースが多い。そのような世帯についての情報共有は重要である。

(生活保護受給に対する心理的ハードル)

- ・生活保護を受給したくない理由としては、当市では車の保有等の制約があることによるものが大きい。島しょ部もあり、交通の便が悪いため、車がないと買い物にも容易に行けずに困る。就労して通勤が大変、公共交通では就業時間に間に合わない、子どもの通学の送迎が必要といったような場合には、ケース診断会議に諮り、個別に検討・対応している。

(2) 北海道旭川市

種別	人口 令和3年1月1日住民基本台帳人口	生活保護の状況(令和3年4月1日現在)			就労支援事業等の実施状況			
		被保護人員	被保護世帯数	保護率	生活保護受給者等就労自立促進事業	被保護就労準備支援事業	被保護家計改善支援事業	自治体独自の事業
中核市	331,397	12,192人	9,881世帯	37.0%	○	○		

① 当該自治体の概要/生活保護の状況等

- ・生活保護の所管は、福祉保険部 生活支援課、生活困窮者自立支援制度も同課の自立支援係となっており、自立相談支援事業「旭川市自立サポートセンター」(以下、「自立サポートセンター」)は、社会福祉協議会への委託により実施している。
- ・生活保護の相談のインテーク部門と、「自立サポートセンター」は市役所の同じフロア廊下を挟んで向かい合わせに配置されており(社協の職員を配置)、さらに「自立サポートセンター」の同じ部屋にハローワークの出張所も配置されている。
- ・被保護者就労準備支援事業を生活困窮者の就労準備支援事業と同じ委託先「北海道労働者協同組合ワーカーズコープ」に委託して一体的に実施している。被保護者就労準備支援事業では、集まって行う勉強会・学習会、セミナー等よりも、個別支援を受けてボランティア活動や就労体験、支援付き就労等に参加するが多く、実際の参加者は保護受給者が多数を占める。
- ・市において無料職業紹介を実施しており、被保護者就労準備支援事業を利用した(している)被保護者が実際に就労する際に活用している。被保護者等就労自立促進事業の参加者は、ハローワークを通じて就職することがほとんどである。

② 新型コロナウイルス感染症の影響下での支援状況

- ・保護率については、ここ数年、少しずつ減少傾向にあり、新型コロナウイルスの感染拡大前後での状況に変化はない。感染が急拡大した一昨年4、5月頃はコロナを理由とした保護の相談・申請が少しあったものの、最近はほとんどない。
- ・中核市クラスの状況としては、元々保護率が非常に低いところで増加がみられる場合があるが、当市のように元々保護率が高い地域では、影響があまり感じられないのではないか。

③ 新型コロナウイルス感染症の影響により表出した支援対象者像や支援ニーズの変化

- ・コロナ禍では不要の面談等は控えるようにとのことで、被保護者とのやり取りは、対面ではなく電話での対応を増やして継続した支援を行っていた。
- ・基本的にはメールやSNS等は活用しておらず、被保護者の大半がICTを利用できる状況になつていないため、面談ができないとなると、通常考えられる手段は電話となる。
- ・「子どもの学習・生活支援事業」についても生活保護と生活困窮の一体型で実施しており、参加者は生活困窮者世帯の方が多い。学習支援の場が元々拠点型として、参加している児童に学習の場を提供して習慣を身につけてもらうという意味合いが強い。塾のように通うことで学校の成績アップを狙うというより、自宅で学習すべき宿題等を自習し、わからないところはスタッフに教わりながら学習意欲を高めることを目指している。委託先であるワーカーズコープが運営している高齢者施

設の一部を借りて拠点型で実施していたが、高齢者施設自体が外部の人を入れられない期間が長くなつた。そのことで、一切対面型でできない状態が続くと、折角参加することにより培われた学習の習慣が途切れてしまうことが懸念され、非接触型でzoomを活用したオンラインでの学習支援を開いた。通信機器がないなどの理由で不参加となつた子どももいるが、オンラインにより状況確認をすることで参加している子どもたちの習慣と意欲を継続させることができたことは良かった。

④ 生活困窮者自立支援制度との連携について

(被保護者に対する生活困窮者自立支援制度による支援の必要性・認識)

- ・被保護者で保護を廃止になった人が生活困窮者自立支援制度による支援に移行するケースはほとんどない。生活保護を受給していた時に被保護者就労準備支援事業に参加していた方で、保護廃止になったが就労準備支援事業を継続して利用したいという方があり、その場合には保護から生活困窮に引き継ぎシームレスな形で支援を移行することもあるが、かなり稀である。
- ・保護受給者に対する生活困窮者制度に基づく支援については、必要性を感じる部分がある。
- ・具体的な場面として、保護受給者の場合、収入の部分は一定程度安定しているが、家計のやりくりができず、保護を受給しながら生計をうまく成り立たせることができない方がおり、当市は、家計改善支援事業は生活困窮者支援でしか実施していないため、ニーズがある。ケースワーカーが生活支援として面談や訪問を通じて助言しているが、十分でないところがある。
- ・また、日常生活自立や社会生活自立に向けた支援は、本来の就労支援の対象者からは外れてくるため、実際には就労支援事業や被保護者就労準備支援事業で実施している状況であるが、本来のケースワークの中では十分に行えていないため、そうした支援が必要と考える。

(被保護者に対する就労支援の課題)

- ・就労支援の中で毎回課題としてあがるのは、障害受容を支援してくれる機関が少ないことである。障がい者に対する相談・支援はあるものの、まだ障がい者ではないが障害者手帳を取得した方が生活の安定のために望ましい方への支援が限られている。
- ・手帳の取得の段階に入ってからも時間がかかるが、それ以前のアセスメントや障害受容を促すプロセスにかなり時間を要する上、難易度も高く、ケースワーカーの事務量を考えると一人ひとりにきめ細かい支援は難しいと思われる。被保護者就労準備支援事業や就労支援事業等の中で対応しているが、それが本来の対象者への支援を圧迫している面がある。
- ・本人の持っている能力を踏まえると一般就労はかなり難しい方で、障害者手帳を取得して福祉的就労を目指すなど障害福祉サービスにつながることが望ましい方が、障害受容し、手帳を取得して障害福祉サービスを開始するまでの間の支援が強化されるとありがたい。

(生活困窮者自立支援制度との具体的な連携方法)

- ・生活困窮の相談を受けていた方が生活保護を申請することになった場合、インタークでの連携も同様であるが、両制度の担当者(相談支援員とケースワーカー)で引き継ぎを行っている。「自立サポートセンター」と生活保護担当と頻繁に会議や勉強会を実施しているというわけではなく、個別ケースの対応で関わっているという形である。
- ・就労支援事業や就労準備支援事業と、生活困窮者の就労支援に関しては、3者で事業体を構成し、その中で同じプログラムを共同で実施するなどしているため、連携が図られている。

(生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との相談支援の位置づけ)

- ・共通点としては、面談のアセスメントの部分に時間をかけて丁寧に行い、信頼関係の構築を重視していることである。特に就労支援につながる場合、就労に向けた課題の分析が重要なため、アセスメントを重視している。就労支援を通じて就労だけではない生活面の課題が見えてくることが多い。
- ・特例貸付を含め、金銭給付が目的で自立相談支援機関につながる方は目的が達成された段階でそれ以上の相談にはつながらないことが多いため、必ずしも生活困窮者支援に関して金銭給付が必要とは考えていない。そこで金銭給付を継続しないと相談ができない、生活に困ってしまうということであれば生活保護制度を利用するのが順当ではないか。
- ・生活困窮者自立支援制度に関しては相談者主体で相談を継続するかしないかが決まってくる。生活保護に関しては保護を受給している限り、本人が望むか望まないかに関わらずアセスメントや相談の機会がやってくるが、生活困窮者支援の場合、本人が不要と思えばその時点で支援が終わってしまうこともある。支援者側が思う必要な支援と本人が望む支援に差があることが原因と考えられるが、継続的な支援を行う上で必ずしも金銭給付が必要とはいえないのではないか。

(生活保護受給に対する心理的ハードル)

- ・生活に困っているため相談には来るが、「生活保護以外でなんとかならないか」と、特別な理由がなく「受けたくない」という人も多い。当市では車がないと日常生活に支障があるため車もひとつの要因ではあるが、プライドなのか、「とにかく受けたくない」という雰囲気はある。

厚生労働省 令和3年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

**新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた
生活困窮者支援のあり方に関する調査研究事業
報告書**

令和4年3月発行
発行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1-1 毎日札幌会館3階

TEL: 011-222-3669 FAX: 011-222-4105

東京事務所／〒105-0003 東京都港区新橋6丁目20番1号 ル・グラシエルBLDG.1 5階

TEL: 03-5472-7337 FAX: 03-5472-8330